

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1 趣旨</p> <p>農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じていく必要がある。</p> <p>このため、地方と連携することにより、親元就農も対象として含んだ上で経営発展のための機械・施設等の導入を支援するとともに、伴走機関等による研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート、就農に係る情報の発信等の取組を支援する。</p> <p>また、就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化及び<u>リ・スキリング</u>の充実等の取組を支援することにより、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図る。</p> <p>第2 事業内容、事業実施主体等</p> <p>事業の内容、事業実施主体等は別表のとおりとする。</p> <p>第4 事業計画等</p> <p>1 事業計画の作成</p> <p>事業実施主体は、それぞれ別記1から7までに定めるところにより事業計画を作成する。</p> <p>2 事業の着手</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、1の事業計画について、経営局長に提出し、承認を得た後、その理由を具体的に明記した新規就農者育成総合対策交付決定前着手届（別紙様式）を経営局長に提出するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 <u>事業実績の報告</u></p> <p>事業実施主体は、それぞれ別記1から7までに定めるところにより事業実績報告を作成し、報告する。</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じていく必要がある。</p> <p>このため、地方と連携することにより、親元就農も対象として含んだ上で経営発展のための機械・施設等の導入を支援するとともに、伴走機関等による研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート、就農に係る情報の発信等の取組を支援する。</p> <p>また、就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化及び<u>リカレント教育</u>の充実等の取組を支援することにより、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図る。</p> <p>第2 事業内容及び事業実施主体等</p> <p>事業の内容<u>及び</u>事業実施主体等は別表のとおりとする。</p> <p>第4 事業計画等</p> <p>1 事業計画の作成</p> <p>事業実施主体は、それぞれ別記1から7までに定めるところにより事業計画を作成する<u>こと</u>。</p> <p>2 事業の着手</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、1の事業計画について、経営局長に提出し、承認を得た後、その理由を具体的に明記した新規就農者育成総合対策交付決定前着手届（別紙様式<u>第1号</u>）を経営局長に提出するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 <u>事業実績報告の作成</u></p> <p>事業実施主体は、それぞれ別記1から7までに定めるところにより事業実績報告を作成し、<u>経営局長に</u>報告する。</p>

改正後

改正前

第5 関係機関との連携

本事業の実施に当たって、都道府県、市町村、農業経営・就農支援センター（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 11 条の 11 に規定する農業経営・就農支援センターをいう。以下同じ。）、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）、農業協同組合、農業委員会、都道府県普及指導センター、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。

第5 関係機関との連携

本事業の実施に当たって、都道府県、市町村、農業経営・就農支援センター（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 11 条の 11 に規定する農業経営・就農支援センターをいう。以下同じ。）、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）、農業協同組合、農業委員会、都道府県普及指導センター、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった青年就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。

第6 その他

本事業の具体的実施に関し、本要綱の解釈等について確認する必要がある場合は、農林水産省経営局就農・女性課に対して、文書で照会し、文書で回答を求めることができる。

第6 その他

本事業の実施に関し、本実施要綱の解釈等について確認する必要がある場合は、農林水産省経営局就農・女性課に対して、文書で照会し、文書で回答を求めることができる。

別表

別表

事業内容	事業実施主体	補助率
1 経営発展支援事業（別記1） 就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、国が都道府県支援分の2倍を支援する事業。	<u>全国農業委員会ネットワーク機構</u>	<u>定額</u> <u>（定額、</u> <u>県支援分</u> <u>の2倍）</u>
2 就農準備資金・経営開始資金（別記2） ア・イ（略）	全国農業委員会ネットワーク機構	<u>定額</u> <u>（定額）</u>
3（略）	（略）	（略）

事業内容	事業実施主体	補助率
1 経営発展支援事業（別記1） 就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、国が都道府県支援分の2倍を支援する事業。	<u>市町村</u>	<u>定額</u> <u>（県支援</u> <u>分の2</u> <u>倍）</u>
2 就農準備資金・経営開始資金（別記2） ア・イ（略）	全国農業委員会ネットワーク機構、 <u>都道府県、市町村等</u>	<u>定額</u>
3（略）	（略）	（略）

改正後			改正前				
4	<p>サポート体制構築事業（別記4） 地域における就農相談体制の整備、先輩農業者等による新規就農者への技術面等のサポート、就農希望者を対象とした実践的な研修農場の整備及び社会人向けの農業研修の実施を支援する事業。 ア～エ （略）</p>	<p><u>全国農業委員会ネットワーク機構</u></p> <p>（略）</p>	<p><u>定額</u> <u>（定額、</u> <u>1/2 以</u> <u>内）</u></p> <p>（略）</p>	4	<p>サポート体制構築事業（別記4） 地域における就農相談体制の整備、先輩農業者等による新規就農者への技術面等のサポート、就農希望者を対象とした実践的な研修農場の整備及び社会人向けの農業研修の実施を支援する事業。 ア～エ （略）</p>	<p><u>市町村、協議会、民間団体</u></p> <p>（略）</p>	<p><u>定額、</u> <u>1/2 以内</u></p> <p>（略）</p>
5	<p>農業教育高度化事業（別記5） 農業大学校、農業高校などの農業教育機関における農業教育の高度化を図るため、全国段階において、農業教育機関の指導者や学生を対象とした研修等の開催、オンライン研修等の実施を支援するとともに、地域段階において、各都道府県が作成する「農業教育高度化プラン」の実現に向けた取組を支援する事業。 ア 全国事業 （ア）・（イ）（略） <u>（ウ）国際的な農業人材育成のための取組</u> イ 都道府県事業 （ア）～（オ）（略） （削る。） <u>（カ）</u> その他の取組</p>	<p><u>全国農業委員会ネットワーク機構</u></p> <p>（略）</p>	<p><u>定額</u> <u>（定額、</u> <u>1/2 以</u> <u>内）</u></p> <p>（略）</p>	5	<p>農業教育高度化事業（別記5） 農業大学校、農業高校などの農業教育機関における農業教育の高度化を図るため、全国段階において、農業教育機関の指導者や学生を対象とした研修等の開催、オンライン研修等の実施を支援するとともに、地域段階において、各都道府県が作成する「農業教育高度化プラン」の実現に向けた取組を支援する事業。 ア 全国事業 （ア）・（イ）（略） （新設） イ 都道府県事業 （ア）～（オ）（略） <u>（カ）国際的な農業人材育成のための取組</u> <u>（キ）</u> その他の取組</p>	<p><u>都道府県、市町村、民間団体等</u></p> <p>（略）</p>	<p><u>定額、</u> <u>1/2 以内</u></p> <p>（略）</p>
6	（略）	（略）	（略）	6	（略）	（略）	（略）

改正後

改正前

7 農業者キャリアアップ支援事業（別記7） （略）	<u>全国農業委員会ネットワーク機構</u>	<u>定額</u> <u>（定額）</u>
------------------------------	------------------------	--------------------------

7 農業者キャリアアップ支援事業（別記7） （略）	<u>協議会、都道府県</u>	<u>定額</u>
------------------------------	-----------------	-----------

別紙様式

（略）

（略）

別添

別紙様式第1号

（略）

（略）

別添

事業内容	事業費			着手予定 年月日	完了予定 年月日	(削る。)
		うち国費				

事業内容	事業費			着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
		うち国費				

(交付決定前に事業を着手する理由)

(新設)

改正後	改正前
<p>(別記1)</p> <p style="text-align: center;">経営発展支援事業</p> <p>第4 取組主体 (略)</p> <p>第5 事業内容</p> <p>1 交付対象者の要件</p> <p>取組主体は、以下の要件を満たす者又は法人(以下「交付対象者」という。)に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業実施の年度又は前年度に農業経営を開始し、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている又はする予定であること。</p> <p>ア 農地の所有権又は利用権(農地法(昭和27年法律第229号)第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。)附則第5条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30年法律第68号)第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。)を交付対象者(交付対象者が法人の場合は、当該法人の役員を含む。イにおいて同じ。)が有していること。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(3) 青年等就農計画(基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。以下同じ。)の認定を受けていること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額を10%以上増加させ、又は生産コストを</p>	<p>(別記1)</p> <p style="text-align: center;">経営発展支援事業</p> <p>第4 事業実施主体 (略)</p> <p>第5 事業内容</p> <p>1 交付対象者の要件</p> <p>事業実施主体は、以下の要件を満たす者又は法人(以下「交付対象者」という。)に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 令和4年度又は令和5年度中に農業経営を開始し、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている又はする予定であること。</p> <p>ア 農地の所有権又は利用権(農地法(昭和27年法律第229号)第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、基盤強化法第19条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30年法律第68号)第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。)を交付対象者(交付対象者が法人の場合は、当該法人の役員を含む。イにおいて同じ。)が有していること。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(3) 基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けていること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額を10%以上増加させ、又は生産コストを</p>

改正後	改正前
<p>10%以上減少させる経営発展支援事業計画等であると<u>取組</u>主体に認められること。</p> <p>(6) 地域計画（基盤強化法第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（<u>同条第 3 項の地図をいう。以下同じ。</u>）に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。）の 2 の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知の 3 により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の 4 により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下<u>別記 1 において「人・農地プラン」という。</u>）に中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）。</p> <p>(7) 本事業、別記 3 の雇用就農資金、<u>新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 1996 号農林水産事務次官依命通知）の別記 6 の初期投資促進事業（以下「令和 4 年度補正初期投資促進事業」という。）若しくは新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和 5 年 12 月 1 日付け 5 経営第 2016 号農林水産事務次官依命通知）の別記 2 の初期投資促進事業（以下「令和 5 年度補正初期投資促進事業」という。）</u>による助成金又は経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和 3 年 3 月 26 日付け 2 経営第 2988 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。</p> <p>(8) ～ (10) (略)</p> <p><u>(11) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。</u></p> <p>2 助成対象 (1) ・ (2) (略)</p>	<p>10%以上減少させる経営発展支援事業計画等であると<u>事業実施</u>主体に認められること。</p> <p>(6) 地域計画（基盤強化法第 19 条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（<u>基盤強化法第 19 条第 3 項の地図をいう。以下同じ。</u>）に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。）の 2 の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知の 3 により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の 4 により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）。</p> <p>(7) 本事業、別記 3 の雇用就農資金<u>若しくは新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 1996 号農林水産事務次官依命通知）別記 6 の初期投資促進事業（以下「初期投資促進事業」という。）</u>による助成金又は経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和 3 年 3 月 26 日付け 2 経営第 2988 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。</p> <p>(8) ～ (10) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 助成対象 (1) ・ (2) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(3) (1) の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。</p> <p>ア 整備等の内容ごとに事業費が 50 万円以上であること。 事業の対象となる機械・施設等（中古資材等を活用して整備する施設を含む。以下同じ。）が中古機械・施設等である場合には、事業費が 50 万円以上であり、かつ、<u>取組</u>主体が適正と認める価格で取得されるものであること。</p> <p>イ 機械・施設等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施、複数の業者からの<u>見積り</u>徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。</p> <p>ウ (1) のアについては次に掲げる基準を満たすこと。 (ア) 原則として、事業の対象となる機械・施設等は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）第 1 条第 1 項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）がおおむね 5 年以上 20 年以下のものであること。 ただし、事業の対象となる機械・施設等が中古機械・施設等である場合には、上記に加え、中古資産耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令第 3 条に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）が 2 年以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による 2 年間以上の保証があるものに限る。）。</p> <p>(イ) 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、<u>ショベルローダ</u>、<u>バックホ</u>、GPS ガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。 a フォークリフト、<u>ショベルローダ</u>、<u>バックホ</u>、GPS ガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。 (a) ～ (c) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p>	<p>(3) (1) の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。</p> <p>ア 整備等の内容ごとに事業費が 50 万円以上であること。 事業の対象となる機械・施設等（中古資材等を活用して整備する施設を含む。以下同じ。）が中古機械・施設等である場合には、事業費が 50 万円以上であり、かつ、<u>事業実施</u>主体が適正と認める価格で取得されるものであること。</p> <p>イ 機械・施設等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施、<u>農業資材比較サービス（AGUMIRU「アグミル」）の活用等による</u>複数の業者からの<u>見積もり</u>徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。</p> <p>ウ (1) のアについては次に掲げる基準を満たすこと。 (ア) 原則として、事業の対象となる機械・施設等は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 <u>3 月 31 日</u>大蔵省令第 15 号）第 1 条第 1 項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）がおおむね 5 年以上 20 年以下のものであること。 ただし、事業の対象となる機械・施設等が中古機械・施設等である場合には、上記に加え、中古資産耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令 <u>（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）</u> 第 3 条に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）が 2 年以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による 2 年間以上の保証があるものに限る。）。</p> <p>(イ) 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、<u>ショベルローダ</u>、<u>バックホ</u>、GPS ガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。 a フォークリフト、<u>ショベルローダ</u>、<u>バックホ</u>、GPS ガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。 (a) ～ (c) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(エ) <u>取組</u>主体が第9の2の(3)に基づき作成する事業計画の提出以前に自ら若しくは本事業以外の補助事業を活用して着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した機械・施設等を本事業に切り替えて整備するものではないこと。</p> <p>(オ)～(ク) (略)</p> <p><u>(ケ) 導入等を予定している機械等が、トラクター、コンバイン又は田植え機である場合には、位置情報及び作業時間に関するデータ(以下「農機データ」という。)を当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがAPI(Application Programming Interface: 複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必要な仕組み)を自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公表し、農機データを連携できる環境を整備していること。</u></p> <p><u>ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合及び導入等を予定している機械でなければ成果目標を達成できないと取組主体が認める場合は除く。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>3 助成額</p> <p>(1) 本事業の交付対象者の補助対象経費は、2の(1)の取組に必要な経費とし、国は当該取組に当たり都道府県が支援する額の2倍(整備等内容ごとにそれぞれ千円未満<u>切捨て</u>)を支援する。ただし、国の支援は補助率1/2を超えない範囲とする。</p> <p>また、補助対象事業費の上限額は1,000万円(<u>別記2の経営開始資金(以下「経営開始資金」という。)</u>)、<u>新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の別記1就農準備・経営開始支援事業(以下「就農準備・経営開始支援事業」という。)</u>の経営開始支援資金の交付対象者の場合は、500万円)とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合であって、第5の1の(1)の要件を満たす者(当該法人が目標地図に位置づけられた者等に限る。)については、経営開始資金<u>又は経営開始支援資金</u>の交付を受け</p>	<p>(エ) <u>事業実施</u>主体が第9の2の(3)に基づき作成する事業計画の提出以前に自ら若しくは本事業以外の補助事業を活用して着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した機械・施設等を本事業に切り替えて整備するものではないこと。</p> <p>(オ)～(ク) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 助成額</p> <p>(1) 本事業の交付対象者の補助対象経費は、2の(1)の取組に必要な経費とし、国は当該取組に当たり都道府県が支援する額の2倍(整備等内容ごとにそれぞれ千円未満<u>切り捨て</u>)を支援する。ただし、国の支援は補助率1/2を超えない範囲とする。</p> <p>また、補助対象事業費の上限額は1,000万円(経営開始資金の交付対象者の場合は、500万円)とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合であって、第5の1の(1)の要件を満たす者(当該法人<u>及び青年就農者それぞれ</u>が目標地図に位置づけられた者等に限る。)については、経営開始資金の交付を受</p>

改正後	改正前
<p>る者にあつては500万円、受けない者にあつては1,000万円（当該法人に夫婦を含む場合は、当該夫婦について、経営開始資金又は経営開始支援資金の交付を受ける場合は750万円、受けない場合は1,500万円）を合算した額又は2,000万円のいずれか低い額を上限額とする。</p> <p>なお、令和5年度より前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。</p>	<p>ける者にあつては500万円、受けない者にあつては1,000万円（当該法人に夫婦を含む場合は、当該夫婦について、経営開始資金の交付を受ける場合は750万円、受けない場合は1,500万円）を合算した額又は2,000万円のいずれか低い額を上限額とする。</p> <p>なお、令和4年度より前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 成果目標 経営発展支援事業計画等で実施することとした項目について、成果目標とする。</p>	<p>5 成果目標 経営発展支援事業計画等で選択した取組について、成果目標とする。</p>
<p>第6 交付対象者の手続</p>	<p>第6 交付対象者の手続</p>
<p>1 経営発展支援事業計画等の承認申請 本事業の助成を受けようとする者又は法人は、経営発展支援事業計画等を作成し、取組主体に承認申請する。 なお、経営発展支援事業計画等を作成するに当たっては、取組主体に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、都道府県普及指導センター等の関係機関、第8の7のサポート体制の関係者等から助言及び指導を受けることとする。</p>	<p>1 経営発展支援事業計画等の承認申請 本事業の助成を受けようとする者又は法人は、経営発展支援事業計画等を作成し、事業実施主体に承認申請する。 なお、経営発展支援事業計画等を作成するに当たっては、事業実施主体に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、都道府県普及指導センター等の関係機関、第8の7のサポート体制の関係者等から助言及び指導を受けることとする。</p>
<p>2 経営発展支援事業計画等の変更申請 交付対象者は、経営発展支援事業計画等に記載された取組を変更し、中止し、又は廃止する場合は、取組主体に計画の変更を承認申請する。</p>	<p>2 経営発展支援事業計画等の変更申請 交付対象者は、経営発展支援事業計画等に記載された取組を変更し、中止し、又は廃止する場合は、事業実施主体に計画の変更を承認申請する。</p>
<p>3 交付申請 1の承認を受けた者又は法人は、交付申請書（別紙様式第2号）を作成し、取組主体に助成金の交付を申請する。</p>	<p>3 交付申請 1の承認を受けた者又は法人は、交付申請書（別紙様式第2号）を作成し、事業実施主体に助成金の交付を申請する。</p>
<p>4 実績報告</p>	<p>4 実績報告</p>

改正後	改正前
<p>交付対象者は、経営発展支援事業計画等に記載された取組を完了したときは、実績報告兼助成金支払請求書（別紙様式第3号）を作成し、<u>取組</u>主体に報告する。</p> <p>5 就農状況報告等</p> <p>(1) 就農状況報告</p> <p>交付対象者は、事業実施の翌年度から経営発展支援事業計画等に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の就農状況報告（別紙様式第4号）を<u>取組</u>主体に提出する。</p> <p><u>また、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際（原則、毎年1月末までの報告時）に、別紙様式第4号別添5の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを取組主体に提出する。</u></p> <p>(2) 住所等変更報告</p> <p>交付対象者は、経営発展支援事業計画等に定めた目標年度までに氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第5号）を<u>取組</u>主体に提出する。ただし、別記2の第6の2の(6)のイ<u>又は就農準備・経営開始支援事業の第6の2の(6)のイ</u>により住所等変更届を提出している場合は、本報告を行ったものとみなすことができる。</p> <p>(3) 就農報告</p> <p>交付対象者は、実績報告後に就農する場合は、就農後1か月以内に就農届（別紙様式第6号）を<u>取組</u>主体に提出する。ただし、別記2の第6の1の(7)の<u>エ又は就農準備・経営開始支援事業の第6の1の(7)のエ</u>の報告を提出した場合は、当該報告をもって提出したものと見なすことができる。</p> <p>6 その他</p>	<p>交付対象者は、経営発展支援事業計画等に記載された取組を完了したときは、実績報告兼助成金支払請求書（別紙様式第3号）を作成し、<u>事業実施</u>主体に報告する。</p> <p>5 就農状況報告等</p> <p>(1) 就農状況報告</p> <p>交付対象者は、事業実施の翌年度から経営発展支援事業計画等に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の就農状況報告（別紙様式第4号）を<u>事業実施</u>主体に提出する。</p> <p>(2) 住所等変更報告</p> <p>交付対象者は、経営発展支援事業計画等に定めた目標年度までに氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第5号）を<u>事業実施</u>主体に提出する。ただし、別記2の第6の2の(6)のイにより住所等変更届を提出している場合は、本報告を行ったものとみなすことができる。</p> <p>(3) 就農報告</p> <p>交付対象者は、実績報告後に就農する場合は、就農後1か月以内に就農届（別紙様式第6号）を<u>事業実施</u>主体に提出する。ただし、別記2の第6の1の(7)の報告を提出した場合は、当該報告をもって提出したものと見なすことができる。</p> <p>6 その他</p>

改正後	改正前
<p>交付対象者は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入した機械・施設等の耐用年数が残存する間に使用が困難となった場合は、その旨を取組主体に速やかに報告する。</p>	<p>交付対象者は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入した機械・施設等の耐用年数が残存する間に使用が困難となった場合は、その旨を事業実施主体に速やかに報告する。</p>
<p>第7 都道府県の手続等</p>	<p>第7 都道府県の手続等</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>2 サポート体制の整備</p> <p>都道府県は、交付対象者が円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制を別記6の第3の2の(1)のオの新規就農支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）において公表するものとする。ただし、別記2の別紙様式第24号別添（別紙）又は就農準備・経営開始支援事業の別紙様式第24号別添（別紙）の都道府県サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業のサポート体制を整備し、公表したものと見なすことができる。</p>	<p>2 サポート体制の整備</p> <p>都道府県は、交付対象者が円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制を別記6の第3の2の(1)のオの新規就農支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）において公表するものとする。ただし、別記2の別紙様式第24号別添（別紙）の都道府県サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業の地域サポート計画を作成し、公表したものと見なすことができる。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>第8 取組主体の手続等</p>	<p>第8 事業実施主体の手続等</p>
<p>1 経営発展支援事業計画等作成への助言及び指導</p> <p>取組主体は、本事業の助成を受けようとする者又は法人が経営発展支援事業計画等を作成するに当たっては、当該者又は法人に対し、都道府県普及指導センター等の関係機関、7のサポート体制の関係者等と協力して、経営発展支援事業計画等の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、必要な助言及び指導を行うものとする。</p>	<p>1 経営発展支援事業計画等作成への助言及び指導</p> <p>事業実施主体は、本事業の助成を受けようとする者又は法人が経営発展支援事業計画等を作成するに当たっては、当該者又は法人に対し、都道府県普及指導センター等の関係機関、7のサポート体制の関係者等と協力して、経営発展支援事業計画等の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、必要な助言及び指導を行うものとする。</p>
<p>2 経営発展支援事業計画等の承認</p> <p>取組主体は、本事業の助成を受けようとする者又は法人から経営発展支援</p>	<p>2 経営発展支援事業計画等の承認</p> <p>事業実施主体は、本事業の助成を受けようとする者又は法人から経営発展</p>

改正後	改正前
<p>事業計画等の承認申請があった場合には、内容について審査し、第9の2の(3)により都道府県に承認を受けた市町村経営発展支援計画事業計画に基づくものと認められる場合は承認するものとする。経営発展支援事業計画等を承認した場合は、申請した者又は法人に通知する。</p> <p>3 経営発展支援事業計画等の変更の承認 <u>取組</u>主体は、経営発展支援事業計画等の変更申請があった場合は、2の手続に準じて、承認する。</p> <p>4 <u>交付決定及び助成金の交付</u> <u>第6の3に基づく交付申請を受けた取組主体は、申請の内容を審査し、申請の内容が適当であると認めた場合は交付を決定する。</u> <u>また、第6の4に基づく実績報告を受けた取組</u>主体は、報告の内容が適当であると認めた場合は助成金を交付する。</p> <p>5 就農状況等の確認 (1) 就農状況報告の確認 就農状況報告を受けた<u>取組</u>主体は、7のサポートチームと協力し、実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお、就農状況報告の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト(別紙様式第7号)を用いて、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。</p> <p>(2) 経営状況の確認 <u>取組</u>主体は、(1)の確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、事業実施の翌年度から2年間、必ず年1回は、以下のアからウまでの方法により、就農状況確認チェックリスト(別紙様式第7号)を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。</p> <p>ア・イ (略) ウ 書類確認</p>	<p>支援事業計画等の承認申請があった場合には、内容について審査し、第9の2の(3)により都道府県に承認を受けた市町村経営発展支援計画事業計画に基づくものと認められる場合は承認するものとする。経営発展支援事業計画等を承認した場合は、申請した者又は法人に通知する。</p> <p>3 経営発展支援事業計画等の変更の承認 <u>事業実施</u>主体は、経営発展支援事業計画等の変更申請があった場合は、2の手続に準じて、承認する。</p> <p>4 助成金の交付 実績報告を受けた<u>事業実施</u>主体は、報告の内容が適当であると認めた場合は助成金を交付する。</p> <p>5 就農状況等の確認 (1) 就農状況報告の確認 就農状況報告を受けた<u>事業実施</u>主体は、7のサポートチームと協力し、実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお、就農状況報告の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト(別紙様式第7号)を用いて、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。</p> <p>(2) 経営状況の確認 <u>また、事業実施</u>主体は、(1)の確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、事業実施の翌年度から2年間、必ず年1回は、以下のアからウまでの方法により、就農状況確認チェックリスト(別紙様式第7号)を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。</p> <p>ア・イ (略) ウ 書類確認</p>

改正後	改正前
<p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、<u>令和4年改正法附則第5条に基づく公告</u>があった農用地利用集積計画、<u>令和4年改正附則第9条に基づく公告</u>があった農用地利用配分計画、<u>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告</u>があった農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画 <u>又は特定作業受委託契約書</u>のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。)</p> <p>(3) その他 別記2の第7の2の(5) <u>又は就農準備・経営開始支援事業の第7の2の(5)</u>による確認を行った場合は、(1)及び(2)について、行ったものとみなすことができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 サポート体制の整備</p> <p>(1) <u>取組</u>主体は、交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、都道府県普及指導センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等の金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者、指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を整備するものとする。<u>取組</u>主体は、別紙様式第10号別添(別紙2)により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画(以下「地域サポート計画」という。)を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、ポータルサイトに公表するものとする。ただし、別記2の別紙様式<u>第25号別添(別紙)</u> <u>又は就農準備・経営開始支援事業の別紙様式第25号別添(別紙)</u>の地域サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業の地域サポート計画を作成し、公表したものと見なすことができる。</p> <p>(2) <u>取組</u>主体は、当該サポート体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者 (<u>別記1</u>におい</p>	<p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、<u>公告</u>のあった農用地利用集積計画 <u>若しくは</u>農用地利用配分計画、<u>特定作業受委託契約書</u> <u>又は</u>都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。)</p> <p>(3) その他 別記2の第7の2の(5)による確認を行った場合は、(1)及び(2)について、行ったものとみなすことができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 サポート体制の整備</p> <p>(1) <u>事業実施</u>主体は、交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、都道府県普及指導センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等の金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者、指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を整備するものとする。<u>事業実施</u>主体は、別紙様式第10号別添(別紙2)により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画(以下「地域サポート計画」という。)を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、ポータルサイトに公表するものとする。ただし、別記2の別紙様式<u>第25号別添</u>の地域サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業の地域サポート計画を作成し、公表したものと見なすことができる。</p> <p>(2) <u>事業実施</u>主体は、当該サポート体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者 (サポートチー</p>

改正後	改正前
<p><u>て「サポートチーム」という。</u>)を選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。サポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることを必須とする。当該農業者は、交付対象者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。</p> <p>(3) 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は次に掲げるア及びイについて、サポートチームは次に掲げるウについて行うものとする。</p> <p>ア 1の経営発展支援事業計画等作成への助言及び指導 イ 2の審査への参加 ウ 5の就農状況の確認、助言及び指導</p> <p>8 整備した機械・施設等の管理運営等</p> <p><u>取組</u>主体は、交付対象者に対し、<u>第5の2(1)により整備した機械・施設、家畜、果樹・茶の改植を行った樹園地</u>等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営するよう指導するものとする。</p> <p>(1) 管理方法</p> <p>ア <u>取組</u>主体は、交付対象者が<u>第5の2(1)により整備した機械・施設、家畜(肥育牛を除く。)</u>等について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数に相当する期間(<u>リースの場合はリース期間</u>)に準じて処分制限期間を設定させるものとする。</p> <p>イ <u>取組</u>主体は、交付対象者に対し、<u>第5の2(1)により整備した機械・施設、家畜(肥育牛を除く。)</u>等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせるものとする。</p> <p>ウ <u>取組</u>主体は、交付対象者に対し、<u>第5の2(1)ア</u>の機械・施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌、利用簿等を適宜作成、整備及び保存させるものとする。</p> <p>エ <u>取組</u>主体は、交付対象者がウで作成した機械・施設等の管理運営日誌又は利用簿等を各年度に少なくとも一度提出させるなど、機械・施設等</p>	<p>ム)を選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。サポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることを必須とする。当該農業者は、交付対象者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。</p> <p>(3) 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は次に掲げるア及びイについて、サポートチームは次に掲げるウについて行うものとする。</p> <p>ア <u>第8の1</u>の経営発展支援事業計画等作成への助言及び指導 イ <u>第8の2</u>の審査への参加 ウ <u>第8の5</u>の就農状況の確認、助言及び指導</p> <p>8 整備した機械・施設等の管理運営等</p> <p>事業実施主体は、交付対象者に対し、整備した機械・施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営するよう指導するものとする。</p> <p>(1) 管理方法</p> <p>ア <u>事業実施</u>主体は、交付対象者が整備した機械・施設等について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数に相当する期間に準じて処分制限期間を設定させるものとする。</p> <p>イ <u>事業実施</u>主体は、交付対象者に対し、機械・施設等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせるものとする。</p> <p>ウ <u>事業実施</u>主体は、交付対象者に対し、機械・施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌、利用簿等を適宜作成、整備及び保存させるものとする。</p> <p>エ <u>事業実施</u>主体は、交付対象者がウで作成した機械・施設等の管理運営日誌又は利用簿等を各年度に少なくとも一度提出させるなど、機械・施設等</p>

改正後	改正前
<p>の管理状況を定期的に把握し、必要に応じて交付対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるようにするものとする。</p> <p>なお、過去に他の補助事業により整備した機械・施設等についても、同様に適切な管理運営等が行われるように努めるものとする。</p> <p>(2) 財産処分の手続</p> <p><u>取組</u>主体は、交付対象者が<u>第5の2(1)により</u>整備した機械・施設、<u>家畜</u>等について、(1)のアで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)第22条に準じた財産処分として、都道府県、市町村交付規則等に基づき、財産処分の申請を行わせ、<u>取組</u>主体の承認を受けさせるものとする。また、<u>取組</u>主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。</p> <p>(3) 災害の報告</p> <p><u>取組</u>主体は、交付対象者が整備した機械・施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに交付対象者に報告させるものとする。</p> <p>(4) 増築等に伴う手続</p> <p><u>取組</u>主体は、交付対象者が整備した機械・施設等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械・施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ交付対象者に報告させるものとする。</p> <p>9 農業共済等の積極的活用等</p> <p><u>取組</u>主体は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。</p> <p><u>また、交付対象者が従業員の雇用等をしている場合にあつては、労働環境に関する改善等について働きかけるよう努めるものとする。</u></p>	<p>設等の管理状況を定期的に把握し、必要に応じて交付対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるようにするものとする。</p> <p>なお、過去に他の補助事業により整備した機械・施設等についても、同様に適切な管理運営等が行われるように努めるものとする。</p> <p>(2) 財産処分の手続</p> <p><u>事業実施</u>主体は、交付対象者が整備した機械・施設等について、(1)のアで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)第22条に準じた財産処分として、都道府県、市町村交付規則等に基づき、財産処分の申請を行わせ、<u>事業実施</u>主体の承認を受けさせるものとする。また、<u>事業実施</u>主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。</p> <p>(3) 災害の報告</p> <p><u>事業実施</u>主体は、交付対象者が整備した機械・施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに交付対象者に報告させるものとする。</p> <p>(4) 増築等に伴う手続</p> <p><u>事業実施</u>主体は、交付対象者が整備した機械・施設等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械・施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ交付対象者に報告させるものとする。</p> <p>9 農業共済等の積極的活用</p> <p><u>事業実施</u>主体は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>10 <u>交付対象者情報の共有</u></p> <p><u>(1) 全国農業委員会ネットワーク機構は、交付対象者の資金の交付情報等を集約し、必要に応じて、本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有する。</u></p> <p><u>また、国、全国農業委員会ネットワーク機構及び取組主体等は交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。</u></p> <p><u>(2) (1) を実施するため、全国農業委員会ネットワーク機構は、交付情報等に関するデータベース（以下「データベース」という。）を作成し、運用するものとする。また、データベースにおける取組主体による交付情報の登録状況を確認し、登録及び更新が適切に行われていない場合は、取組主体等に対し、速やかに登録等を完了させるよう促す等、登録状況の管理を適切に行うものとする。なお、データベースを作成し、又は変更したときは、データベースのシステムソフトウェアの複製を国に提出するものとする。</u></p> <p><u>(3) 取組主体等は、(2) のデータベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。</u></p> <p><u>(4) 取組主体等は、別記3の雇用就農資金の第6の10の照会があった場合、交付対象者の就農状況に関する情報を提供する。</u></p> <p><u>(5) 国、全国農業委員会ネットワーク機構及び取組主体等は、本事業の実施に際して得る個人情報については、別紙様式第12号により適切に取り扱うものとする。</u></p> <p>第9 事業計画等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 全国農業委員会ネットワーク機構から都道府県への補助</p> <p>(1) 2の(2)の承認を受けた都道府県は、承認された計画の範囲内で補助金の<u>支払</u>を請求するときは、支払請求書（別紙様式第11号）を全国農業</p>	<p>(新設)</p> <p>第9 事業計画等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 全国農業委員会ネットワーク機構から都道府県への補助</p> <p>(1) 2の(2)の承認を受けた都道府県は、承認された計画の範囲内で補助金の<u>支払い</u>を請求するときは、支払請求書（別紙様式第11号）を全国農</p>

改正後	改正前
<p>委員会ネットワーク機構に提出する。 (2) (略)</p>	<p>業委員会ネットワーク機構に提出する。 (2) (略)</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>第10 推進事業</p>	<p>第10 推進事業</p>
<p>助成金の交付事業(令和4年度補正初期投資促進事業及び令和5年度補正初期投資促進事業を含む。)を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構、取組主体等は推進事業として以下の事業を実施することができる。推進事業の対象経費(以下「推進事業費」という。)は別表2のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、全国農業委員会ネットワーク機構、取組主体等の会計に属する助成金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、本事業に要する推進事業費に充てることができるものとする。</p>	<p>助成金の交付事業(初期投資促進事業を含む。)を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構、事業実施主体等は推進事業として以下の事業を実施することができる。推進事業の対象経費(以下「推進事業費」という。)は別表2のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、全国農業委員会ネットワーク機構、事業実施主体等の会計に属する助成金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、本事業に要する推進事業費に充てることができるものとする。</p>
<p>1・2 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p>
<p>第11 効率的かつ適正な執行の確保</p>	<p>第11 効率的かつ適正な執行の確保</p>
<p>1 取組主体は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、交付対象者に対し、地域農業の振興に努めるべき旨を十分周知する。</p>	<p>1 事業実施主体は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、交付対象者に対し、地域農業の振興に努めるべき旨を十分周知する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 国は、取組主体等の協力を得て、取組主体等が新規就農者の確保及び就農後の定着に成功した優良事例を収集・整理し、関係機関に提供するとともに、関係機関がこれらの事例を参考として新規就農者の確保及び定着に向けた取組を行うよう指導する。</p>	<p>3 国は、事業実施主体等の協力を得て、事業実施主体等が新規就農者の確保及び就農後の定着に成功した優良事例を収集・整理し、関係機関に提供するとともに、関係機関がこれらの事例を参考として新規就農者の確保及び定着に向けた取組を行うよう指導する。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 本事業の実施に当たって、取組主体は、交付対象者が虚偽の申請をしたことが判明した場合には、都道府県知事にその旨を報告するとともに、当該交</p>	<p>5 本事業の実施に当たって、事業実施主体は、交付対象者が虚偽の申請をしたことが判明した場合には、都道府県知事にその旨を報告するとともに、当</p>

改正後

付対象者に対し助成金の全額を返還させるなど適切な措置を講ずるものとする。

なお、その際に取組主体は、都道府県知事と必要な調整を行うものとし、指導・助言を受けるものとする。

6 都道府県知事は、5による報告を受けたとき及び取組主体に対して指導したときは、地方農政局長に報告するものとする。

7 地方農政局長は、6の報告を受けた時は、必要に応じ都道府県及び取組主体に対し、指導・助言するものとする。

8 取組主体は、本事業の実施に係る関係書類等の電子メールによる提出を認めることなど、交付対象者の事務負担の軽減に努めるものとする。

(別表1)

1 共通ポイント

No.	項目	ポイント
1	研修	①・② (略)
		③ ②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている
2	サポート計画	①・② (略)
		③ <u>②に加え</u> 、①の地域サポート計画の支援分野の全て ^{*1} について、担当機関・部署が明確になっている
3 (略)		
4	所得	① 所得目標 ^{*3} が「250万円」又は「継承する経営の直近所得から1割増の額」のうちいずれか高い額(A)となっている
		②・③ (略)

改正前

該交付対象者に対し助成金の全額を返還させるなど適切な措置を講ずるものとする。

なお、その際に事業実施主体は、都道府県知事と必要な調整を行うものとし、指導・助言を受けるものとする。

6 都道府県知事は、5による報告を受けたとき及び事業実施主体に対して指導したときは、地方農政局長に報告するものとする。

7 地方農政局長は、6の報告を受けた時は、必要に応じ都道府県及び事業実施主体に対し、指導・助言するものとする。

8 事業実施主体は、本事業の実施に係る関係書類等の電子メールによる提出を認めることなど、交付対象者の事務負担の軽減に努めるものとする。

(別表1)

1 共通ポイント

No.	項目	ポイント
1	研修	①・② (略)
		③ <u>①②</u> に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている
2	サポート計画	①・② (略)
		③ ①の地域サポート計画の支援分野の全て ^{*1} について、担当機関・部署が明確になっている
3 (略)		
4	所得	① 所得目標が250万円又は継承する経営の直近所得から1割増の額のうちいずれか高い額(A)となっている
		②・③ (略)

改正後				改正前			
5	家族経営協定 ^{※4}	① <u>農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日に関する事項について書面で締結している</u>	<u>1</u>	5	<u>家族経営協定を書面で締結している^{※3}</u>		<u>1</u>
		② <u>①の事項に加え、その他の事項(休憩、時間外及び休日の労働、時間外及び休日労働に対する割増賃金、労働保険、社会保険)を1つでも設定している</u>	<u>2</u>				
6～8 (略)				6～8 (略)			
<u>9</u>		<u>みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける</u>	<u>1</u>	(新設)			
合計(最大)			<u>18</u>	合計(最大)			<u>16</u>
<p>・ 目標として行う項目(No. 3、4、7、<u>8</u>及び<u>9</u>)については、事業実施年度の4年後の年度までに行う。</p> <p>※1・2 (略)</p> <p>※<u>3</u> <u>事業実施の年度に農業経営を開始する場合は別紙様式第1号の別添1収支計画の「目標5年(度)目」の所得、事業実施の前年度に農業経営を開始している場合は同「4年(度)目」の所得とする。</u></p> <p>※<u>4</u> 法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合と同協定を定めているものとみなす。</p>				<p>・ 目標として行う項目(No. 3、4、7及び<u>8</u>)については、事業実施年度の4年後の年度までに行う。</p> <p>※1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>※<u>3</u> <u>家族経営協定の必須項目は、農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日に関する事項とする。</u>法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合と同協定を定めているものとみなす。</p>			
2 都道府県加算ポイント				2 都道府県加算ポイント			
(1) 都道府県は、過去(事業実施の前々年度までの3年間の平均)の認定新規就農者の新規認定数と本事業の実施を要望した者数の平均に <u>3</u> を乗じて得た数を都道府県加算ポイントとして使用できる。				(1) 都道府県は、過去(事業実施の前々年度までの3年間の平均)の認定新規就農者の新規認定数と本事業の実施を要望した者数の平均に <u>5</u> を乗じて得た数を都道府県加算ポイントとして使用できる。			
(2) 都道府県は、(1)のポイントの範囲内で新規就農者に求める取組等を設定し、 <u>取組</u> 主体から申請のあった本事業の助成を受けようとする者に対して、都道府県加算ポイント付けすることができる。				(2) 都道府県は、(1)のポイントの範囲内で新規就農者に求める取組等を設定し、 <u>事業実施</u> 主体から申請のあった本事業の助成を受けようとする者に対して、都道府県加算ポイント付けすることができる。			

改正後			改正前		
【都道府県が設定する取組等のイメージ】 (略)			【都道府県が設定する取組等のイメージ】 (略)		
(別表2) 推進事業費			(別表2) 推進事業費		
区分	内容	注意点	区分	内容	注意点
(略)	(略)	根拠ある 単価を設定 のこと。	(略)	(略)	根拠ある 単価を設定 のこと
旅費	事業を実施するために直接に必要な経費及び専門家等に支払う経費		旅費	事業を実施するために直接に必要な <u>事業実施主体等</u> の経費及び専門家等に支払う経費	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず <u>全国農業委員会ネットワーク機構、取組</u> 主体等で具備すべき備品・物品等を購入し、又はリース・レンタルする場合は対象外とする。また、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号 <u>農林水産省</u> 大臣官房経理課長通知)により行うものとする。			上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず <u>事業実施</u> 主体等で具備すべき備品・物品等を購入し、又はリース・レンタルする場合は対象外とする。また、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)により行うものとする。		
別紙様式第1号 経営発展支援事業申請追加資料			別紙様式第1号 経営発展支援事業申請追加資料		
令和 年 月 日			令和 年 月 日		
殿			殿		
住所： (削る。) 氏名： (生年月日： 年 月 日： 歳)			住所： <u>[申請者]</u> 氏名： (生年月日： 年 月 日： 歳)		
(略)			(略)		

改正後

改正前

1 成果目標の取組
(略)

No.	項目		実施
1	研修	①・② (略)	
		③ ②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	
2	サポート計画	①・② (略)	
		③ <u>②に加え、①の地域サポート計画の支援分野の全て^{*1}について、担当機関・部署が明確になっている</u>	
3 (略)			
4	所得	① 所得目標 ^{*3} が「 <u>250万円</u> 」又は「 <u>継承する経営の直近所得から1割増の額</u> 」のうちいずれか高い額(A)となっている	
		②・③ (略)	
5	家族経営協定 ^{*4}	① <u>農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日に関する事項について書面で締結している</u>	
		② <u>①の事項に加え、その他の事項(休憩、時間外及び休日の労働、時間外及び休日労働に対する割増賃金、労働保険、社会保険)を1つでも設定している</u>	
6～8 (略)			
9	<u>みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける</u>		

・ 目標として行う項目 (No. 3、4、7、8及び9) については、事業実施年度の4年後の年度までに行う。

※1・2 (略)

1 成果目標の取組
(略)

No.	項目		実施
1	研修	①・② (略)	
		③ <u>①②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている</u>	
2	サポート計画	①・② (略)	
		③ <u>①の地域サポート計画の支援分野の全て^{*1}について、担当機関・部署が明確になっている</u>	
3 (略)			
4	所得	① 所得目標が 250 万円又は継承する経営の直近所得から 1 割増の額のうちいずれか高い額(A)となっている	
		②・③ (略)	
5	<u>家族経営協定を書面で締結している^{*3}</u>		
6～8 (略)			
(新設)			

・ 目標として行う項目 (No. 3、4、7及び8) については、事業実施年度の4年後の年度までに行う。

※1・2 (略)

改正後	改正前
<p>※3 <u>事業実施の年度に農業経営を開始する場合は別紙様式第1号の別添1収支計画の「目標5年(度)目」の所得、事業実施の前年度に農業経営を開始している場合は同「4年(度)目」の所得とする。</u></p> <p>※4 法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。</p> <p>第5の1の(5)の場合 (略)</p> <p>2 事業の概要 (略) 着工(予定)年月日 完了(予定)年月日</p> <p>※ 3以降については、経営開始資金<u>又は就農準備・経営発展支援事業の経営開始支援資金</u>の交付を受ける場合は、「経営開始資金追加資料」<u>又は「経営開始支援資金追加資料」</u>を添付<u>することで</u>記入等は不要とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 経営開始資金<u>又は経営開始支援資金</u>の交付の有無 (略)</p> <p>7 就農準備資金、<u>就農準備支援資金</u>又は農業次世代人材投資事業(準備型)の交付の有無</p> <p>8 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>※3 <u>家族経営協定の必須項目は、農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日に関する事項とする。</u>法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。</p> <p>第5の1の(5)の場合 (略)</p> <p>2 事業の概要 (略) <u>事業</u>着工(予定)年月日 <u>事業</u>完了(予定)年月日</p> <p>※ 3以降については、<u>別記2</u>の経営開始資金の交付を受ける場合は、「経営開始資金追加資料」を添付<u>した場合に</u>記入等は不要とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 経営開始資金の交付の有無 (略)</p> <p>7 就農準備資金又は農業次世代人材投資事業(準備型)の交付の有無</p> <p>8 (略)</p>

改正後

9 その他

経営発展支援事業、令和4年度補正初期投資促進事業、令和5年度補正初期投資促進事業、雇用就農資金による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付 (略)

(略)

* 1 (略)

別添1

収支計画

*第5の1の(5)により経営の全部又は一部を継承する場合は「現状」の欄に継承する経営の直近(事業実施の前年又は前々年度)の実績を記載すること。
(略)

別紙様式第1号別添 個票(機械・施設等の導入の取組用)

機械・施設導入等計画書

(略)

対象機械・施設等	(略)
	<u>能力等</u>
	(略)
	(略)
	(略)
(略)	
(略)	
(略)	

注1~3 (略)

改正前

9 その他

雇用就農資金による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付 (略)

(略)

* 1 (略)

別添1

収支計画

*第5の1の(5)により経営の全部又は一部を継承する場合は「現状」の欄に継承する経営の事業実施前々年度の実績を記載すること。
(略)

別紙様式第1号別添 個票(機械・施設等の導入の取組用)

機械・施設導入等計画書

(略)

対象機械・施設等	(略)
	<u>型式名等</u>
	(略)
	(略)
	(略)
(略)	
(略)	
(略)	

注1~3 (略)

改正後

別紙様式第1号別添 個票(リース方式による機械等の導入の取組用)

機械・施設等リース計画書

(略)

対象機械・施設等	(略)
	能力等
	(略)
	(略)
	(略)
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	

注1～5 (略)

別紙様式第4号

就農状況報告
事業実施後〇年目 (〇～〇月分)

(略)

1. 成果目標の取組

※1、3、4及び5については、実施済みの項目に○を記載してください。
2については、①～③のいずれかに○を記載し、所得目標に対する所得状況(現状所得/所得目標×100)を記載してください。
 選択していない項目に－を記載してください。

改正前

別紙様式第1号別添 個票(リース方式による機械等の導入の取組用)

機械・施設等リース計画書

(略)

対象機械・施設等	(略)
	形式名等
	(略)
	(略)
	(略)
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	

注1～5 (略)

別紙様式第4号

就農状況報告
事業実施後〇年目 (〇月分)

(略)

1. 成果目標の取組

※実施済みの項目に○を記載してください。また、選択していない項目に－を記載してください。

改正後				改正前			
No.	項目		実施	No.	項目		実施
1	(略)			1	(略)		
2	所得	① <u>所得目標が「250万円」又は「継承する経営の直近所得から1割増の額」のうちいずれか高い額(A)となっている</u>		(新設)			
		② <u>所得目標が(A)の額から2割以上増の額となっている</u>					
		③ <u>所得目標が(A)の額から4割以上増の額となっている</u>					
3	(略)			2	(略)		
4	(略)			3	(略)		
5	<u>事業実施年度中に、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける</u>			(新設)			
2 (略)				2 (略)			
※ 3以降については、 <u>経営開始資金又は就農準備・経営発展支援事業の経営開始支援資金</u> の交付を受ける場合は、別紙様式第9-1号の就農状況報告(独立・自営就農)を添付した場合に記入等は不要とする。				※ 3以降については、 <u>別記2</u> の経営開始資金の交付を受ける場合は、別紙様式第9-1号の就農状況報告(独立・自営就農)を添付した場合に記入等は不要とする。			
3~8 (略)				3~8 (略)			
添付書類				添付書類			
別添 1. ~ 3. (略)				別添 1. ~ 3. (略)			
4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*1 (削る。)				4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*1 <u>(変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することが出来る。)</u>			
<u>5. 環境負荷低減のチェックシート(原則、1月の報告の際のみ添付する。)</u>				(新設)			

改正後	改正前
<p>* 1 1回目の報告の際のみ添付する（別紙様式第6号）就農届等で既に提出した書類等から変更がない場合、省略することができる。</p>	<p>* 1 1回目の報告の際のみ添付する（別紙様式第6号）就農届で既に提出した書類等から変更がない場合、省略することができる。</p>

改正後

改正前

別添 5

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営体向け）

（１）適正な施肥		報告時 (しました)
①	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>
②	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
③	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>
④	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>
（２）適正な防除		報告時 (しました)
⑤	農業の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>
⑥	農業の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>
⑦	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>
⑨	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>
（３）エネルギーの削減		報告時 (しました)
⑩	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
⑪	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>

（４）悪臭及び害虫の発生防止		報告時 (しました)
⑫	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分		報告時 (しました)
⑬	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
（６）生物多様性への悪影響の防止		報告時 (しました)
⑭	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	<input type="checkbox"/>
⑮	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>
（７）環境関係法令の遵守等		報告時 (しました)
⑯	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑰	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑱	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑲	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

環境負荷低減に向けた取組の留意
 令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに農業の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。
 また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」とされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」とされた。本事業においては、事業申請時においては就農してない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

- 関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。**
- （１）適正な施肥**
 - 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
 - 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
 - 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等
 - （２）適正な防除**
 - 農薬取締法（昭和23年法律第82号）等
 - 植物防疫法（昭和25年法律第151号）等
 - （３）エネルギーの削減**
 - エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等
 - （４）悪臭及び害虫の発生防止**
 - 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
 - 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等
 - （５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分**
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和46年法律第137号）
 - 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
 - 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
 - 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
 - プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等
 - （６）生物多様性への悪影響の防止**
 - 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
 - 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
 - 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
 - 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
 - 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
 - 漁業法（昭和24年法律第267号）
 - 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
 - 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等
 - （７）環境関係法令の遵守等**
 - 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - 環境影響評価法（平成9年法律第81号）
 - 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
 - 土地改良法（昭和24年法律第195号）
 - 森林法（昭和26年法律第249号）等

(新設)

改正後

改正前

別添 5

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）

（1）適正な施肥		報告時 (しました)
①	※飼料生産を行う場合（該当しぬい） 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>
②	※飼料生産を行う場合（該当しぬい） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
（2）適正な防除		報告時 (しました)
③	※飼料生産を行う場合（該当しぬい） 農業の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>
④	※飼料生産を行う場合（該当しぬい） 農業の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>
⑤	※飼料生産を行う場合（該当しぬい） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を 検討	<input type="checkbox"/>
（3）エネルギーの節減		報告時 (しました)
⑥	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>
（4）悪臭及び害虫の発生防止		報告時 (しました)
⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当口ない） 家畜排せつ物の管理基準の遵守	<input type="checkbox"/>

（5）廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分		報告時 (しました)
⑨	ブラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
（6）生物多様性への悪影響の防止		報告時 (しました)
⑩	※特定事業場である場合（該当しぬい） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
（7）環境関係法令の遵守等		報告時 (しました)
⑪	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑫	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑬	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	<input type="checkbox"/>
⑭	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養 管理の考え方を認識している	<input type="checkbox"/>
⑮	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑯	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には（該当しない ）にチェックしてください。

環境負荷低減に向けた取組の概要

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すととも、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の『食料安定供給・農林水産業基盤強化本部』における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実施を義務化する『クロスコンプライアンス』を導入することとされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」とこととされた。本事業においては、事業申請時においては就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時のみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就業状況報告時に取組状況を報告することとする。

関係法令の遵守については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

- （1）適正な施肥
 - ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
 - ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
 - ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等
- （2）適正な防除
 - ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
 - ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等
- （3）エネルギーの節減
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等
- （4）悪臭及び害虫の発生防止
 - ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
 - ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等
- （5）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
 - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等
- （6）生物多様性への悪影響の防止
 - ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
 - ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
 - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
 - ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
 - ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
 - ・漁業法（昭和24年法律第267号）
 - ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
 - ・特産的畜産生産確保法（平成11年法律第51号）等
- （7）環境関係法令の遵守等
 - ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
 - ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
 - ・森林法（昭和26年法律第249号）等

改正後	改正前
<p>別紙様式第5号</p> <p>住所等変更届</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>添付書類：変更後の住所を証明する書類（<u>運転免許証</u>、パスポート等の写し）</p> <p>別紙様式第7号</p> <p>就農状況確認チェックリスト（参考例）</p> <p>(略)</p>	<p>別紙様式第5号</p> <p>住所等変更届</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>添付書類：変更後の住所を証明する書類（<u>運転免許所</u>、パスポート等の写し）</p> <p>別紙様式第7号</p> <p>就農状況確認チェックリスト（参考例）</p> <p>(略)</p>
(略)	(略)
(略)	(略)
経営開始資金 <u>又は経営開始支援資金</u> 交付の有無： (略)	経営開始資金交付の有無： (略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
<p>1・2 (略)</p> <p>3 書類確認用</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 農地の権利設定状況（農地の権利設定に変更があった場合のみ）</p> <p>(略)</p> <p>※公告のあった農用地利用集積計画、<u>農用地利用配分計画</u>、<u>農用地利用集積等促進計画</u>、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画<u>又は特定作業受委託契約書</u>による農地の権利設定を含む。</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 書類確認用</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 農地の権利設定状況（農地の権利設定に変更があった場合のみ）</p> <p>(略)</p> <p>※公告のあった農用地利用集積計画<u>若しくは</u>農用地利用配分計画、<u>特定作業受委託契約書又は</u>都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画による農地の権利設定を含む。</p>

改正後	改正前																
<p>(略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別紙様式第8号別添</p> <p><u>第3 交付対象者データベースの作成・運用(要綱別記2の第7の3に定めるデータベースを活用)</u></p> <p><u>1 交付対象者データベースの作成・運用計画(実績)</u></p> <div data-bbox="224 558 1108 622" style="border: 1px solid red; height: 40px; margin-bottom: 10px;"></div> <p><u>2 個人情報の取扱い</u></p> <div data-bbox="224 694 1108 758" style="border: 1px solid red; height: 40px; margin-bottom: 10px;"></div> <p><u>第4 関係機関(都道府県、<u>農業経営・就農支援センター</u>、市町村等)との連携</u> (略)</p> <p><u>第5 その他</u> (略)</p>	<p>(略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別紙様式第8号別添</p> <p>(新設)</p> <p><u>第3 関係機関(都道府県、市町村等)との連携</u> (略)</p> <p><u>第4 その他</u> (略)</p>																
<p>別紙様式第9号別添</p> <p>第1 事業計画</p> <p>1 事業の交付計画(実績)</p> <table border="1" data-bbox="224 1197 862 1412"> <tr> <td data-bbox="224 1197 369 1364"></td> <td data-bbox="369 1197 548 1364">交付申請者数 (人)</td> <td data-bbox="548 1197 705 1364">交付金額 (円)</td> <td data-bbox="705 1197 862 1364"><u>参考</u> <u>都道府県</u> <u>負担額</u> <u>(円)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="224 1364 862 1412" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>		交付申請者数 (人)	交付金額 (円)	<u>参考</u> <u>都道府県</u> <u>負担額</u> <u>(円)</u>	(略)				<p>別紙様式第9号別添</p> <p>第1 事業計画</p> <p>1 事業の交付計画(実績)</p> <table border="1" data-bbox="1198 1197 1836 1412"> <tr> <td data-bbox="1198 1197 1355 1364"></td> <td data-bbox="1355 1197 1523 1364">交付申請者数 (人)</td> <td data-bbox="1523 1197 1680 1364">交付金額 (円)</td> <td data-bbox="1680 1197 1836 1364" style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="1198 1364 1836 1412" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>		交付申請者数 (人)	交付金額 (円)	(新設)	(略)			
	交付申請者数 (人)	交付金額 (円)	<u>参考</u> <u>都道府県</u> <u>負担額</u> <u>(円)</u>														
(略)																	
	交付申請者数 (人)	交付金額 (円)	(新設)														
(略)																	

改正後

※ 別紙1で候補者(交付対象者)の一覧を添付すること。
2・3 (略)

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績

1 (略)
(削る。)

(削る。)

改正前

※ 別紙1で候補者の一覧を添付すること
2・3 (略)

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績

1 (略)
2 交付対象者の計画の達成状況(実績報告時)

令和 年度	うち所得目標達成者数(人)	達成率	うち収入目標達成者数(人)	達成率
事業実施4年後の年度終了者数(人)				

注1: 実績報告時に事業実施年度内の管内市町村における計画達成状況を記入すること

注2: 「事業実施4年後の年度終了者数」欄には実績報告時の年度が事業実施4年後の年度であった者の人数を記入すること

注3: 「うち所得目標達成者数」欄には「事業実施4年後の年度終了者数」のうち青年等就農計画の所得目標を達成した者の人数を記入すること

注4: 「うち収入目標達成者数」欄には「事業実施4年後の年度終了者数」のうち別紙様式第1号別添1の収支計画の収入計の目標値を達成した者の人数を記入すること

注5: 令和8年度までは該当者がいないため記入不要

3 交付対象者(注1)の就農継続状況(実績報告時)

就農継続1年			就農継続5年		
① 令和 年度 交付対象者数(人)	② 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率	③ 平成 年度 交付対象者数(人)	④ 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率

注1: ここでいう「交付対象者」とは本事業の交付を受けた者であって、①、③の年度内に事業を実施した者をいう。

注2: 本計画の実績報告時に、①、③の交付対象者における事業実施年度末時点の就農継続者数を②、④に記入すること。

注3: ①は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に事業を

改正後

2 新規就農者等交流会の開催計画(実績)
 (略)
 (略)

(別紙1)

候補者(交付対象者)リスト

(略)	(削る。)	(略)
	(削る。)	(削る。)

交付要件		(略)	ポイント	
(略)	17「みどりの食料システム法」に基づく環境負荷低減に取り組む意思がある	(略)	(略)	5 家族経営協定を書面で締結している
(略)		(略)	(略)	①農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日について締結 ②①に加えてその他の事項を1つでも設定 ※ ①のみ該当する場合1ポイント、②に該当する場合2ポイント

(略)	実施内容	事業費関係(全て円単)
-----	------	-------------

改正前

施した者の人数を記入すること。

注4：③は本計画の事業実施年度の5年前の年度を入力し、当該年度内に事業を実施した者の人数を記入すること。

注5：②、④は、それぞれ①、③の交付対象者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること

4 新規就農者等交流会の開催計画(実績)
 (略)
 (略)

(別紙1)

候補者リスト

(略)	経営開始資金が対象の場合、その理由に①又は②に「○」を付ける	(略)
	①前年世帯所得が600万円以上	②経営継承するが、経営リスクを取らない

交付要件		(略)	ポイント	
(略)	(新設)	(略)	(略)	5 家族経営協定を書面で締結している
(略)		(略)	(略)	(新設)

(略)	実施内容	事業費関係(全て円)
-----	------	------------

改正後							改正前												
9 みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける		(略)	着工		完了		位で記入すること			(新設)		(略)	着工		竣工		単位で記入すること		
			(予定)	(予定)	(略)	(削る。)	(略)	(契約)	(完了)				(略)	(略)	融資を受けている	(略)			
			年月日	年月日										年月日	予定年月日			(確認用)	
別紙1:整理番号表							(新設)												
①出身																			
番号																			
1:農家																			
2:非農家																			
②就農形態																			
番号																			
1:新規参入																			
2:親と別部門																			
3:全継承																			
4:一部継承																			
③営農区分																			
番号	区分	分類基準																	
1	水田作	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売																	

改正後			改正前
		<u>収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営</u>	
2	畑作	<u>稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営</u>	
3	露地野菜作	<u>野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営</u>	
4	施設野菜作	<u>野菜作経営のうち、露地野菜より施設野菜の販売収入が多い経営</u>	
5	果樹作	<u>果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営</u>	
6	露地花き	<u>花き作経営のうち、露地花きの販売収入が施設花きの販売収入以上である経営</u>	
7	施設花き	<u>花き作経営のうち、露地花きより施設花きの販売収入が多い経営</u>	
8	酪農	<u>酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営</u>	
9	繁殖牛	<u>肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数より繁殖用雌牛の飼養頭数が多い経営</u>	
10	肥育牛	<u>肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数が繁殖用雌牛の飼養頭数以上である経営</u>	
11	養豚	<u>養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営</u>	
12	採卵養鶏	<u>採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営</u>	
13	ブロイラー養鶏	<u>ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営</u>	
14	その他	<u>上記の営農類型に分類されない経営</u>	

改正後

改正前

④整備内容

番号	機械等名	備考
1	トラクター	農業用機械
2	コンバイン	
3	田植機	
4	乗用管理機	
5	茶複合管理機	
6	アタッチメント	
7	GPSガイダンス	
8	その他機械	
9	ハウス	生産・流通
10	育苗施設	
11	乾燥調製施設（乾燥機）	
12	果樹棚	
13	集出荷施設（選果機）	
14	家畜（肉用牛等）の導入	導入・新植・改植
15	果樹の新植、改植	
16	茶の新植、改植	
17	畜舎（肉用牛）	畜産・酪農
18	畜舎（養豚）	
19	畜舎（養鶏）	
20	畜舎（酪農）	
21	畜舎（その他）	

改正後			改正前		
22	サイロ				
23	堆肥施設				
24	機械（畜産関係）				
25	その他畜産関係施設				
26	リース農業用機械	その他			
27	リースハウス				
28	リースユンボ				
29	その他				
30	畦畔除去	土地 基盤 整備			
31	区画整理				
32	暗渠排水				
33	明渠排水				
34	その他基盤整備				
⑤金融機関					
番号	名称				
1	農協				
2	農協連				
3	農林中金				
4	日本公庫				
5	沖縄公庫				
6	商工中金				
7	奄美振興基金				
8	銀行				
9	信用金庫				

改正後

改正前

10	信用組合
11	都道府県
12	その他

⑥融資(資金)種類

番号	資金名
1	青年等就農資金
2	農業近代化資金
3	その他公庫資金
4	一般資金

⑦担保措置

番号	
1	該当

別紙様式第 10 号別添

第1 事業計画

1 事業の交付計画(実績)

(略)

※ 別紙1で候補者(交付対象者)の一覧を添付すること。

2・3 (略)

第2 新規就農者数に関する目標及び実績

(削る。)

(別紙2) 地域サポート計画に記載

(削る。)

別紙様式第 10 号別添

第1 事業計画

1 事業の交付計画(実績)

(略)

※ 別紙1で候補者の一覧を添付すること

2・3 (略)

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績

1 新規就農者に関する目標及び実績

(別紙2) 地域サポート計画に記載

2 交付対象者の計画の進捗状況

改正後

改正前

(削る。)

令和 年度		令和 年度		令和 年度	
事業実施4年後の年度終了者数(人)	うち所得目標達成者数(人)	達成率	うち収入目標達成者数(人)	達成率	

注1：実績報告時に事業実施年度内の管内市町村における計画達成状況を記入すること

注2：「事業実施4年後の年度終了者数」欄には実績報告時の年度が事業実施4年後の年度であった者の人数を記入すること

注3：「うち所得目標達成者数」欄には「事業実施4年後の年度終了者数」のうち青年等就農計画の所得目標を達成した者の人数を記入すること

注4：「うち収入目標達成者数」欄には「事業実施4年後の年度終了者数」のうち別紙様式第1号別添1の収支計画の収入計の目標値を達成した者の人数を記入すること

注5：令和8年度までは該当者がいないため記入不要

3 交付対象者（注1）の就農継続状況（実績報告時）

就農継続1年			就農継続5年		
① 令和 年度 交付対象者数(人)	② 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率	③ 平成 年度 交付対象者数(人)	④ 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率

注1：ここでいう「交付対象者」とは本事業の交付を受けた者であつて、①、③の年度内に事業を実施した者をいう。

注2：本計画の実績報告時に、①、③の交付対象者における事業実施年度末時点の就農継続者数を②、④に記入すること。

注3：①は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に事業を実施した者の人数を記入すること。

注4：③は本計画の事業実施年度の5年前の年度を入力し、当該年度内に事業を実施した者の人数を記入すること。

注5：②、④は、それぞれ①、③の交付対象者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること。

改正後							改正前									
(別紙1) 候補者(交付対象者)リスト							(別紙1) 候補者リスト									
(略)	(削る。)		(略)	(削る。)	(削る。)	(略)	(略)	経営開始資金 が対象外の場 合、その理由 に①又は②に 「○」を付ける	(略)	①前年世帯 所得が600 万円以上	②経営継承する が、経営リスクを 取らない	(略)	(略)	(略)		
交付要件		(略)	ポイント			(略)	交付要件		(略)	ポイント			(略)			
(略)	17「みどりの食料システム法」に基づく環境負荷低減に取り組む意思がある	(略)	5 家族経営協定を書面で締結している			(略)	(略)	(新設)	(略)	5 家族経営協定を書面で締結している			(略)			
(略)		(略)	①農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日について締結 ②①に加えてその他の事項を1つでも設定 ※ ①のみ該当する場合1ポイント、②に該当する場合2ポイント			(略)	(略)		(略)	(新設)			(略)			
		(略)	実施内容		事業費関係(全て円単位で記入すること)					(略)	実施内容		事業費関係(全て円単位で記入すること)			
9 みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動	(略)		着工(予定)年月日	完了(予定)年月日	(略)	(略)	(削る。)	(略)	(新設)	(略)	着工(契約)(予定)年月日	竣工(完了)(取得)予定年月日	(略)	(略)	融資を受けている(確認用)	(略)

改正後

改正前

実施計画の認定を受ける

別紙1:整理番号表

①出身

番号	
1:農家	
2:非農家	

②就農形態

番号	
1:新規参入	
2:親と別部門	
3:全継承	
4:一部継承	

③営農区分

番号	区分	分類基準
1	水田作	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営

(新設)

改正後			改正前
2	畑作	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営	
3	露地野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営	
4	施設野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜より施設野菜の販売収入が多い経営	
5	果樹作	果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営	
6	露地花き	花き作経営のうち、露地花きの販売収入が施設花きの販売収入以上である経営	
7	施設花き	花き作経営のうち、露地花きより施設花きの販売収入が多い経営	
8	酪農	酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営	
9	繁殖牛	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数より繁殖用雌牛の飼養頭数が多い経営	
10	肥育牛	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数が繁殖用雌牛の飼養頭数以上である経営	
11	養豚	養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営	
12	採卵養鶏	採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営	
13	ブロイラー養鶏	ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営	
14	その他	上記の営農類型に分類されない経営	
④整備内容			
番号	機械等名	備考	

改正後			改正前
1	<u>トラクター</u>	農業用機械	
2	<u>コンバイン</u>		
3	<u>田植機</u>		
4	<u>乗用管理機</u>		
5	<u>茶複合管理機</u>		
6	<u>アタッチメント</u>		
7	<u>GPSガイダンス</u>		
8	<u>その他機械</u>		
9	<u>ハウス</u>	生産・流通	
10	<u>育苗施設</u>		
11	<u>乾燥調製施設（乾燥機）</u>		
12	<u>果樹棚</u>		
13	<u>集出荷施設（選果機）</u>		
14	<u>家畜（肉用牛等）の導入</u>	導入・新植・改植	
15	<u>果樹の新植、改植</u>		
16	<u>茶の新植、改植</u>		
17	<u>畜舎（肉用牛）</u>	畜産・酪農	
18	<u>畜舎（養豚）</u>		
19	<u>畜舎（養鶏）</u>		
20	<u>畜舎（酪農）</u>		
21	<u>畜舎（その他）</u>		
22	<u>サイロ</u>		
23	<u>堆肥施設</u>		

改正後	改正前
-----	-----

24	<u>機械（畜産関係）</u>	その他
25	<u>その他畜産関係施設</u>	
26	<u>リース農業用機械</u>	
27	<u>リースハウス</u>	
28	<u>リースコンボ</u>	
29	<u>その他</u>	土地 基盤 整備
30	<u>畦畔除去</u>	
31	<u>区画整理</u>	
32	<u>暗渠排水</u>	
33	<u>明渠排水</u>	
34	<u>その他基盤整備</u>	

⑤金融機関

番号	名称
1	<u>農協</u>
2	<u>農協連</u>
3	<u>農林中金</u>
4	<u>日本公庫</u>
5	<u>沖縄公庫</u>
6	<u>商工中金</u>
7	<u>奄美振興基金</u>
8	<u>銀行</u>
9	<u>信用金庫</u>
10	<u>信用組合</u>
11	<u>都道府県</u>

改正後

改正前

12 その他

⑥融資(資金)種類

番号	資金名
1	青年等就農資金
2	農業近代化資金
3	その他公庫資金
4	一般資金

⑦担保措置

番号	
1	該当

別紙様式第 12 号

経営発展支援事業に係る個人情報の取扱いについて第1 本事業における個人情報

本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベースに登録される、交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、交付対象者本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。

第2 本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられます(別紙に同意書の例「個人情報の取扱い(例)」を添付しています。)。

(新設)

改正後	改正前
<p><u>1 各都道府県や市町村等の関係機関での情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップ活動に利用すること。</u></p> <p><u>2 取組主体等が給付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用すること。</u></p> <p><u>3 国が交付実績を分析し、各種施策に活用するために利用すること。</u></p> <p><u>4 1から3までを実施するため、各取組主体等が交付対象者から提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録すること。</u></p> <p><u>5 1から4までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。</u></p> <p>第3 同意を得る例</p> <p><u>個人情報の取扱いに関して、同意を得る方法として次の方法が考えられます。</u></p> <p><u>1 申請者が計画書の申請を行う際、「個人情報の取扱い（例）」を配付し、計画が承認され、交付申請を行う時に、併せて提出してもらう。</u></p> <p><u>2 申請者が交付申請を行う際、「個人情報の取扱い（例）」を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名をしてもらって回収する。</u></p> <p><u>3 （別紙）個人情報の取扱い（例）において追加すべき事業等、関係機関がある場合は記載する。</u></p> <p><u>（別紙）</u></p> <p>_____ 殿</p> <p><u>個人情報の取扱い（例）</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後

改正前

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

経営発展支援事業に係る個人情報の取扱いについて

取組主体は、経営発展支援事業の実施に際して得た個人情報について、都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、取組主体は、本事業による交付対象者の就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関
（注）

国、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、農業経営・就農支援センター、市町村、農業共済組合
（※ その他追加する機関があれば明確にすること。）

個人情報の取扱いの確認

改正後	改正前
<p data-bbox="215 252 927 288"><u>「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します</u></p> <p data-bbox="181 331 546 368"><u>令和 年 月 日</u></p> <p data-bbox="434 373 629 410"><u>(法人・組織名)</u></p> <p data-bbox="445 413 994 450"><u>氏名</u></p>	

改正後	改正前
<p>(別記2)</p> <p style="text-align: center;">就農準備資金・経営開始資金</p> <p>第4 交付主体</p> <p>1 就農準備資金</p> <p>第7の1の(12)に定めるサポート体制を整備している都道府県、農業経営・就農支援センター又は市町村</p> <p>また、第8の4に定める全国型教育機関における研修については、<u>これらに加えて</u>全国農業委員会ネットワーク機構から交付することもできる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 就農準備資金及び経営開始資金の交付要件等</p> <p>交付主体は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で就農準備資金及び経営開始資金を交付する。</p> <p>1 就農準備資金</p> <p>(1) 就農準備資金の交付対象者は、<u>アからクまでの全て又はケの要件を満たす者とする。</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に本事業、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)の別記1農業次世代人材投資事業(以下「農業次世代人材投資事業」という。)、新規就農支援緊急対策事業実施要綱(令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知)の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、<u>新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)の別記1新規就農促進研修支援事業</u>(以下「新規就農促進研</p>	<p>(別記2)</p> <p style="text-align: center;">就農準備資金・経営開始資金</p> <p>第4 交付主体</p> <p>1 就農準備資金</p> <p>第7の1の(12)に定めるサポート体制を整備している都道府県、農業経営・就農支援センター又は市町村</p> <p>また、第8の4に定める全国型教育機関における研修について、全国農業委員会ネットワーク機構から交付することもできる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 就農準備資金及び経営開始資金の交付要件等</p> <p>交付主体は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で就農準備資金及び経営開始資金を交付する。</p> <p>1 就農準備資金</p> <p>(1) 就農準備資金の交付対象者 <u>の要件は次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に本事業、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)の別記1農業次世代人材投資事業(以下「農業次世代人材投資事業」という。)、新規就農支援緊急対策事業実施要綱(令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知)の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業 <u>又は</u> 新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)の別記1新規就農促進研修支援事業(以下「新規就農促</p>

改正後	改正前
<p>修支援事業」という。) <u>別記5就農準備支援事業</u> (以下「就農準備支援事業」という。) <u>又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)の別記1就農準備・経営開始支援事業</u> (以下「就農準備・経営開始支援事業」という。) による<u>研修計画の承認及び</u>資金の交付を受けていないこと。</p> <p>オ (略)</p> <p>カ 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合には、就農後(オの親元就農後5年以内に独立・自営就農する場合にあっては、経営開始後)5年以内に<u>農業経営改善計画</u>(基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画をいう。以下同じ。)又は<u>青年等就農計画</u>(基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。以下同じ。)の認定を受けること。</p> <p>キ・ク (略)</p> <p><u>ケ 就農準備・経営開始支援事業の第7の1の(1)の研修計画の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。</u></p> <p>(2) 交付金額及び交付期間 就農準備資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円(1年につき最大150万円)とする。また、交付期間は最長2年間とする。 なお、(1)のイの(エ)の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。</p> <p>(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、交付主体は就農準備資金の交付を停止する。 ア (1)の要件を満たさなくなった場合 イ 研修を途中で中止した場合 ウ 研修を途中で休止した場合 エ 第6の1の(4)の研修状況報告を定められた期間内に行わなかった場合 オ 第7の1の(4)の研修実施状況の現地確認等により、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の考え方について(令和4年3月29日付け3経営第3216号<u>農林水産省経営局</u>就農・女性課長通</p>	<p>進研修支援事業」という。) <u>若しくは</u>別記5就農準備支援事業(以下「就農準備支援事業」という。)による資金の交付を受けていないこと。</p> <p>オ (略)</p> <p>カ 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合には、就農後(オの親元就農後5年以内に独立・自営就農する場合にあっては、経営開始後)5年以内に基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は<u>同法</u>第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。</p> <p>キ・ク (略) (新設)</p> <p>(2) 交付金額及び交付期間 就農準備資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円(1年につき最大150万円)とする。また、交付期間は最長2年間とする。 なお、<u>令和4年4月以降に研修を開始する者であって、</u>(1)のイの(エ)の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。</p> <p>(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、交付主体は就農準備資金の交付を停止する。 ア (1)の要件を満たさなくなった場合。<u> </u> イ 研修を途中で中止した場合。<u> </u> ウ 研修を途中で休止した場合。<u> </u> エ 第6の1の(4)の研修状況報告を定められた期間内に行わなかった場合。<u> </u> オ 第7の1の(4)の研修実施状況の現地確認等により、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の考え方について(令和4年3月29日付け3経営第3216号就農・女性課長通知。以下「交付対</p>

改正後	改正前
<p>知。以下「交付対象者の考え方」という。)を満たさない等、適切な研修を行っていないと交付主体が判断した場合(例:研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など。)</p> <p>カ 第10の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合</p> <p>(4)次に掲げる事項に該当する場合は交付対象者は就農準備資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると交付主体が認めた場合(イの(ク)に該当する場合は除く。)はこの限りでない。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 全額返還</p> <p>(ア) (3)のオに該当した場合</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (2)のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後5年以内に(1)のイ(エ)のaの農業経営を実現できなかった場合</p> <p>(エ)親元就農をした者が、(1)のオで確約したことを実施しなかった場合</p> <p>(オ)独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合</p> <p>(カ)交付期間<u>(第7の1の(13)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備・経営開始支援事業のうち就農準備支援資金との合計の交付期間)</u>の1.5倍((2)のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ。)又は2年間のいずれか長い期間、<u>就農を</u>継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定(例:年間150日かつ年間1,200時間)未満である場合。ただし、第6の1の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間<u>(第7の1の(13)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備・経営開始支援事業のうち就農準備支援資金との合計の交付期間)</u>の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。</p> <p>(キ)就農後、交付期間<u>(第7の1の(13)のアの承認を受けた者は、本</u></p>	<p>象者の考え方」という。)を満たさない等、適切な研修を行っていないと交付主体が判断した場合(例:研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など。)</p> <p>カ 第10の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。</p> <p>(4)次に掲げる事項に該当する場合は交付対象者は就農準備資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると交付主体が認めた場合(イの(ク)に該当する場合は除く。)はこの限りでない。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 全額返還</p> <p>(ア) (3)のオに該当した場合。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (2)のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後5年以内に(1)のイ(エ)のaの農業経営を実現できなかった場合</p> <p>(エ)親元就農をした者が、(1)のオで確約したことを実施しなかった場合。</p> <p>(オ)独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。</p> <p>(カ)交付期間の1.5倍((2)のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ)又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定(例:年間150日かつ年間1,200時間)未満である場合。ただし、第6の1の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。</p> <p>(キ)就農後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内(第</p>

改正後	改正前
<p><u>事業と就農準備・経営開始支援事業のうち就農準備支援資金との合計の交付期間</u>の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内（第6の1の（7）のオによる手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内）に第6の1の（7）の報告を定められた期間内に行わなかった場合</p> <p>（ク）虚偽の申請等を行った場合</p> <p>2 経営開始資金</p> <p>（1）経営開始資金の交付対象者は、<u>アからシまでの全て又はスの要件を満たす者とする。</u></p> <p>ア （略）</p> <p>イ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、（ア）及び（イ）の「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、（ウ）及び（エ）の「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。</p> <p>（ア）農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。）第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、<u>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。）附則第5条に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。</u></p> <p>（イ）～（オ） （略）</p> <p>ウ 青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、<u>基盤強化法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。</u></p>	<p>6の1の（7）のオによる手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内）に第6の1の（7）の報告を定められた期間内に行わなかった場合。</p> <p>（ク）虚偽の申請等を行った場合。</p> <p>2 経営開始資金</p> <p>（1）経営開始資金の交付対象者<u>の要件は次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>ア （略）</p> <p>イ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、（ア）及び（イ）の「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、（ウ）及び（エ）の「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。</p> <p>（ア）農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。）第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、<u>基盤強化法第19条</u>に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。</p> <p>（イ）～（オ） （略）</p> <p>ウ <u>基盤強化法第14条の4第1項に規定する</u>青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、<u>同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。</u></p>

改正後	改正前
<p>エ・オ (略)</p> <p>カ 地域計画（基盤強化法第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同条第 3 項の地図をいう。以下同じ）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。）の 2 の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知の 3 により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の 4 により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）。</p> <p>キ 次に掲げる条件に該当していること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 別記 3 雇用就農資金、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）の別記 2 農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）、新規就農者確保加速化対策実施要綱の別記 2 就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記 2 雇用就農者実践研修支援事業（以下「雇用就農者実践研修支援事業」という。）による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 別記 1 経営発展支援事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記 6 初期投資促進事業（以下「令和 4 年度補正初期投資促進事業」という。）又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和 5 年 12 月 1</p>	<p>エ・オ (略)</p> <p>カ 地域計画（基盤強化法第 19 条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（<u>基盤強化法第 19 条</u>第 3 項の地図をいう。以下同じ）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プラン進め方通知の 2 の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知の 3 により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の 4 により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）。</p> <p>キ 次に掲げる条件に該当していること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 別記 3 雇用就農資金、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）の別記 2 農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）、新規就農者確保加速化対策実施要綱（<u>令和 3 年 1 月 28 日付け 2 経営第 2558 号農林水産事務次官依命通知</u>）の別記 2 就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱（<u>令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 1996 号農林水産事務次官依命通知</u>）の別記 2 雇用就農者実践研修支援事業（以下「雇用就農者実践研修支援事業」という。）による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 別記 1 経営発展支援事業又は新規就農者確保緊急対策実施要綱（<u>令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 1996 号農林水産事務次官依命通知</u>）の別記 6 初期投資促進事業（以下「初期投資促進事業」という。）につ</p>

改正後	改正前
<p><u>日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)の別記2初期投資促進事業(以下「令和5年度補正初期投資促進事業」という。)</u>について補助対象事業費の上限額である1,000万円(夫婦で共同経営する場合は夫婦で1,500万円)の助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。</p> <p>ク～コ (略)</p> <p>サ <u>令和3年</u>4月以降に農業経営を開始した者であること。</p> <p><u>シ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。</u></p> <p><u>ス 就農準備・経営開始支援事業の第7の2の(2)の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。</u></p> <p>(2) 交付金額及び交付期間</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置づけられた者等に限る。)に交付期間1月につきそれぞれ(2)のアの額を交付する。</p> <p>なお、経営開始後3年以上経過している農業者(当該農業者が農業次世代人材投資事業、<u>就農準備・経営開始支援事業</u>又は(2)のアの交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者)が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。</p> <p>(3) 次に掲げる事項に該当する場合は、交付主体は経営開始資金の交付を停止する。</p> <p>ア (1)の要件を満たさなくなった場合</p> <p>イ 農業経営を中止した場合</p> <p>ウ 農業経営を休止した場合</p> <p>エ 第6の2の(6)の就農状況報告を定められた期間内に行わなかった場合</p> <p>オ 第7の2の(5)の就農状況の現地確認等により、「交付対象者の考え方」を満たさない等、適切な農業経営を行っていないと交付主体が判</p>	<p>いて補助対象事業費の上限額である1,000万円(夫婦の場合は750万円)の助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。</p> <p>ク～コ (略)</p> <p>サ <u>令和2年</u>4月以降に農業経営を開始した者であること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 交付金額及び交付期間</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置づけられた者等に限る。)に交付期間1月につきそれぞれ(2)のアの額を交付する。</p> <p>なお、経営開始後3年以上経過している農業者(当該農業者が農業次世代人材投資事業又は(2)のアの交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者)が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。</p> <p>(3) 次に掲げる事項に該当する場合は、交付主体は経営開始資金の交付を停止する。</p> <p>ア (1)の要件を満たさなくなった場合。</p> <p>イ 農業経営を中止した場合。</p> <p>ウ 農業経営を休止した場合。</p> <p>エ 第6の2の(6)の就農状況報告を定められた期間内に行わなかった場合。</p> <p>オ 第7の2の(5)の就農状況の現地確認等により、「交付対象者の考え方」を満たさない等、適切な農業経営を行っていないと交付主体が判</p>

改正後	改正前
<p>断した場合（例：青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定（年間 150 日かつ年間 1,200 時間）未満である場合、交付主体から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など）</p> <p>カ 第 10 の 3 に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合</p> <p>キ （略）</p> <p>(4) 次に掲げる要件に該当する場合は、交付対象者は経営開始資金を返還しなければならない。ただし、ア又はウに該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として交付主体が認めたときは、この限りでない。</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 経営開始資金の交付期間（<u>第7の2の(14)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備・経営開始支援事業のうち経営開始支援資金との合計の交付期間。また、</u>休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合には、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じて得た額を返還する。ただし、第6の2の(6)のウの手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者を除く。</p> <p>第6 交付対象者の手続</p> <p>1 就農準備資金</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 研修状況報告</p> <p>就農準備資金の交付を受けた者（以下「準備資金交付対象者」という。）は、研修状況報告書（別紙様式第4号）を交付主体に提出する。提出は半年ごととし、半年経過後、1か月以内に行う。</p> <p>(5)～(9) （略）</p> <p><u>(10) その他</u></p> <p><u>ア 第5の1の(1)のケに該当する者は、研修実施申請書（別紙様式第</u></p>	<p>断した場合（例：青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定（年間 150 日かつ年間 1,200 時間）未満である場合、交付主体から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など）。</p> <p>カ 第 10 の 3 に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。</p> <p>キ （略）</p> <p>(4) 次に掲げる要件に該当する場合は、交付対象者は経営開始資金を返還しなければならない。ただし、ア又はウに該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として交付主体が認めたときは、この限りでない。</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 経営開始資金の交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合には、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第6の2の(6)のウの手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者を除く。</p> <p>第6 交付対象者の手続</p> <p>1 就農準備資金</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 研修状況報告</p> <p>就農準備資金の交付を受けた者（以下「準備資金交付対象者」という。）は、研修状況報告書（別紙様式第4号）を交付主体に提出する。提出は半年ごとに行い、交付対象期間経過後、1か月以内に行う。</p> <p>(5)～(9) （略）</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>28号)を作成し、交付主体に提出する。</u></p> <p><u>イ アの規定により、研修実施申請書を提出し、第7の1の(13)のアの承認を受けた者については、原則、(1)から(8)までの規定にかかわらず、就農準備・経営開始支援事業の第6の1の(1)から(8)までの規定に基づき手続を行うこととする。</u></p> <p>2 経営開始資金</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 交付申請</p> <p>(1)の承認を受けた者は、交付申請書(別紙様式第19号)を作成し、交付主体に資金の交付を申請する。交付の申請は1か月分から1年分までの間で交付主体が定める単位として行い、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。</p> <p>また、申請の対象は、<u>令和5年</u>4月以降の農業経営とする。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 就農状況報告等</p> <p>ア 就農状況報告</p> <p>開始資金交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告(別紙様式第9号)を交付主体に提出する。</p> <p>また、交付期間終了後5年間(ウの手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。)、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌(別紙様式第9-1号-1)を交付主体に提出する。</p> <p><u>さらに、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際(原則、毎年1月末までの報告時)に、別紙様式第9号別添7の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを取組主体に提出する。</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(7) 返還免除</p>	<p>2 経営開始資金</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 交付申請</p> <p>(1)の承認を受けた者は、交付申請書(別紙様式第19号)を作成し、交付主体に資金の交付を申請する。交付の申請は1か月分から1年分までの間で交付主体が定める単位として行い、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。</p> <p>また、申請の対象は、<u>令和4年</u>4月以降の農業経営とする。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 就農状況報告等</p> <p>ア 就農状況報告</p> <p>開始資金交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告(別紙様式第9号)を交付主体に提出する。</p> <p>また、交付期間終了後5年間(ウの手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。)、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌(別紙様式第9-1号-1)を交付主体に提出する。</p> <p>(新設)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(7) 返還免除</p>

改正後	改正前
<p>開始資金交付対象者は、第5の2の(4)の<u>ただし書の</u>病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書(別紙様式第18号)を交付主体に提出する。</p> <p>(8) (略)</p> <p><u>(9) その他</u></p> <p><u>ア 第5の2の(1)の<u>ス</u>に該当する者は、<u>営農実施申請書(別紙様式第29号)を作成し、交付主体に提出する。</u></u></p> <p><u>イ <u>アの規定により、営農実施申請書を提出し、第7の2の(14)の<u>アの承認を受けた者については、原則、(1)から(7)までの規定にかかわらず、就農準備・経営開始支援事業の第6の2の(1)から(7)までの規定に基づき手続を行うこととする。</u></u></u></p> <p>第7 交付主体の手続等</p> <p>1 就農準備資金</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 研修終了後の確認</p> <p>ア 就農状況の確認</p> <p>交付主体は、就農状況報告の提出のあった交付対象者の就農状況を、交付対象者が就農するまでの期間及び就農後、就農準備資金交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。</p> <p>ただし、第5の1の(1)のオに掲げる親元就農をする場合は、農業経営を継承したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認する。</p> <p>確認は以下のとおり行うこととし、資金を交付した交付主体の都道府県又は市町村と異なる都道府県又は市町村に就農した者及び全国農業委員会ネットワーク機構が資金を交付した者については、就農先の都道府県又は市町村と協力し、確認する。</p> <p>なお、交付主体は、交付対象者が第5の1の(1)のカの親元就農後に独立・自営就農し農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を就農状況報告の提出期間後に受ける場合にあつては、認定の状況について市町村<u>等</u>に確認する。</p>	<p>開始資金交付対象者は、第5の2の(4)の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書(別紙様式第18号)を交付主体に提出する。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第7 交付主体の手続等</p> <p>1 就農準備資金</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 研修終了後の確認</p> <p>ア 就農状況の確認</p> <p>交付主体は、就農状況報告の提出のあった交付対象者の就農状況を、交付対象者が就農するまでの期間及び就農後、就農準備資金交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。</p> <p>ただし、第5の1の(1)のオに掲げる親元就農をする場合は、農業経営を継承したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認する。</p> <p>確認は以下のとおり行うこととし、資金を交付した交付主体の都道府県又は市町村と異なる都道府県又は市町村に就農した者及び全国農業委員会ネットワーク機構が資金を交付した者については、就農先の都道府県又は市町村と協力し、確認する。</p> <p>なお、交付主体は、交付対象者が第5の1の(1)のカの親元就農後に独立・自営就農し<u>基盤強化法第12条第1項に規定する</u>農業経営改善計画又は<u>同法第14条の4第1項に規定する</u>青年等就農計画の認定を就農状況報告の提出期間後に受ける場合にあつては、認定の状況について</p>

改正後	改正前
<p>(ア) 開始資金交付対象者 <u>又は経営開始支援資金交付対象者</u></p> <p>2の(5)のアによる確認結果について、3の(2)のデータベースに照会する。ただし、交付主体が市町村であって、交付対象者が、研修終了後に同市町村から第2の2の経営開始資金の交付を受ける場合は、2の(5)のアに基づく就農状況報告の確認、<u>就農準備・経営開始支援事業の第2の2の経営開始支援資金の交付を受ける場合は、同第7の2の(5)のアに基づく就農状況報告の確認</u>をもって本事業の就農状況の確認に代えるものとする。</p> <p>(イ)・(ウ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) 返還免除</p> <p>交付主体は、準備資金交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が第5の1の(4)の<u>ただし書</u>のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。</p> <p>(10) 申請等窓口</p> <p>ア 研修予定地の都道府県の交付主体が申請の窓口となり、<u>資金を</u>交付することを基本とする。</p> <p>ただし、第8の4に定める全国型教育機関における研修で全国農業委員会ネットワーク機構から<u>資金の</u>交付を受ける場合、全国型教育機関が申請の窓口となることを基本とする。</p> <p>また、交付主体等(交付主体が農業経営・就農支援センターの場合は都道府県を含む。以下同じ。)は、研修に係る相談窓口を設置し、交付対象者から研修に関する相談を受けた場合は、交付対象者が適切な研修を受けられるよう、必要に応じて研修機関等へ改善指導を行う等、適切に対応しなければならない。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) サポート体制の整備</p> <p>都道府県、交付主体の市町村及び第8の4に定める全国型教育機関は、</p>	<p>市町村に確認する。</p> <p>(ア) 開始資金交付対象者</p> <p>2の(5)のアによる確認結果について、3の(2)のデータベースに照会する。ただし、交付主体が市町村であって、交付対象者が、研修終了後に同市町村から第2の2の経営開始資金の交付を受ける場合は、2の(5)のアに基づく就農状況報告の確認をもって本事業の就農状況の確認に代えるものとする。</p> <p>(イ)・(ウ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) 返還免除</p> <p>交付主体は、準備資金交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が第5の1の(4)の<u>ただし書き</u>のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。</p> <p>(10) 申請等窓口</p> <p>ア 研修予定地の都道府県の交付主体が申請の窓口となり、交付することを基本とする。</p> <p>ただし、第8の4に定める全国型教育機関における研修で全国農業委員会ネットワーク機構から交付を受ける場合、全国型教育機関が申請の窓口となることを基本とする。</p> <p>また、交付主体等(交付主体が農業経営・就農支援センターの場合は都道府県を含む。以下同じ。)は、研修に係る相談窓口を設置し、交付対象者から研修に関する相談を受けた場合は、交付対象者が適切な研修を受けられるよう、必要に応じて研修機関等へ改善指導を行う等、適切に対応しなければならない。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) サポート体制の整備</p> <p>都道府県、交付主体の市町村及び第8の4に定める全国型教育機関は、</p>

改正後	改正前
<p>交付対象者が研修終了後、円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、第5の1の(1)のイの(ア)の認定研修機関、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制についてポータルサイト <u>において</u> 公表するものとする。</p> <p><u>(13) その他</u></p> <p><u>ア 交付主体は、第6の1の(10)の研修実施申請書の提出を受けたときは、予算の範囲内で承認する。</u></p> <p><u>イ 交付主体は、アの承認を受けた者については、(1)から(9)まで及び(11)の規定にかかわらず、就農準備・経営開始支援事業の第7の1の(1)から(9)まで及び(11)の規定に基づき手続を行うこととする。</u></p> <p>2 経営開始資金</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 就農期間中の確認</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 経営状況の確認</p> <p>また、交付主体は、アの確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回は、以下(ア)から(ウ)までの方法により、就農状況確認チェックリスト(別紙様式第17号)を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 書類確認</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 農地の権利設定の状況が確認できる書類(農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、<u>令和4年改正法附則第5条に基づく</u>、<u>公告</u>があった農用地利用集積計画、<u>令和</u></p>	<p>交付対象者が研修終了後、円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、第5の1の(1)のイの(ア)の認定研修機関、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制についてポータルサイト <u>及び全国データベースに登録し</u>、公表するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 経営開始資金</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 就農期間中の確認</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 経営状況の確認</p> <p>また、交付主体は、アの確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回は、以下(ア)から(ウ)までの方法により、就農状況確認チェックリスト(別紙様式第17号)を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 書類確認</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 農地の権利設定の状況が確認できる書類(農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、<u>公告</u>のあった農用地利用集積計画 <u>若しくは</u> 農用地利用配分計画、<u>特定作業受</u></p>

改正後	改正前
<p><u>4年改正法附則第9条に基づく公告があった農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。）</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 返還免除 交付主体は、開始資金交付対象者から提出された返還免除申請の申請内容が第5の2の(4)の<u>ただし書の</u>やむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) サポート体制の整備 ア 交付主体は、新規交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、都道府県普及指導センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。交付主体は、別紙様式第25号別添により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画（以下「地域サポート計画」という。）を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、ポータルサイト<u>において</u>公表するものとする。</p> <p>イ 交付主体は、当該サポート体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者（<u>別記2において「サポートチーム」という。</u>）を選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。サポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることを必須とする。当該農業者は、交付対象者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。</p> <p>ウ (略)</p>	<p><u>委託契約書又は</u>都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。）</p> <p>ウ (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 返還免除 交付主体は、開始資金交付対象者から提出された返還免除申請の申請内容が第5の2の(4)のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) サポート体制の整備 ア 交付主体は、新規交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、都道府県普及指導センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。交付主体は、別紙様式第25号別添により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画（以下「地域サポート計画」という。）を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、ポータルサイト<u>及び全国データベースに登録し、</u>公表するものとする。</p> <p>イ 交付主体は、当該サポート体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者（サポートチーム）を選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。サポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることを必須とする。当該農業者は、交付対象者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。</p> <p>ウ (略)</p>

改正後	改正前
<p>(12) (略)</p> <p>(13) 農業共済等の積極的活用<u>等</u> 交付主体は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。 <u>また、交付対象者が従業員の雇用等をしている場合にあつては、労働環境に関する改善等について働きかけるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(14) その他</u> <u>ア 交付主体は、第6の2の(9)の営農実施申請書の提出を受けたときは、予算の範囲内で承認する。</u> <u>イ 交付主体は、アの承認を受けた者については、(1)から(8)まで及び(10)の規定にかかわらず、就農準備・経営開始支援事業の第7の2の(1)から(8)まで及び(10)の規定に基づき手続を行うこととする。</u></p> <p>3 交付対象者情報の共有 (1)～(4) (略) (5) 交付主体等は、別記3 <u>雇用就農資金</u>の第6の10の照会があつた場合、準備資金交付対象者又は開始資金交付対象者の就農状況に関する情報を提供する。 (6) (略)</p> <p>第8 事業計画等 1・2 (略) 3 全国農業委員会ネットワーク機構から都道府県への補助 (1) <u>2</u>の(2)の承認を受けた都道府県は、承認された計画の範囲内で補助金の<u>支払</u>を請求するときは、支払請求書(別紙様式第27号)を全国農業委員会ネットワーク機構に提出する。 (2) (略) 4・5 (略)</p>	<p>(12) (略)</p> <p>(13) 農業共済等の積極的活用 交付主体は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 交付対象者情報の共有 (1)～(4) (略) (5) 交付主体等は、別記3の第6の10の照会があつた場合、準備資金交付対象者又は開始資金交付対象者の就農状況に関する情報を提供する。 (6) (略)</p> <p>第8 事業計画等 1・2 (略) 3 全国農業委員会ネットワーク機構から都道府県への補助 (1) <u>1</u>の(2)の承認を受けた都道府県は、承認された計画の範囲内で補助金の<u>支払い</u>を請求するときは、支払請求書(別紙様式第27号)を全国農業委員会ネットワーク機構に提出する。 (2) (略) 4・5 (略)</p>

改正後

改正前

第9 推進事業

第9 推進事業

資金の交付事業（農業次世代人材投資事業、新規就農支援緊急対策事業実施要綱の別記1 就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱の別記1 就職氷河期世代の新規就農促進事業（以下「就職氷河期新規就農促進事業」という。）、新規就農促進研修支援事業及び就農準備支援事業及び就農準備・経営開始支援事業を含む。）を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等は推進事業として以下の事業（農業次世代人材投資事業、就職氷河期新規就農促進事業、新規就農促進研修支援事業及び就農準備支援事業は1及び3の事業）を実施することができる。推進事業の対象経費（以下「推進事業費」という。）は別表のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金交付に要する推進事業費に充てることができるものとする。

資金の交付事業（農業次世代人材投資事業、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1 就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記1 就職氷河期世代の新規就農促進事業（以下「就職氷河期新規就農促進事業」という。）を含む。）、新規就農促進研修支援事業及び就農準備支援事業を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等は推進事業として以下の事業（農業次世代人材投資事業、就職氷河期新規就農促進事業は1及び3の事業）を実施することができる。推進事業の対象経費（以下「推進事業費」という。）は別表のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金交付に要する推進事業費に充てることができるものとする。

1～3 （略）

1～3 （略）

（別表）

（別表）

推進事業費

推進事業費

区分	内容	注意点
(略)	(略)	根拠ある単価設定のこと
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	

区分	内容	注意点
(略)	(略)	根拠ある単価設定のこと
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	

上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず交付主体等で具備すべき備品・物品等を購入し、又はリース・レンタルする場合は対象外とする。また、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず交付主体等で具備すべき備品・物品等を購入し、又はリース・レンタルする場合は対象外とする。また、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

改正後	
別紙様式第1号	
研修計画	
(略)	
(略)	
1～4 (略)	
5 その他	
(略)	
(略)	
過去に本事業、農業次世代人材投資事業（準備型）、就職氷河期世代の新規就農促進事業（令和元年度補正予算、令和2年度補正予算）、就農準備支援事業、 <u>就農準備・経営開始支援事業</u> による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けたことがない
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
6 (略)	
添付書類 (略)	
別添5	
確約書	
令和 年 月 日	

改正前	
別紙様式第1号	
研修計画	
(略)	
(略)	
1～4 (略)	
5 その他	
(略)	
(略)	
過去に本事業、農業次世代人材投資事業（準備型）、就職氷河期世代の新規就農促進事業（令和元年度補正予算、令和2年度補正予算）、就農準備支援事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けたことがない
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
6 (略)	
添付書類 (略)	
別添5	
確約書	
令和 年 月 日	

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(削る。) 住所： 氏名： (生年月日： 年 月 日： 歳)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>別紙様式第2号</p> <p style="text-align: center;">経営開始資金申請追加資料 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(削る。) 住所： 氏名： (生年月日： 年 月 日： 歳)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 その他</p>	<p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">住所： <u>[申請者]</u> 氏名： (生年月日： 年 月 日： 歳)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>別紙様式第2号</p> <p style="text-align: center;">経営開始資金申請追加資料 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">住所： <u>[申請者]</u> 氏名： (生年月日： 年 月 日： 歳)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 その他</p>
(略)	(略)
(略)	(略)
雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある
雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある

改 正 後		改 正 前	
付、経営継承・発展支援事業、経営発展支援事業、 <u>令和4年度補正初期投資促進事業</u> 又は <u>令和5年度補正</u> 初期投資促進事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない	付、経営継承・発展支援事業、 <u>就農準備支援事業</u> 、経営発展支援事業又は初期投資促進事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない
(略)		(略)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
7 (略)		7 (略)	
添付書類 (略)		添付書類 (略)	
*1・2 (略)		*1・2 (略)	
別紙様式第9-1号		別紙様式第9-1号	
就農状況報告 (独立・自営就農) (略)		就農状況報告 (独立・自営就農) (略)	
(略)		(略)	
1. 独立・自営就農 (予定) 時期 (どちらかにチェックする。(就農準備資金の交付を受けた者は必須。経営開始資金のみの交付対象者の場合は記載不要。)) (略) ※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要 <u>(添付書類も不要)</u>		1. 独立・自営就農 (予定) 時期 (どちらかにチェックする。(就農準備資金の交付を受けた者は必須。経営開始資金のみの交付対象者の場合は記載不要。)) (略) ※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要	
2~6 (略)		2~6 (略)	
7 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会 (※) への参加について (どちらかにチェックする。) ※第7の2の(12)に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会 (略)		7 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会 (※) への参加について (どちらかにチェックする。) ※ <u>要綱別記2</u> の第7の2の(12)に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会 (略)	
8・9 (略)		8・9 (略)	
添付書類		添付書類	
別添1~3 (略)		別添1~3 (略)	

改正後	改正前
<p>4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*3 (削る。)</p> <p>5・6 (略)</p> <p><u>7. 環境負荷低減のチェックシート(原則、1月の報告の際のみ添付する。)</u></p> <p>*1・2 (略)</p> <p>*3 <u>就農準備資金の交付を受けた者のうち</u>、親元就農した者が当該農業経営を継承する、当該農業経営を法人化して当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。)となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する場合の、1回目の報告の際のみ添付する(それ以外の者は、就農届(別紙様式第14号)等)で既に提出した書類等から変更がない場合、省略することができる。)</p> <p>*4 (略)</p> <p>*5 経営開始資金の交付期間<u>の7月の報告の際</u>のみ添付する。</p> <p>別添1・2 (略)</p>	<p>4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*3 <u>(変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することが出来る。)</u></p> <p>5・6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>*1・2 (略)</p> <p>*3 親元就農した者が当該農業経営を継承する、当該農業経営を法人化して当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。)となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する場合の、1回目の報告の際のみ添付する(就農届(別紙様式第14号)で既に提出した書類等から変更がない場合、省略することができる。)</p> <p>*4 (略)</p> <p>*5 経営開始資金の交付期間のみ添付する。</p> <p>別添1・2 (略)</p>

改正後

改正前

別添7

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営体向け）

Table with 2 columns: (1) 適正な施肥, 報告時(しました). Rows 1-4: ① 肥料の適正な保管, ② 肥料の使用状況等の記録・保存に努める, ③ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討, ④ 有機物の適正な施用による土づくりを検討.

Table with 2 columns: (2) 適正な防除, 報告時(しました). Rows 5-9: ⑤ 農薬の適正な使用・保管, ⑥ 農薬の使用状況等の記録・保存, ⑦ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める, ⑧ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討, ⑨ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討.

Table with 2 columns: (3) エネルギーの節減, 報告時(しました). Rows 10-11: ⑩ 農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める, ⑪ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める.

Table with 2 columns: (4) 悪臭及び害虫の発生防止, 報告時(しました). Row 12: ⑫ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める.

Table with 2 columns: (5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分, 報告時(しました). Row 13: ⑬ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理.

Table with 2 columns: (6) 生物多様性への悪影響の防止, 報告時(しました). Rows 14-15: ⑭ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）, ⑮ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）.

Table with 2 columns: (7) 環境関係法令の遵守等, 報告時(しました). Rows 16-19: ⑯ みどりの食料システム戦略の理解, ⑰ 関係法令の遵守, ⑱ 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める, ⑲ 正しい知識に基づく作業安全に努める.

環境負荷低減に向けた取組の趣旨
令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、放策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。
また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実現を義務化する『クロスコンプライアンス』を導入する」こととされ、令和9年度の事務実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に臨実して試行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時には就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時のみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

- 「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。
(1) 適正な施肥
・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等
(2) 適正な防除
・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等
(3) エネルギーの節減
・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等
(4) 悪臭及び害虫の発生防止
・畜舎排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等
(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
・国等による環境物産等の調査の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等
(6) 生物多様性への悪影響の防止
・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
・合法採伐材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
・漁業法（昭和24年法律第267号）
・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等
(7) 環境関係法令の遵守等
・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
・土地収用法（昭和24年法律第195号）
・森林法（昭和26年法律第249号）等

(新設)

改正後

改正前

別添 7

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）

Table with 2 columns: Item description and Report status (Yes/No). Items include: (1) Proper fertilizer use, (2) Proper removal, (3) Energy saving, (4) Prevention of odors and pest occurrence, (5) Suppression of waste generation and proper disposal, (6) Prevention of biodiversity impact, (7) Compliance with environmental laws.

Table with 2 columns: Item description and Report status (Yes/No). Items include: (5) Waste generation suppression and proper disposal, (6) Biodiversity impact prevention, (7) Compliance with environmental laws.

環境負荷低減に向けた取組の旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行ううち集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「【食料・農業・農村政策の新たな展開方向】に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入することとされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」とされた。本事業においては、事業申請時には就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、野査状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

- (1) 適正な施肥
・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等
(2) 適正な防除
・農業取締法（昭和23年法律第82号）
・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等
(3) エネルギーの節減
・エネルギーの使用の合理化及び化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等
(4) 悪臭及び害虫の発生防止
・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等
(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等
(6) 生物多様性への悪影響の防止
・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
・合法採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
・漁業法（昭和24年法律第267号）
・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
(7) 環境関係法令の遵守等
・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
・土地改良法（昭和24年法律第195号）
・森林法（昭和26年法律第249号）等

改正後	改正前
<p>別紙様式第9-1号-1 (略)</p> <p>別紙様式第12号</p> <p style="text-align: center;">住所等変更届</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>添付書類：変更後の住所を証明する書類 (<u>運転免許証</u>、パスポート等の写し)</p>	<p>別紙様式第9-1号-1 (略)</p> <p>別紙様式第12号</p> <p style="text-align: center;">住所等変更届</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>添付書類：変更後の住所を証明する書類 (<u>運転免許所</u>、パスポート等の写し)</p>
<p>別紙様式第14号</p> <p style="text-align: center;">就農届</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>別紙様式第14号</p> <p style="text-align: center;">就農届</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

改正後		改正前	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
雇用就農資金の活用 ^{※3}	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 未定	<u>農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業又は雇用就農資金の活用</u> ^{※3}	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 未定
※ (略)		※ (略)	
※ 1～3 (略)		※ 1～3 (略)	
添付書類 (略)		添付書類 (略)	
別紙様式第 17 号－1 号 (独立・自営就農者向け)		別紙様式第 17 号－1 号 (独立・自営就農者向け)	
就農状況確認チェックリスト (参考例)		就農状況確認チェックリスト (参考例)	
(略)		(略)	
1・2 (略)		1・2 (略)	
3 書類確認用 (これまでの状況について記載して下さい。)		3 書類確認用 (これまでの状況について記載して下さい。)	
ア・イ (略)		ア・イ (略)	
ウ 農地の権利設定状況 (農地の権利設定に変更があった場合のみ)		ウ 農地の権利設定状況 (農地の権利設定に変更があった場合のみ)	
(略)		(略)	
※公告のあった農用地利用集積計画、 <u>農用地利用配分計画、農用地利用集</u>		※公告のあった農用地利用集積計画 <u>若しくは</u> 農用地利用配分計画、 <u>特定作</u>	

改正後	改正前
<p><u>積等促進計画</u>、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画<u>又は特定作業受委託契約書</u>による農地の権利設定を含む。</p> <p>(略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別紙様式第21号</p> <p style="text-align: center;">離農届</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立・自営就農者が独立・自営就農を中止又は離農した場合は、農業を廃業したことが確認できる書類（廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日が<u>分かる</u>伝票等） ・(略) <p>別紙様式第22号</p> <p style="text-align: center;">就農準備資金・経営開始資金に係る個人情報の取扱いについて</p> <p>第2 本人に同意を得る内容</p> <p>個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられます（別紙に同意書の例、「個人情報の取扱い（例）」を添付しています）。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>別紙様式第23号別添</p> <p>第3 全国型教育機関で研修を受ける新規就農希望者への事業実施計画（実績）</p> <p>1・2 (略)</p>	<p><u>業受委託契約書又は</u>都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画による農地の権利設定を含む。</p> <p>(略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別紙様式第21号</p> <p style="text-align: center;">離農届</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立・自営就農者が独立・自営就農を中止又は離農した場合は、農業を廃業したことが確認できる書類（廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日が<u>わかる</u>伝票等） ・(略) <p>別紙様式第22号</p> <p style="text-align: center;">就農準備資金・経営開始資金に係る個人情報の取扱いについて</p> <p>第2 本人に同意を得る内容</p> <p>個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられます（別紙に同意書の例<u>として</u>、「個人情報の取扱い（例）」を添付しています）。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>別紙様式第23号別添</p> <p>第3 全国型教育機関で研修を受ける新規就農希望者への事業実施計画（実績）</p> <p>1・2 (略)</p>

改正後

(削る。)

- 3 認定研修機関（予定含む）
（略）
（略）

第4 交付対象者データベースの作成・運用

改正前

3 全国型教育機関で研修を受けた交付終了者（注1）の就農継続状況（実績報告時）

区分	就農継続1年			就農継続5年		
	① 令和 年度 交付終了者数(人)	② 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率	③ 平成 年度 交付終了者数(人)	④ 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率
就農準備資金等(注1)						

注1：ここでいう「交付終了者」とは就農準備資金・経営開始資金、農業次世代人材投資事業、平成28年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業、令和2年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農促進研修支援事業及び就農準備支援事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。

注2：本計画の実績報告時に、①、③の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数（就農形態に関わらず就農を継続している者の人数）を②、④に記入すること。

注3：①は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること

注4：③は本計画の事業実施年度の5年前の年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること

注5：②、④は、それぞれ①、③の交付終了者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること

（例：本計画の事業実施年度が令和4年度の場合、②には①令和3年度内に交付終了した者のうち1年後の令和4年度末に就農継続している者、④には③平成29年度内に交付終了した者のうち5年後の令和4年度末に就農継続している者の人数を記入）

- 4 認定研修機関（予定含む）
（略）
（略）

第4 交付対象者データベースの作成・運用 （要綱別記2の第7の11に定めるデータベースを活用）

改正後

1・2 (略)

別紙様式第 24 号別添

第 1 事業計画

- 1 (略)
- 2 推進事業に関する計画 (実績)

(1) 推進事業費内訳

	推進事業費(円)
(略)	
(略)	
(略)	
うち 育成センター	
(略)	
(略)	
(略)	
合計	0

(2) (略)

3 (略)

第 2 新規就農者数に関する目標及び実績

1・2 (略)

(削る。)

改正前

1・2 (略)

別紙様式第 24 号別添

第 1 事業計画

- 1 (略)
- 2 推進事業に関する計画 (実績)

(1) 推進事業費内訳

	推進事業費(円)
(略)	
(略)	
(略)	
育成センター	
(略)	
(略)	
(略)	
合計	0

(2) (略)

3 (略)

第 2 新規就農者数に関する目標及び実績

1・2 (略)

3 交付終了者(注1)の就農継続状況(実績報告時)

区分	就農継続1年			就農継続5年		
	① 令和 年度 交付終了者数(人)	② 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率	③ 平成 年度 交付終了者数(人)	④ 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率
就農準備資金(注1)						
経営開始資金等						

注1：ここでの「交付終了者」とは就農準備資金・経営開始資金、農業次世代人材投資事業、平成 28 年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業、令和 2 年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農促進研修支援事業及び就農準備支援事

改正後	改正前
<p>第4 都道府県サポート計画（実績）（別紙） 注：別記1 経営発展支援事業、<u>農業次世代人材投資事業等</u>の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。</p> <p>別紙様式第25号別添 第2 新規就農者数に関する目標及び実績 1・2 （略）</p>	<p><u>業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。</u></p> <p><u>注2：本計画の実績報告時に、①、③の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数を②、④に記入すること。就農準備資金等の欄には就農形態に関わらず就農を継続している者の人数、経営開始資金等の欄には独立・自営就農を継続している者の人数を記入すること。都道府県は、管内の就農準備資金・経営開始資金、農業次世代人材投資事業（準備型）と管内の市町村が農業次世代人材投資事業（経営開始型）で採択した分を取りまとめて記入すること</u></p> <p><u>注3：①は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、農業次世代人材投資事業（経営開始型）において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。</u></p> <p><u>注4：③は本計画の事業実施年度の5年前の年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、農業次世代人材投資事業（経営開始型）において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。</u></p> <p><u>注5：②、④は、それぞれ①、③の交付終了者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること</u> <u>（例：本計画の事業実施年度が令和4年度の場合、②には①令和3年度内に交付終了した者のうち1年後の令和4年度末に就農継続している者、④には③平成29年度内に交付終了した者のうち5年後の令和4年度末に就農継続している者の人数を記入）</u></p> <p>第4 都道府県サポート計画（実績）（別紙） 注：別記1 経営発展支援事業 <u>又は</u> 農業次世代人材投資事業の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。</p> <p>別紙様式第25号別添 第2 新規就農者数に関する目標及び実績 1・2 （略）</p>

改正後

(削る。)

改正前

3 交付終了者（注1）の就農継続状況（実績報告時）

区分	就農継続1年			就農継続5年		
	① 令和 年度 交付終了者数(人)	② 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率	③ 平成 年度 交付終了者数(人)	④ 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率
就農準備資金等(注1)						
経営開始資金等						

注1：ここでいう「交付終了者」とは就農準備資金・経営開始資金、農業次世代人材投資事業、平成28年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業、令和2年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農促進研修支援事業及び就農準備支援事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。

注2：本計画の実績報告時に、①、③の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数を②、④に記入すること。就農準備資金等の欄には就農形態に関わらず就農を継続している者の人数、経営開始資金等の欄には独立・自営就農を継続している者の人数を記入すること。注3：①は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注3：①は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、農業次世代人材投資事業（経営開始型）において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注4：③は本計画の事業実施年度の5年前の年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、農業次世代人材投資事業（経営開始型）において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注5：②、④は、それぞれ①、③の交付終了者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること

（例：本計画の事業実施年度が令和4年度の場合、②には①令和3年度内に交付終了した者のうち1年後の令和4年度末に就農継続している者、④には③平成29年度内に交付終了した者のうち5年後の令和4年

改正後

改正前

第4 地域サポート計画（実績）（別紙）

注：別記1 経営発展支援事業、農業次世代人材投資事業等の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

別紙様式第26号別添

第1 （略）

（削る。）

度末に就農継続している者の人数を記入）

第4 地域サポート計画（実績）（別紙）

注：別記1 経営発展支援事業又は農業次世代人材投資事業の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

別紙様式第26号別添

第1 （略）

第2 交付終了者（注1）の就農継続状況（実績報告時）

区分	就農継続1年			就農継続5年		
	① 令和 年度 交付終了者数(人)	② 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率	③ 平成 年度 交付終了者数(人)	④ 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率
就農準備資金(注1)						

注1：ここでいう「交付終了者」とは就農準備資金・経営開始資金、農業次世代人材投資事業、平成28年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業、令和2年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農促進研修支援事業及び就農準備支援事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。

注2：本計画の実績報告時に、①、③の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数（就農形態に関わらず就農を継続している者の人数）を②、④に記入すること

注3：①は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること

注4：③は本計画の事業実施年度の5年前の年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること

注5：②、④は、それぞれ①、③の交付終了者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること

（例：本計画の事業実施年度が令和4年度の場合、②には①令和3年度内に交付終了した者のうち1年後の令和4年度末に就農継続している者、④には③平成29年度内に交付終了した者のうち5年後の令和4年

改正後	改正前
<p>第2 事業推進体制及びサポート計画 1～3 (略)</p> <p><u>別紙様式第 28 号</u></p> <p style="text-align: center;"><u>研修実施申請書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;"><u>氏名</u></p> <p><u>新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の1の（10）の規定に基づき、「就農準備資金・経営開始資金」を活用し、研修を継続することを申請します。</u></p> <p><u>別紙様式第 29 号</u></p> <p style="text-align: center;"><u>営農実施申請書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;"><u>氏名</u></p> <p><u>新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の2の（9）の規定に基づき、「就農準備</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>度末に就農継続している者の人数を記入)</u></p> <p>第3 事業推進体制及びサポート計画 1～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<u>資金・経営開始資金」を活用し、営農を継続することを申請します。</u>	

別記3 雇用就農資金の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(別記3)</p> <p style="text-align: center;">雇用就農資金</p> <p>第4 事業対象者の要件等</p> <p>1 雇用就農促進支援の対象者要件</p> <p>(1) 農業法人等の要件</p> <p>雇用就農促進支援の対象となる農業法人等は、次の要件を全て満たす者とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む。）に従事する者を新たに雇用し、就農に必要な技術等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を行い得ること（別記2の第2の2の経営開始資金（以下「経営開始資金」という。）<u>、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の2の経営開始支援資金（以下「経営開始支援資金」という。）</u>）又は農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の2の経営開始型（以下「経営開始型」という。）の交付を受けている経営体ではないこと。）。</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>ク 以下の項目のいずれか1つ以上に既に取り組んでいる、又は支援開始後1年以内に新たに取り組むこと。ただし、（イ）については、既に取り組んでいる、又は支援開始後の決算期までに取り組むこと。</p> <p>（ア）～（ウ） (略)</p> <p><u>（エ）次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（「プラチナくるみん」、「くるみん」又は「トライくるみん」）を受けること。</u></p> <p><u>（オ）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定（「プラチナえるぼし」又は「えるぼし」）を受けること。</u></p>	<p>(別記3)</p> <p style="text-align: center;">雇用就農資金</p> <p>第4 事業対象者の要件等</p> <p>1 雇用就農促進支援の対象者要件</p> <p>(1) 農業法人等の要件</p> <p>雇用就農促進支援の対象となる農業法人等は、次の要件を全て満たす者とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む。）に従事する者を新たに雇用し、就農に必要な技術等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を行い得ること（別記2の第2の2の経営開始資金（以下「経営開始資金」という。）又は農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の2の経営開始型（以下「経営開始型」という。）の交付を受けている経営体ではないこと。）。</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>ク 以下の項目のいずれか1つ以上に既に取り組んでいる、又は支援開始後1年以内に新たに取り組むこと。ただし、（イ）については、既に取り組んでいる、又は支援開始後の決算期までに取り組むこと。</p> <p>（ア）～（ウ） (略)</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>(2) 法人等雇用就農者の要件</p> <p>雇用就農促進支援の対象となる法人等雇用就農者は、次の要件を全て満たす者とする。</p> <p>ア 本事業の支援終了後も就農を継続又は新たに<u>農業法人を設立</u>するための<u>研修</u>終了後1年以内に農業法人を設立するなどして独立する強い意欲を有する原則50歳未満の者であること。</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>ク 過去に本事業、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、<u>雇用就農者実践研修支援事業又は国産飼料増産対策事業補助金交付等要綱(令和6年3月29日付け5畜産第2344号)別表1の1の飼料生産組織の人材確保・育成支援のうち(1)人材確保・育成支援</u>の対象となっていないこと。ただし、過去に当該事業の対象となった場合でも研修を中止し、その中止理由が、法人等雇用就農者の責めに帰すべき理由による解雇でない場合又は法人等雇用就農者の都合による離職でない場合は、この限りではない。</p> <p>ケ 過去に農業法人等で<u>以下に定める事業で同様の研修を受けていないこと。</u></p> <p><u>(ア) 別記2の第2の1の就農準備資金</u></p> <p><u>(イ) 農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1の第2の1の準備型(平成28年度以前の青年就農給付金の準備型を含む。)</u></p> <p><u>(ウ) 新規就農支援緊急対策事業実施要綱(令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知)別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業</u></p> <p><u>(エ) 新規就農者確保加速化対策実施要綱別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業</u></p> <p><u>(オ) 新規就農者確保緊急対策実施要綱別記1新規就農促進研修支援事業</u></p> <p><u>(カ) 新規就農者確保緊急対策実施要綱別記5就農準備支援事業</u></p> <p><u>(キ) 新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記1の第2の1の就農準備支援資金</u></p>	<p>(2) 法人等雇用就農者の要件</p> <p>雇用就農促進支援の対象となる法人等雇用就農者は、次の要件を全て満たす者とする。</p> <p>ア 本事業の支援終了後も就農を継続又は<u>本事業を含む新たな農業法人の設立</u>のための<u>支援</u>終了後1年以内に<u>新たな農業法人</u>を設立するなどして独立する強い意欲を有する原則50歳未満の者であること。</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>ク 過去に本事業、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業<u>又は</u>雇用就農者実践研修支援事業の対象となっていないこと。ただし、過去に当該事業の対象となった場合でも研修を中止し、その中止理由が、法人等雇用就農者の責めに帰すべき理由による解雇でない場合又は法人等雇用就農者の都合による離職でない場合は、この限りではない。</p> <p>ケ 過去に農業法人等で<u>別記2の第2の1の就農準備資金(以下「就農準備資金」という。)</u>、<u>農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1の第2の1の準備型(平成28年度以前の青年就農給付金の準備型を含む。以下「準備型」という。)</u>、<u>新規就農支援緊急対策事業実施要綱(令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知)別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業(以下「緊急対策氷河期世代の新規就農促進事業」という。)</u>、<u>新規就農者確保加速化対策実施要綱別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業(以下「加速化対策氷河期世代の新規就農促進事業」という。)</u>又は<u>新規就農者確保緊急対策実施要綱別記1新規就農促進研修支援事業(以下「新規就農促進研修支援事業」という。)</u>若しくは<u>別記5就農準備支援事業(以下「就農準備支援事業」という。)</u>で同様の研修を受けていないこと。</p>

改正後	改正前
<p>2 派遣研修支援の対象者要件 (1)・(2) (略) (3) 派遣受入法人の要件 派遣研修支援の対象となる派遣受入法人は、次の要件を全て満たす者とする。 ア 次世代の経営者になるために必要な経営力等を習得させるための実践的な研修（OJT 研修）を行い得ること（経営開始資金、<u>経営開始支援資金</u>又は経営開始型の交付を受けている経営体ではないこと。）。 イ・ウ (略) (4) (略)</p> <p>3 被災農業者支援の対象者要件 (1) 農業法人等の要件 被災農業者支援の対象となる農業法人等は、次の要件を全て満たす者とする。 ア (略) イ 農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む。）に従事する者を新たに雇用し、営農再開後の経営発展に必要な技術等を習得させるための実践的な研修（OJT 研修）を行い得ること（経営開始資金、<u>経営開始支援資金</u>又は経営開始型の交付を受けている経営体ではないこと。）。 ウ～シ (略) (2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第5 農業法人等の手続 1 農業法人等の事業申請書 (1) 雇用就農促進支援 雇用就農促進支援を受けようとする農業法人等は、次に掲げる事項を記載した事業申請書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。</p>	<p>2 派遣研修支援の対象者要件 (1)・(2) (略) (3) 派遣受入法人の要件 派遣研修支援の対象となる派遣受入法人は、次の要件を全て満たす者とする。 ア 次世代の経営者になるために必要な経営力等を習得させるための実践的な研修（OJT 研修）を行い得ること（経営開始資金又は経営開始型の交付を受けている経営体ではないこと。）。 イ・ウ (略) (4) (略)</p> <p>3 被災農業者支援の対象者要件 (1) 農業法人等の要件 被災農業者支援の対象となる農業法人等は、次の要件を全て満たす者とする。 ア (略) イ 農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む。）に従事する者を新たに雇用し、営農再開後の経営発展に必要な技術等を習得させるための実践的な研修（OJT 研修）を行い得ること（経営開始資金又は経営開始型の交付を受けている経営体ではないこと。）。 ウ～シ (略) (2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第5 農業法人等の手続 1 農業法人等の事業申請書 (1) 雇用就農促進支援 雇用就農促進支援を受けようとする農業法人等は、次に掲げる事項を記載した事業申請書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>なお、新たな農業法人の設立のための研修を実施する農業法人等は、あらかじめ、法人等雇用就農者が独立又は経営継承し、法人を設立するまでの全体の計画を提出するものとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 雇用労働条件 法人等雇用就農者との雇用契約の締結日、雇用期間の有無、雇用形態、給与形態及び賃金月額</p> <p>オ・カ (略)</p> <p><u>キ 環境負担低減に向けた取組 別紙様式第3号に定める事項</u></p> <p><u>ク</u> その他必要な事項 当該法人等雇用就農者受入れに伴う国による他の助成の有無、過去の雇用・研修に関する法律違反等のトラブルの有無、その他事業実施主体が審査等に必要と定める事項</p> <p>(2) 派遣研修支援 派遣研修支援を受けようとする農業法人等は、次に掲げる事項を記載した事業申請書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>カ 環境負担低減に向けた取組 別紙様式第3号に定める事項</u></p> <p><u>キ</u> その他必要な事項 当該派遣研修生受入れに伴う国による他の助成の有無、過去の雇用・研修に関する法律違反等のトラブルの有無、その他事業実施主体が審査等に必要と定める事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第6 推進事業 1 (略)</p>	<p>なお、新たな農業法人の設立のための研修を実施する農業法人等は、あらかじめ、法人等雇用就農者が独立又は経営継承し、法人を設立するまでの全体の計画を提出するものとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 雇用労働条件 <u>当該</u>法人等雇用就農者との雇用契約の締結日、雇用期間の有無、雇用形態、給与形態及び賃金月額</p> <p>オ・カ (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>キ</u> その他必要な事項 当該法人等雇用就農者受入れに伴う国による他の助成の有無、過去の雇用・研修に関する法律違反等のトラブルの有無、その他事業実施主体が審査等に必要と定める事項</p> <p>(2) 派遣研修支援 派遣研修支援を受けようとする農業法人等は、次に掲げる事項を記載した事業申請書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>カ</u> その他必要な事項 当該派遣研修生受入れに伴う国による他の助成の有無、過去の雇用・研修に関する法律違反等のトラブルの有無、その他事業実施主体が審査等に必要と定める事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第6 推進事業 1 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 事業申請書の承認等 (1)～(4) (略) (5) 研修の中断・中止等の取扱い ア 事業実施主体は、次に掲げる事項に該当する事態が発生した場合又は第5の4により農業法人等から研修の中断若しくは中止が必要となったと報告を受けた場合は、速やかに状況を把握するとともに必要に応じて農業法人等に対し、指導・助言及び調整を行うものとする。 (ア)～(エ) (略) <u>(オ) 農業法人等の代表者が当該法人等雇用就農者の親族（3親等以内）であり、かつその法人等雇用就農者と同居している者に変更になった場合</u> <u>(カ) その他事業実施主体が、研修の中断又は中止がやむを得ないと認める事由が発生した場合</u> <u>イ (略)</u></p> <p>3 研修会等の開催 (1)～(3) (略) (4) 事業実施主体は、(1)から(3)までの事業説明会等の実施に当たっては、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく<u>農業経営収入保険、農業共済及び</u>その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すなど経営の安定に資する内容を併せて行うものとする。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 支援情報の共有 (1)・(2) (略) (3) <u>第4の1の(2)のケに定める事業</u>の交付主体から、当該事業で研修を終了した支援対象者のうち、本事業の支援対象となっている法人等雇用就農者及び被災法人等雇用就農者について、当該事業での研修修了後の就農状況を確認するために6の確認結果に係る照会があった場合、事業実施主体は当該情報を提供する。</p>	<p>2 事業申請書の承認等 (1)～(4) (略) (5) 研修の中断・中止等の取扱い ア 事業実施主体は、次に掲げる事項に該当する事態が発生した場合又は第5の4により農業法人等から研修の中断若しくは中止が必要となったと報告を受けた場合は、速やかに状況を把握するとともに必要に応じて農業法人等に対し、指導・助言及び調整を行うものとする。 (ア)～(エ) (略) (新設) <u>(オ) その他事業実施主体が、研修の中断又は中止がやむを得ないと認める事由が発生した場合</u> <u>イ (略)</u></p> <p>3 研修会等の開催 (1)～(3) (略) (4) 事業実施主体は、(1)から(3)までの事業説明会等の実施に当たっては、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すなど経営の安定に資する内容を併せて行うものとする。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 支援情報の共有 (1)・(2) (略) (3) <u>就農準備資金、準備型、緊急対策氷河期世代の新規就農促進事業、加速化対策氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農促進研修支援事業又は就農準備支援事業</u>の交付主体から、当該事業で研修を終了した支援対象者のうち、本事業の支援対象となっている法人等雇用就農者及び被災法人等雇用就農者について、当該事業での研修修了後の就農状況を確認</p>

改正後	改正前
<p>10 支援情報の照会 事業実施主体は、第5の1の(1)で農業法人等から提出のあった事業申請書等に基づき、過去に本事業を活用した法人等雇用就農者等の就農状況について確認を行う場合、必要に応じて<u>以下に定める事業の交付主体等に照会する。</u></p> <p><u>(1) 別記1 経営発展支援事業及び経営開始資金</u> <u>(2) 新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記1 就農準備・経営開始支援事業及び別記2 初期投資促進事業</u> <u>(3) 新規就農者確保緊急対策実施要綱別記6 初期投資促進事業</u> <u>(4) 第4の1の(2)のケの(ア)及び(カ)に定める事業</u></p> <p>11 個人情報の取扱い 国、都道府県、市町村、事業実施主体及び事業実施主体から本事業の一部を受託した者は、本事業の実施に際して得た個人情報について、<u>別紙様式第4号</u>により適切に取り扱うものとする。</p> <p>12 その他 事業実施主体は、<u>農の雇用事業</u>、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業及び雇用就農者実践研修支援事業を推進するため、2の(4)及び(5)並びに4から9までの推進事業を実施することができる。</p> <p>第7 事業実施計画等 1・2 (略)</p> <p>3 実績報告等 <u>(1)</u> 事業実施主体は、雇用就農資金実績報告書(別紙様式第1号)を該当事業年度の翌年度の6月末日までに作成し、経営局長に報告する。 <u>(2)</u> 事業実施主体は、支援実施状況、雇用就農促進支援終了後の定着</p>	<p>するために6の確認結果に係る照会があった場合、事業実施主体は当該情報を提供する。</p> <p>10 支援情報の照会 事業実施主体は、第5の1の(1)で農業法人等から提出のあった事業申請書等に基づき、過去に本事業を活用した法人等雇用就農者等の就農状況について確認を行う場合、必要に応じて<u>経営開始資金、就農準備資金又は就農準備支援事業の交付主体等に照会する。</u></p> <p>11 個人情報の取扱い 国、都道府県、市町村、事業実施主体及び事業実施主体から本事業の一部を受託した者は、本事業の実施に際して得た個人情報について、<u>別紙様式第3号</u>により適切に取り扱うものとする。</p> <p>12 その他 事業実施主体は、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業及び雇用就農者実践研修支援事業を推進するため、2の(4)及び(5)並びに4から9までの推進事業を実施することができる。</p> <p>第7 事業実施計画等 1・2 (略)</p> <p>3 実績報告等 事業実施主体は、雇用就農資金実績報告書(別紙様式第1号)を該当事業年度の翌年度の6月末日までに作成し、経営局長に報告する。 <u>また、</u>事業実施主体は、支援実施状況、雇用就農促進支援終了後の定着</p>

改正後

況、派遣研修支援終了後の役員等への登用状況並びに被災農業者支援終了後の営農再開状況及び定着状況を別紙様式第2号により毎年度経営局長に報告するものとする。

(3) 事業実施主体は、雇用就農促進支援について、農業法人等及び法人等雇用就農者を対象としたアンケートを実施することとする。

(別紙様式第1号)

令和 年度 雇用就農資金実施計画 (実績報告) 書

2 事業の実施

(1) ~ (3) (略)

(4) 被災農業者支援の実施

農業法人等 (予定) 数	事業体	被災法人等雇用就農者 (予定) 数	人
<u>うち新規採択</u>	<u>事業体</u>	<u>うち新規採択</u>	<u>人</u>
<u>うち継続</u>	<u>事業体</u>	<u>うち継続</u>	<u>人</u>
(支援の概要)			

(別紙様式第2号) (略)

令和 年度雇用就農資金 定着状況等調査結果報告書

I 雇用就農促進支援実施状況

1 ~ 3 (略)

改正前

状況、派遣研修支援終了後の役員等への登用状況並びに被災農業者支援終了後の営農再開状況及び定着状況を別紙様式第2号により毎年度経営局長に報告するものとする。

(新設)

(様式第1号)

令和 年度 雇用就農資金実施計画 (実績報告) 書

2 事業の実施

(1) ~ (3) (略)

(4) 被災農業者支援の実施

農業法人等 (予定) 数	事業体	被災法人等雇用就農者 (予定) 数	人
(支援の概要)			

(様式第2号) (略)

令和 年度雇用就農資金 定着状況等調査結果報告書

I 雇用就農促進支援実施状況

1 ~ 3 (略)

改正後

4 法人等雇用就農者の就業定着状況（○年度）

定着 状況	法人等雇用就農者数(A)											
	当該農業法人等に在籍し、 <u>農業を継続</u> (B)				他の法人等にて就農(C)		独立就農等(D)		離農者数(不明を含む。)(E)			
					男性	女性	男性	女性			男性	女性

※当該農業法人等に在籍していても、現在は農業に従事していない場合は、離農者として記載すること。

※独立就農等の欄には、「共同経営者」、「経営継承」、「法人として独立」及び「就学・研修（農業関係）」も含めて記載すること。

(別紙様式第3号)

環境負荷低減に向けた取組について

第1 取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡

改正前

4 法人等雇用就農者の就業定着状況（○年度）

定着 状況	法人等雇用就農者数(A)											
	当該農業法人等に在籍(B)				他の法人等にて就農(C)		独立就農等(D)		離農者数(不明を含む。)(E)			
					男性	女性	男性	女性			男性	女性

(新設)

※独立就農等の欄には、「共同経営者」、「経営継承」、「法人として独立」及び「就学・研修（農業関係）」も含めて記載すること。

(新設)

改正後

改正前

充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。

これらを踏まえ、本事業における上記「事業申請時のチェックシートの提出」については、以下のとおり実施するものとする。

第2 環境負荷低減チェックシートの提出

1 本事業に取り組む農業法人等は、最低限行うべき環境負荷低減の取組について明らかにした「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」（参考様式①及び②。以下「チェックシート」という。）の項目について、事業の実施に当たって取り組むものとする。

2 農業法人等は、事業計画書中のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出する。

第3 主な環境関係法令の遵守

農業法人等は、チェックシート中の「関係法令の遵守」に関し、別表に定める環境関係法令を遵守するものとする。

(別表)

環境負担低減に向けた取組

該当する環境関連法令

改正後	改正前
<p><u>適正な施肥</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）</u> ・<u>農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）</u> ・<u>土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）</u> 等 <p><u>適正な防除</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）</u> ・<u>植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）</u> 等 <p><u>エネルギーの節減</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）</u> 等 <p><u>悪臭及び害虫の発生防止</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）</u> ・<u>悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）</u> 等 <p><u>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）</u> ・<u>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）</u> ・<u>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）</u> ・<u>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）</u> ・<u>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）</u> 等 <p><u>生物多様性への悪影響の防止</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）</u> ・<u>水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）</u> ・<u>湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）</u> ・<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）</u> ・<u>鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）</u> 等 	

改正後

環境関係法令の遵守等

- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）
- ・ 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号） 等

改正前

参考様式①

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

項目 No.	内容	項目 No.	内容
1	1.1.1 違反の有無	1	1.1.1 違反及び法令の発生防止
2	2.1 労働安全衛生法	2	2.1 労働安全衛生法の発生防止
3	3.1 環境影響評価法	3	3.1 環境影響評価法の発生防止
4	4.1 地球温暖化対策の推進に関する法律	4	4.1 地球温暖化対策の推進に関する法律の発生防止
5	5.1 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	5	5.1 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律の発生防止
6	6.1 土地改良法	6	6.1 土地改良法の発生防止
7	7.1 違反の有無	7	7.1 違反の有無
8	8.1 違反の有無	8	8.1 違反の有無
9	9.1 違反の有無	9	9.1 違反の有無
10	10.1 違反の有無	10	10.1 違反の有無
11	11.1 違反の有無	11	11.1 違反の有無
12	12.1 違反の有無	12	12.1 違反の有無
13	13.1 違反の有無	13	13.1 違反の有無
14	14.1 違反の有無	14	14.1 違反の有無
15	15.1 違反の有無	15	15.1 違反の有無
16	16.1 違反の有無	16	16.1 違反の有無
17	17.1 違反の有無	17	17.1 違反の有無
18	18.1 違反の有無	18	18.1 違反の有無
19	19.1 違反の有無	19	19.1 違反の有無
20	20.1 違反の有無	20	20.1 違反の有無

注：中の記載内容に「該当しない」欄内に該当する場合はチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

改正後

改正前

参考様式②

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（高産経営体向け）

※	※	【注】 適正な取組	※	【注】 廃棄物の発生抑制、 適量な集積のための対策が適正な実施
○	□	資源物生産の削減が十分の場合「該当しない」□ 削減が不十分の場合	○	---が実施されている場合、該当しない□
○	□	分別収集の削減が十分の場合「該当しない」□ 削減が不十分の場合	※	【注】 分別収集等への適正な取組
※	※	【注】 適正な取組	○	□
○	□	分別収集の削減が十分の場合「該当しない」□ 削減が不十分の場合	※	【注】 分別収集等への適正な取組
○	□	分別収集の削減が十分の場合「該当しない」□ 削減が不十分の場合	○	□
○	□	分別収集の削減が十分の場合「該当しない」□ 削減が不十分の場合	○	□
○	□	分別収集の削減が十分の場合「該当しない」□ 削減が不十分の場合	○	□
※	※	【注】 分別収集への取組	○	□
○	□	資源物の削減、分別収集の削減が十分の場合「該当しない」□ 削減が不十分の場合	○	□
※	※	【注】 廃棄物処理の適正な取組	○	□
○	□	資源物の削減が十分の場合「該当しない」□ 削減が不十分の場合	○	□
○	□	分別収集の削減が十分の場合「該当しない」□ 削減が不十分の場合	○	□

注：この記載内容に「該当しない」場合にはチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

改正後	改正前
<p data-bbox="181 212 394 240">(別紙様式第4号)</p> <p data-bbox="353 292 927 320">雇用就農資金に係る個人情報の取扱いについて</p> <p data-bbox="163 368 546 397">第1 本事業における個人情報</p> <p data-bbox="192 408 1120 592">本事業において作成し、データベースに登録される個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律 <u>(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)</u> 及び関係法令に基づき、事業実施主体、都道府県、市町村等が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要がある。</p> <p data-bbox="192 603 1120 708">また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の同意を得ることにより、本事業を実施すること。</p> <p data-bbox="163 759 517 788">第2 本人に同意を得る内容</p> <p data-bbox="192 799 1120 866">個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられる(別紙に同意書の例として、「個人情報の取扱い(例)」を添付)。</p> <p data-bbox="192 877 360 906">1～3 (略)</p> <p data-bbox="192 917 1120 984"><u>4 個人情報保護法第16条第8項に規定する学術研究機関等が、学術研究目的で利用すること。</u></p> <p data-bbox="192 995 1120 1062">5 1から4までを実施するため、事業実施主体が農業法人等から提出される申請書類等の記載事項を、データベースに登録すること。</p> <p data-bbox="192 1074 1120 1141">6 1から5までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。</p>	<p data-bbox="1162 212 1323 240">(様式第3号)</p> <p data-bbox="1337 292 1910 320">雇用就農資金に係る個人情報の取扱いについて</p> <p data-bbox="1144 368 1527 397">第1 本事業における個人情報</p> <p data-bbox="1173 408 2101 553">本事業において作成し、データベースに登録される個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び関係法令に基づき、事業実施主体、都道府県、市町村等が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要がある。</p> <p data-bbox="1173 564 2101 670">また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の同意を得ることにより、本事業を実施すること。</p> <p data-bbox="1144 759 1500 788">第2 本人に同意を得る内容</p> <p data-bbox="1173 799 2101 866">個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられる(別紙に同意書の例として、「個人情報の取扱い(例)」を添付)。</p> <p data-bbox="1173 877 1344 906">1～3 (略)</p> <p data-bbox="1189 917 1285 946">(新設)</p> <p data-bbox="1173 995 2101 1062">4 1から3までを実施するため、事業実施主体が農業法人等から提出される申請書類等の記載事項を、データベースに登録すること。</p> <p data-bbox="1173 1074 2101 1141">5 1から4までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。</p>

改正後	改正前				
<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">個人情報の取扱い（例）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">雇用就農資金に係る個人情報の取扱いについて</p> <p>事業実施主体は、雇用就農資金の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。</p> <p>また、事業実施主体は、本事業による研修生の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、申請内容の確認、国等への報告、<u>学術研究</u>等で利用するほか、本事業の実施のために、提出される申請書類の記載事項をデータベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供します。なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため連絡を行う場合があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">関係機関 (注)</td> <td style="padding: 5px;">国、事業実施主体、事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県、農林業振興公社、<u>農業経営・就農支援センター</u>、<u>市町村、農業共済組合、学術研究機関等</u>（※ その他追加する機関があれば明確にすること）</td> </tr> </table> </div>	関係機関 (注)	国、事業実施主体、事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県、農林業振興公社、 <u>農業経営・就農支援センター</u> 、 <u>市町村、農業共済組合、学術研究機関等</u> （※ その他追加する機関があれば明確にすること）	<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">個人情報の取扱い（例）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">雇用就農資金に係る個人情報の取扱いについて</p> <p>事業実施主体は、雇用就農資金の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。</p> <p>また、事業実施主体は、本事業による研修生の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業の実施のために、提出される申請書類の記載事項をデータベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供します。なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため連絡を行う場合があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">関係機関 (注)</td> <td style="padding: 5px;">国、事業実施主体、事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県、農林業振興公社、<u>青年農業者等育成センター</u>、<u>市町村、農業共済組合</u>（※ その他追加する機関があれば明確にすること）</td> </tr> </table> </div>	関係機関 (注)	国、事業実施主体、事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県、農林業振興公社、 <u>青年農業者等育成センター</u> 、 <u>市町村、農業共済組合</u> （※ その他追加する機関があれば明確にすること）
関係機関 (注)	国、事業実施主体、事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県、農林業振興公社、 <u>農業経営・就農支援センター</u> 、 <u>市町村、農業共済組合、学術研究機関等</u> （※ その他追加する機関があれば明確にすること）				
関係機関 (注)	国、事業実施主体、事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県、農林業振興公社、 <u>青年農業者等育成センター</u> 、 <u>市町村、農業共済組合</u> （※ その他追加する機関があれば明確にすること）				

改正後	改正前
<p>個人情報の取扱いの確認</p>	<p>個人情報の取扱いの確認</p>
<p>「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します 令和 年 月 日 (法人・組織名) 氏名 (代表者名)</p>	<p>「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します 令和 年 月 日 (法人・組織名) 氏名 (代表者名)</p>
<p>「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します 令和 年 月 日 (法人・組織名) 氏名 (研修生名)</p>	<p>「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します 令和 年 月 日 (法人・組織名) 氏名 (研修生名)</p>
<p>「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します 令和 年 月 日 (法人・組織名) 氏名 (研修指導者名)</p>	<p>「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します 令和 年 月 日 (法人・組織名) 氏名 (研修指導者名)</p>

改正後	改正前
<p>(別記4)</p> <p style="text-align: center;">サポート体制構築事業</p> <p>第3 事業の仕組み</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 都道府県は、第4に掲げる<u>取組</u>主体に対し、補助金を交付する。</p> <p>第4 <u>取組</u>主体</p> <p><u>取組</u>主体は、以下の1から3までに掲げる団体等とする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>第5 事業の要件</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第4の1の市町村以外が<u>取組</u>主体になる場合は、当該市町村と十分な連携が行われていること。</p> <p>3 (略)</p> <p>第7 事業の内容</p> <p>1 就農相談体制の整備 (略)</p> <p>(1) 就農相談員の設置及び相談対応</p> <p>市町村等における就農相談体制を整備するため、就農相談、就農準備段階から定着までの間に、就農希望者及び新規就農者からの相談に対応する就農相談員を設置する。</p> <p>就農相談員は、農業<u>経営</u>、資金調達から生活面まで幅広く新規就農に係る課題全般 <u>(2の(1)のウに掲げる取組を除く。)</u>に一元的に対応できる者とし、新規就農者サポート体制の構成員等と連携して、就農希望者及び新規就農者からの相談に対応する。</p> <p>(2) 新規就農サポート会議の開催</p>	<p>(別記4)</p> <p style="text-align: center;">サポート体制構築事業</p> <p>第3 事業の仕組み</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 都道府県は、第4に掲げる<u>事業実施</u>主体に対し、補助金を交付する。</p> <p>第4 <u>事業実施</u>主体</p> <p><u>事業実施</u>主体は、以下の1から3までに掲げる団体等とする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>第5 事業の要件</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第4の1の市町村以外が<u>事業実施</u>主体になる場合は、当該市町村と十分な連携が行われていること。</p> <p>3 (略)</p> <p>第7 事業の内容</p> <p>1 就農相談体制の整備 (略)</p> <p>(1) 就農相談員の設置及び相談対応</p> <p>市町村等における就農相談体制を整備するため、就農相談、就農準備段階から定着までの間に、就農希望者及び新規就農者からの相談に対応する就農相談員を設置する。</p> <p>就農相談員は、農業<u>技術</u>、資金調達から生活面まで幅広く新規就農に係る課題全般に一元的に対応できる者とし、新規就農者サポート体制の構成員等と連携して、就農希望者及び新規就農者からの相談に対応する。</p> <p>(2) 新規就農サポート会議の開催</p>

改正後	改正前
<p>新規就農者サポート体制の構成員をメンバーとする新規就農サポート会議を定期的に開催し、就農希望者及び新規就農者に関する情報共有、サポート方針の検討等を行う。</p> <p>(3) 就農準備のサポート</p> <p>ア 農地のあっせん・確保</p> <p>(ア) 農業委員会サポートシステム（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「農地集積・集約化等実施要綱」という。）第3の<u>3</u>の(5)のシステムをいう。）を閲覧し、就農希望者の農地の取得状況を把握するとともに、農地相談員（農地集積・集約化等実施要綱別記1の第3の2の(1)の農地相談員をいう。）と<u>連携及び必要に応じた関係者との調整等により、就農希望者の営農に必要な農地のあっせん・確保をサポートする</u>。また、就農希望者が農地を確保した場合は、<u>就農相談等</u>全国データベース（新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記4の第4の2の(1)のデータベースをいう。以下「<u>全国データベース</u>」という。）へ必要な情報を登録する。なお、農業委員会サポートシステムによる<u>就農希望者</u>の農地の取得状況の把握が難しい場合は、新規就農者サポート体制の構成員や農業委員会、農地中間管理機構と連携し、農地のあっせん・確保をサポートする。</p> <p>(イ) 新規就農者と離農者とのマッチング等を行う。</p> <p>イ 農業機械等のあっせん・確保</p> <p>新規就農者サポート体制の構成員等と連携し、新規就農者の<u>営農</u>に必要な農業機械等のあっせん・確保をサポートする。また、新規就農者と離農者とのマッチング等を行う。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(4) 市町村就農相談カルテの記録</p> <p>別紙様式<u>第10号</u>により市町村から全国データベースの利用権限の委任を受けて、同データベースを活用し、以下の取組を行う。</p> <p>なお、就農相談員が市町村の職員である場合は、委任の必要はない。</p> <p>ア (略)</p>	<p>新規就農者サポート体制の構成員をメンバーとする新規就農サポート会議を定期的に開催し、就農希望者及び新規就農者に関する情報共有、サポート方針の検討等を行う。</p> <p>(3) 就農準備のサポート</p> <p>ア 農地のあっせん・確保</p> <p>(ア) 農業委員会サポートシステム（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「農地集積・集約化等実施要綱」という。）第3の<u>4</u>の(5)のシステムをいう。）を閲覧し、就農希望者の農地の取得状況を把握するとともに、農地相談員（農地集積・集約化等実施要綱別記1の第3の2の(1)の農地相談員をいう。）と<u>連携し、必要に応じて関係者と調整を行う</u>。また、就農希望者が農地を確保した場合は、全国データベース（新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記4の第4の2の(1)のデータベースをいう。以下<u>同じ</u>。）へ必要な情報を登録する。なお、農業委員会サポートシステムによる<u>新規就農希望者</u>の農地の取得状況の把握が難しい場合は、新規就農者サポート体制の構成員や農業委員会、農地中間管理機構と連携し、<u>新規就農者が就農時に必要となる</u>農地のあっせん・確保をサポートする。</p> <p>(イ) 新規就農者と<u>地域</u>離農者とのマッチング等を行う。</p> <p>イ 農業機械等のあっせん・確保</p> <p>新規就農者サポート体制の構成員等と連携し、新規就農者が<u>就農</u>時に必要となる農業機械等のあっせん・確保をサポートする。また、新規就農者と<u>地域</u>離農者とのマッチング等を行う。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(4) 市町村就農相談カルテの記録</p> <p>別紙様式<u>第11号</u>により市町村から全国データベースの利用権限の委任を受けて、同データベースを活用し、以下の取組を行う。</p> <p>なお、就農相談員が市町村の職員である場合は、委任の必要はない。</p> <p>ア (略)</p>

改正後	改正前
<p>イ 別記6の第3の2の(2)の全国新規就農相談センター(以下「全国センター」という。)及び都道府県(基盤強化法第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターを含む。)から就農希望者の相談の引継ぎを受けた場合は、当該引継ぎの内容を含めて市町村就農相談カルテを作成し、引き続き相談の対応を記録する。</p> <p>ウ イで引継ぎのあった就農希望者が、<u>取組</u>主体の管轄する地域での就農を断念し、新たな就農候補地を探すこと等となった場合は、本人の要望を確認した上で、全国センター又は都道府県に相談を引継ぐ。この場合、市町村就農相談カルテの情報も全国センター又は都道府県に引継ぐ。</p> <p>エ 就農後おおむね5年を過ぎた就農者について、専門家による経営改善に係る支援が必要と判断した場合は、本人の希望を確認の上、経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱別記1の第2の重点支援対象候補者として、基盤強化法第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターに推薦できる。</p> <p>オ エで推薦した者が、経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱別記1の第2により重点支援対象候補者に選定された場合は、就農相談カルテの必要な情報を要綱別記1の<u>第3</u>の5の(1)の<u>ウ</u>の経営相談カルテへ引継ぐことができる。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(10) その他留意事項 取組に当たっては、全国センター、農業委員会サポートシステム管理事業(農地集積・集約化等実施要綱第3の<u>3</u>の(5)に規定する事業をいう。)の<u>取組</u>主体及び都道府県と連携して就農相談を行うこと。</p> <p>2 先輩農業者等による技術面等のサポート (略)</p> <p>(1) 先輩農業者等による技術・販路等の指導 ア <u>取組</u>主体は、新規就農者の早期の経営安定と定着を図るため、新規就農者に対し、技術・販路等の指導を行う先輩農業者等(以下「就農</p>	<p>イ 別記6の第3の2の(2)の全国新規就農相談センター(以下「全国センター」という。)及び都道府県(基盤強化法第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターを含む。)から就農希望者の<u>就農</u>相談の引継ぎを受けた場合は、当該引継ぎの内容を含めて市町村就農相談カルテを作成し、引き続き<u>就農</u>相談の対応を記録する。</p> <p>ウ イで引継ぎのあった就農希望者が、<u>事業実施</u>主体の管轄する地域での就農を断念し、新たな就農候補地を探すこと等となった場合は、本人の要望を確認した上で、全国センター又は都道府県に<u>就農</u>相談を引継ぐ。この場合、市町村就農相談カルテの情報も全国センター又は都道府県に引継ぐ。</p> <p>エ 就農後おおむね5年を過ぎた就農者について、専門家による経営改善に係る支援が必要と判断した場合は、本人の希望を確認の上、経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱別記1の第2の<u>5</u>の(1)の<u>ア</u>の<u>ア</u>の重点支援対象候補者として、基盤強化法第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターに推薦できる。</p> <p>オ エで推薦した者が、経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱別記1の第2の<u>5</u>の(1)の<u>ア</u>の<u>ア</u>により重点支援対象候補者に選定された場合は、就農相談カルテの必要な情報を要綱別記1の<u>第2</u>の5の(1)の<u>ア</u>の<u>オ</u>の経営相談カルテへ引継ぐことができる。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(10) その他留意事項 取組に当たっては、全国センター、農業委員会サポートシステム管理事業(農地集積・集約化等実施要綱第3の<u>4</u>の(5)に規定する事業をいう。)の<u>事業実施</u>主体及び都道府県と連携して就農相談を行うこと。</p> <p>2 先輩農業者等による技術面等のサポート (略)</p> <p>(1) 先輩農業者等による技術・販路等の指導 ア <u>事業実施</u>主体は、新規就農者の早期の経営安定と定着を図るため、新規就農者に対し、技術・販路等の指導を行う先輩農業者等(以下「就</p>

改正後	改正前
<p>支援員」という。)の選定を行う。なお、就農支援員は、以下の<u>(ア)から(ウ)までに掲げる要件を全て満たすこと。</u></p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>イ <u>取組</u>主体は、事業実施計画において、就農支援員の技術・販路等の指導・助言に関する活動計画を策定すること。また、<u>取組</u>主体は、地域内の新規就農者の動向を把握し、必要に応じて就農支援員とのマッチングを行うこと。</p> <p>ウ 就農支援員は、<u>取組</u>主体が作成する別紙様式第2号の事業実施計画に基づき、新規就農者に対し、栽培技術、経営に関する相談や販路に関する相談等、新規就農者の経営確立に向けた取組を行うこととする。</p> <p>エ 就農支援員は、取組の結果について別紙様式第2号別添2の取組記録簿を作成し、指導を受けた新規就農者が署名した上で、<u>取組</u>主体に提出する。</p> <p>オ 就農支援員から指導を受けた新規就農者は、就農支援員の指導内容・手法について、別紙様式第2号別添3の報告書を作成し、<u>取組</u>主体に提出する。また、必要に応じて、新規就農者サポート体制において、当該報告書を共有する。</p> <p>カ 本事業により選定した就農支援員の情報については、別紙様式<u>第11号</u>により適切に取り扱うよう留意すること。また、個人情報の管理については、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること。</p> <p>(2) 新規就農者向け研修会・講習会の開催</p> <p><u>取組</u>主体は、新規就農者に向けて研修会・講習会等を開催する。研修会・講習会等の内容は、栽培技術、経営、販路確保等、新規就農者の早期の経営確立及び経営発展に資するものとする。</p> <p>3 研修農場の整備 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 研修農場の整備の内容</p>	<p>農支援員」という。)の選定を行う。なお、就農支援員は、以下の<u>ア～ウの掲げる要件を全て満たすこと。</u></p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>イ <u>事業実施</u>主体は、事業実施計画において、就農支援員の技術・販路等の指導・助言に関する活動計画を策定すること。また、<u>事業実施</u>主体は、地域内の新規就農者の動向を把握し、必要に応じて就農支援員とのマッチングを行うこと。</p> <p>ウ 就農支援員は、<u>事業実施</u>主体が作成する別紙様式第2号の事業実施計画に基づき、新規就農者に対し、栽培技術、経営に関する相談や販路に関する相談等、新規就農者の経営確立に向けた取組を行うこととする。</p> <p>エ 就農支援員は、取組の結果について別紙様式第2号別添2の取組記録簿を作成し、指導を受けた新規就農者が署名した上で、<u>事業実施</u>主体に提出する。</p> <p>オ 就農支援員から指導を受けた新規就農者は、就農支援員の指導内容・手法について、別紙様式第2号別添3の報告書を作成し、<u>事業実施</u>主体に提出する。また、必要に応じて、新規就農者サポート体制において、当該報告書を共有する。</p> <p>カ 本事業により選定した就農支援員の情報については、別紙様式<u>第12号</u>により適切に取り扱うよう留意すること。また、個人情報の管理については、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること。</p> <p>(2) 新規就農者向け研修会・講習会の開催</p> <p><u>事業実施</u>主体は、新規就農者に向けて研修会・講習会等を開催する。研修会・講習会等の内容は、栽培技術、経営、販路確保等、新規就農者の早期の経営確立及び経営発展に資するものとする。</p> <p>3 研修農場の整備 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 研修農場の整備の内容</p>

改正後	改正前
<p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 導入した農業用施設等を、研修修了生に貸し付ける場合については、次によるものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 取組主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、賃貸料は、「取組主体負担(事業費一助成金)／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内とする。</p> <p>(ウ) 賃貸契約は、書面によって行うこととする。</p> <p>なお、取組主体は、賃貸契約に明記した事項が、利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。</p> <p>エ～ク (略)</p> <p>ケ 研修に必要な農業用施設等であっても、農業以外の用途に使用可能な汎用性の高い機械等(例：運搬用トラック、ショベルローダ、バックホ、パソコン、プロジェクト等)については、補助対象としない。</p> <p>コ (略)</p> <p>サ 農業用施設等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施、複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。</p> <p>シ 取組主体は、導入した農業用施設等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「補助金等交付要綱」という。)別記様式第10号の財産管理台帳を作成し、法定耐用年数が経過するまでの間、保管すること。</p> <p>ス (略)</p> <p>セ 取組主体は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入した農業用施設等の法定耐用年数が残存する間に農業用施設等の農業研修の用途での使用が困難となった場合は、その旨を速やかに都道府県知事に報告する。</p>	<p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 導入した農業用施設等を、研修修了生に貸し付ける場合については、次によるものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、賃貸料は、「事業実施主体負担(事業費一助成金)／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内とする。</p> <p>(ウ) 賃貸契約は、書面によって行うこととする。</p> <p>なお、事業実施主体は、賃貸契約に明記した事項が、利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。</p> <p>エ～ク (略)</p> <p>ケ 研修に必要な農業用施設等であっても、農業以外の用途に使用可能な汎用性の高い機械等(例：運搬用トラック、ショベルローダー、バックホー、パソコン、プロジェクト等)については、補助対象としない。</p> <p>コ (略)</p> <p>サ 農業用施設等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施、農業資材比較サービス(AGMIRU「アグミル」)の活用、複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。</p> <p>シ 事業実施主体は、導入した農業用施設等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「補助金等交付要綱」という。)別記様式第8号の財産管理台帳を作成し、法定耐用年数が経過するまでの間、保管すること。</p> <p>ス (略)</p> <p>セ 事業実施主体は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入した農業用施設等の法定耐用年数が残存する間に農業用施設等の農業研修の用途での使用が困難となった場合は、その旨を速やかに都道府県知事に報告する。</p>

改正後	改正前
<p>ソ セにより<u>取組</u>主体から報告を受けた都道府県知事は、当該報告の内容について遅滞なく地方農政局長（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告し、その指示を受ける。</p> <p>タ <u>取組</u>主体は、研修受講者の新規就農後の経営安定を図るため、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済その他の農業関係の保険加入に資する内容を研修に含めるよう努める。</p> <p>(3) その他 (略)</p> <p>ア 都道府県知事は、本事業により導入した農業用施設等について、法定耐用年数を経過するまでの間、適切に管理されているか確認するため、必要に応じ、<u>取組</u>主体から報告又は資料の提出を求め、<u>取組</u>主体に対し、適切な指導を行うこと。</p> <p>イ 全国農業委員会ネットワーク機構は、必要に応じ、都道府県知事又は<u>取組</u>主体に対し、報告又は資料の提出を求め、必要に応じて、指導及び助言を行うこと。</p> <p>4 社会人向けの農業研修の実施 (略)</p> <p>(1) 研修の要件 (略)</p> <p>(2) 留意事項</p> <p>ア <u>取組</u>主体は、農業技術・経営に精通し、受講者に対して適切に指導できる者を置くとともに、受講者の健康管理、事故防止に十分配慮すること。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ <u>取組</u>主体は、地域農業の実情等に応じて、実施時期や品目等の異なる複数の研修コースを設定することができる。この場合においては、全ての研修コースの実施に要する経費の合計を事業費とする。</p> <p>オ・カ (略)</p> <p>キ <u>取組</u>主体は、研修の募集又は開始時点において、受講予定者又は受</p>	<p>ソ セにより<u>事業実施</u>主体から報告を受けた都道府県知事は、当該報告の内容について遅滞なく地方農政局長（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告し、その指示を受ける。</p> <p>タ <u>事業実施</u>主体は、研修受講者の新規就農後の経営安定を図るため、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済その他の農業関係の保険加入に資する内容を研修に含めるよう努める。</p> <p>(3) その他 (略)</p> <p>ア 都道府県知事は、本事業により導入した農業用施設等について、法定耐用年数を経過するまでの間、適切に管理されているか確認するため、必要に応じ、<u>事業実施</u>主体から報告又は資料の提出を求め、<u>事業実施</u>主体に対し、適切な指導を行うこと。</p> <p>イ 全国農業委員会ネットワーク機構は、必要に応じ、都道府県知事又は<u>事業実施</u>主体に対し、報告又は資料の提出を求め、必要に応じて、指導及び助言を行うこと。</p> <p>4 社会人向けの農業研修の実施 (略)</p> <p>(1) 研修の要件 (略)</p> <p>(2) 留意事項</p> <p>ア <u>事業実施</u>主体は、農業技術・経営に精通し、受講者に対して適切に指導できる者を置くとともに、受講者の健康管理、事故防止に十分配慮すること。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ <u>事業実施</u>主体は、地域農業の実情等に応じて、実施時期や品目等の異なる複数の研修コースを設定することができる。この場合においては、全ての研修コースの実施に要する経費の合計を事業費とする。</p> <p>オ・カ (略)</p> <p>キ <u>事業実施</u>主体は、研修の募集又は開始時点において、受講予定者又</p>

改正後	改正前
<p>講者に対し、書面等により、研修を真摯に受講し修了する意思を有していることを確認することとする。</p> <p>ク 取組主体は、受講者がやむを得ない事情等により研修の一部を受講できなかった場合は、必要に応じて、補講等を実施するよう努める。この場合において、補講等の実施に要する経費については、本事業の補助対象とする。</p> <p>ケ 取組主体が、研修コンテンツを自ら作成するため、カメラ、ソフトウェア、PC等の物品を直接必要とする場合、原則としてリース又はレンタル（以下「リース等」という。）によることとする。ただし、リース等によることが困難な場合又はリース等によるよりも購入した方が当該年度の事業実施期間における必要経費が安価な場合に限り、当該物品を購入できることとする。</p> <p>コ 取組主体は、受講者の就農後の経営安定を図るため、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済その他の農業関係の保険加入に資する内容を研修に含めるよう努める。</p> <p>サ 取組主体は、本研修について、別記6の第3の2の（1）のオに掲げる新規就農支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）に登録するとともに、関係機関等と連携し、研修に係る情報を広く周知するよう努める。</p> <p>シ 第2の1の事業において補助対象となる取組（例：研修プログラムの作成）については、本事業の補助対象としない。</p> <p>（3）研修受講者に対するフォローアップ及び事業成果の検証</p> <p>ア 取組主体は、研修期間中及び研修修了後、研修受講者の就農に係る意向や相談事項等（就農希望時期、就農形態、就農場所、作目等）を把握し、新規就農者サポート体制の構成員等と連携の上、就農に向けたサポート等を適切に実施する。</p> <p>イ 取組主体は、研修修了後、研修受講者に対するアンケート等により、研修の効果や改善点等を把握し、事業の検証結果を第10の1に掲げる事業実績報告書に記載する。</p> <p>ウ 取組主体は、事業実施年度から第8の1の（1）の成果目標で作成した目標年度の翌年度までの間、アンケート等により、研修受講者の就</p>	<p>は受講者に対し、書面等により、研修を真摯に受講し修了する意思を有していることを確認することとする。</p> <p>ク 事業実施主体は、受講者がやむを得ない事情等により研修の一部を受講できなかった場合は、必要に応じて、補講等を実施するよう努める。この場合において、補講等の実施に要する経費については、本事業の補助対象とする。</p> <p>ケ 事業実施主体が、研修コンテンツを自ら作成するため、カメラ、ソフトウェア、PC等の物品を直接必要とする場合、原則としてリース又はレンタル（以下「リース等」という。）によることとする。ただし、リース等によることが困難な場合又はリース等によるよりも購入した方が当該年度の事業実施期間における必要経費が安価な場合に限り、当該物品を購入できることとする。</p> <p>コ 事業実施主体は、受講者の就農後の経営安定を図るため、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済その他の農業関係の保険加入に資する内容を研修に含めるよう努める。</p> <p>サ 事業実施主体は、本研修について、別記6の第3の2の（1）のオに掲げる新規就農支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）に登録するとともに、関係機関等と連携し、研修に係る情報を広く周知するよう努める。</p> <p>シ 第2の2の事業において補助対象となる取組（例：研修プログラムの作成）については、本事業の補助対象としない。</p> <p>（3）研修受講者に対するフォローアップ及び事業成果の検証</p> <p>ア 事業実施主体は、研修期間中及び研修修了後、研修受講者の就農に係る意向や相談事項等（就農希望時期、就農形態、就農場所、作目等）を把握し、新規就農者サポート体制の構成員等と連携の上、就農に向けたサポート等を適切に実施する。</p> <p>イ 事業実施主体は、研修修了後、研修受講者に対するアンケート等により、研修の効果や改善点等を把握し、事業の検証結果を第10の1に掲げる事業実績報告書に記載する。</p> <p>ウ 事業実施主体は、事業実施年度から第8の1の（1）の成果目標で作成した目標年度の翌年度までの間、アンケート等により、研修受講者</p>

改正後	改正前
<p>農状況等を調査する。</p> <p>エ 取組主体は、ウによる調査結果を取りまとめ、調査実施年度の翌年度の6月末までに、取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県を通じて、別紙様式第9号の成果報告書により、地方農政局長に報告するものとする。</p> <p>オ 取組主体は、ウによる調査結果も踏まえ、研修受講者に対する継続的なフォローアップ及び研修カリキュラムの改善に努めるものとする。</p>	<p>の就農状況等を調査する。</p> <p>エ 事業実施主体は、ウによる調査結果を取りまとめ、調査実施年度の翌年度の6月末までに、事業実施主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県を通じて、別紙様式第10号の成果報告書により、地方農政局長に報告するものとする。</p> <p>オ 事業実施主体は、ウによる調査結果も踏まえ、研修受講者に対する継続的なフォローアップ及び研修カリキュラムの改善に努めるものとする。</p>
<p>第8 事業実施計画等の提出</p>	<p>第8 事業実施計画等の提出</p>
<p>1 サポート体制構築事業実施計画</p> <p>(1) 取組主体は、本事業を実施する場合、事業実施年度の翌年度から3年間の新規就農者の数を成果目標とするサポート体制構築事業実施計画を別紙様式第2号により作成し、取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県の知事に提出し、承認を得る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 都道府県サポート体制構築事業実施計画</p> <p>(1) 都道府県知事は、1により提出されたサポート体制構築事業実施計画について、取組主体が本事業の取組主体として適当であるか及び取組主体により実施予定の研修等が効果的なものと認められるか等を確認の上、別表3-1から別表3-5までのポイント表によりポイント付けの上、別紙様式第3号の都道府県サポート体制構築事業実施計画を作成し、地方農政局長に提出する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 都道府県サポート体制構築事業実施計画について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、(1)及び(2)の手に準じて行う。</p> <p>なお、新たな取組主体がない場合は、ポイント付けは不要とする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 サポート体制構築事業(全国)実施計画</p> <p>(1) 全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第5号によりサポート</p>	<p>1 サポート体制構築事業実施計画</p> <p>(1) 事業実施主体は、本事業を実施する場合、事業実施年度から3年間の新規就農者の数を成果目標とするサポート体制構築事業実施計画を別紙様式第2号により作成し、事業実施主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県の知事に提出し、承認を得る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 都道府県サポート体制構築事業実施計画</p> <p>(1) 都道府県知事は、1により提出されたサポート体制構築事業実施計画について、事業実施主体が本事業の事業実施主体として適当であるか及び事業実施主体により実施予定の研修等が効果的なものと認められるか等を確認の上、別表3-1から別表3-5までのポイント表によりポイント付けの上、別紙様式第3号の都道府県サポート体制構築事業実施計画を作成し、地方農政局長に提出する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 都道府県サポート体制構築事業実施計画について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、(1)及び(2)の手に準じて行う。</p> <p>なお、新たな事業実施主体がない場合は、ポイント付けは不要とする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 サポート体制構築事業(全国)実施計画</p> <p>(1) 全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第6号によりサポート</p>

改正後	改正前
<p>体制構築事業（全国）実施計画を作成し、原則、交付申請時に添付する。ただし、全国農業委員会ネットワーク機構は、経営局長の求めに応じ、交付申請の提出より前に、サポート体制構築事業（全国）実施計画を提出しなければならない。また、交付決定前に事業を実施する必要がある場合は、交付申請前に、サポート体制構築事業（全国）実施計画について経営局長の承認を得る。</p>	<p>体制構築事業（全国）実施計画を作成し、原則、交付申請時に添付する。ただし、全国農業委員会ネットワーク機構は、経営局長の求めに応じ、交付申請の提出より前に、サポート体制構築事業（全国）実施計画を提出しなければならない。また、交付決定前に事業を実施する必要がある場合は、交付申請前に、サポート体制構築事業（全国）実施計画について経営局長の承認を得る。</p>
(2) (略)	(2) (略)
<p>第9 補助金の交付等</p>	<p>第9 補助金の交付等</p>
<p>1・2 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p>
<p>3 補助金の交付を受けた都道府県知事は、第8の2の(2)により承認された都道府県事業実施計画に基づき、<u>取組</u>主体に対し補助金を交付する。</p>	<p>3 補助金の交付を受けた都道府県知事は、第8の2の(2)により承認された都道府県事業実施計画に基づき、<u>事業実施</u>主体に対し補助金を交付する。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>第10 事業実績報告の提出</p>	<p>第10 事業実績報告の提出</p>
<p>1 サポート体制構築事業実績報告書 <u>取組</u>主体は、事業実績について、別紙様式第2号により実績報告を作成し、事業完了の日から1か月以内又は当該事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに都道府県知事へ報告する。</p>	<p>1 サポート体制構築事業実績報告書 <u>事業実施</u>主体は、事業実績について、別紙様式第2号により実績報告を作成し、事業完了の日から1か月以内又は当該事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに都道府県知事へ報告する。</p>
<p>2 都道府県サポート体制構築事業実績報告書 都道府県知事は、1の実績報告を踏まえ、別紙様式第3号により都道府県実績報告を作成し、補助事業の完了の日から3か月以内又は補助事業の完了年度の翌年度の<u>6月</u>末日のいずれか早い期日までに、地方農政局長及び<u>全国農業委員会ネットワーク機構</u>に報告する。 (削る。)</p>	<p>2 都道府県サポート体制構築事業実績報告書 <u>(1)</u> 都道府県知事は、1の実績報告を踏まえ、別紙様式第3号により都道府県実績報告を作成し、補助事業の完了の日から3か月以内又は補助事業の完了年度の翌年度の<u>5月</u>末日のいずれか早い期日までに、地方農政局長に報告する。</p>
<p>3 サポート体制構築事業（全国）実績報告 全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式<u>第5号</u>により全国事業実績報告を作成し、補助事業の完了年度の翌年度の7月末日までに経営局長</p>	<p><u>(2)</u> 地方農政局長は、(1)の報告を受けた後、管内の都道府県サポート体制構築事業実績報告書を取りまとめの上、別紙様式第5号により補助事業の完了年度の翌年度の<u>6月</u>末日までに<u>全国農業委員会ネットワーク機構</u>に報告する。 3 サポート体制構築事業（全国）実績報告 全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式<u>第6号</u>により全国事業実績報告を作成し、補助事業の完了年度の翌年度の7月末日までに経営局長</p>

改正後	改正前
<p>に報告する。</p> <p>第11 達成状況の報告</p> <p>1 <u>取組</u>主体は、第8の1の(1)の成果目標で作成した事業実施年度の<u>翌年度</u>から目標年度の翌年度までの間、成果目標の達成状況について、当該年度の<u>翌年度の4月末日までに別紙様式第6号により</u>都道府県知事に報告する。</p> <p>2 都道府県知事は、1による報告を受けた場合には、その内容について確認し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、<u>取組</u>主体に対して改善に向けた助言、指導を行うなど、適切な改善措置を講ずるものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、1による報告及び2で行った助言、指導についてまとめ、毎年度の5月末日までに、別紙様式<u>第7号</u>により地方農政局長に報告する。なお、都道府県知事は、目標年度の達成状況の報告を受けた場合には、その内容について確認し、成果目標が達成されていないと判断するときは、<u>取組</u>主体に対し、別紙様式<u>第8号</u>により改善計画を提出させ、適切な指導を行うとともに、地方農政局長に目標年度の翌年度の7月末日までに報告するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 国は、都道府県知事に対し、3に定める報告以外に、必要に応じ、<u>取組</u>主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができる。</p> <p>第12 個人情報の取扱い</p> <p>本事業により就農相談を受けた就農希望者等の情報及び選定した就農支援員等の情報については、別紙様式<u>第11号</u>により適切に取り扱うよう留意すること。</p> <p>(略)</p> <p>第13 適正な執行の確保</p> <p>1 <u>取組</u>主体は、別表1、別表2-1から別表2-3までに定める補助対象経費以外に使用した場合には、速やかに、交付された補助金の一部又は全部を国に返還するものとする。</p>	<p>に報告する。</p> <p>第11 達成状況の報告</p> <p>1 <u>事業実施</u>主体は、第8の1の(1)の成果目標で作成した事業実施年度から目標年度の翌年度までの間<u>における</u>成果目標の達成状況について、<u>別紙様式第7号により、</u>当該年度<u>における事業実施状況報告書により</u>都道府県知事に報告する。</p> <p>2 都道府県知事は、1による報告を受けた場合には、その内容について確認し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、<u>事業実施</u>主体に対して改善に向けた助言、指導を行うなど、適切な改善措置を講ずるものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、1による報告及び2で行った助言、指導についてまとめ、毎年度の5月末日までに、別紙様式<u>第8号</u>により地方農政局長に報告する。なお、都道府県知事は、目標年度の達成状況の報告を受けた場合には、その内容について確認し、成果目標が達成されていないと判断するときは、<u>事業実施</u>主体に対し、別紙様式<u>第9号</u>により改善計画を提出させ、適切な指導を行うとともに、地方農政局長に目標年度の翌年度の7月末日までに報告するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 国は、都道府県知事に対し、3に定める報告以外に、必要に応じ、<u>事業実施</u>主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができる。</p> <p>第12 個人情報の取扱い</p> <p>本事業により就農相談を受けた就農希望者等の情報及び選定した就農支援員等の情報については、別紙様式<u>第12号</u>により適切に取り扱うよう留意すること。</p> <p>(略)</p> <p>第13 適正な執行の確保</p> <p>1 <u>事業実施</u>主体は、別表1、別表2-1から別表2-3までに定める補助対象経費以外に使用した場合には、速やかに、交付された補助金の一部又は全部を国に返還するものとする。</p>

改正後

2 国は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、取組主体、都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができる。

その際、取組主体、都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構は、調査に協力するものとする。

第14 環境負荷低減に向けた取組の実施

取組主体は、本事業の実施に当たっては、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

別表1

事業の種類	<u>取組</u> 主体	補助対象経費	補助率	補助金上限

別表2-1

第2の1の事業の補助対象経費の使途基準

区分	内容
賃金	(略) 賃金単価については、 <u>取組</u> 主体内の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 (略) また、 <u>取組</u> 主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならないものとする。 (略)
会計年度任用職員給与等	(略) また、 <u>取組</u> 主体は、会計年度任用職員の本事業への従事割合及び従事内容を証明しなければならない。

改正前

2 国は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、事業実施主体、都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができる。

その際、事業実施主体、都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構は、調査に協力するものとする。

(新設)

別表1

事業の種類	<u>事業実施</u> 主体	補助対象経費	補助率	補助金上限

別表2-1

第2の1の事業の補助対象経費の使途基準

区分	内容
賃金	(略) 賃金単価については、 <u>事業実施</u> 主体内の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 (略) また、 <u>事業実施</u> 主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならないものとする。 (略)
会計年度任用職員給与等	(略) また、 <u>事業実施</u> 主体は、会計年度任用職員の本事業への従事割合及び従事内容を証明しなければならない。

改正後		改正前	
謝金	(略) また、 取組 主体又は協議会に参画する組織に属する者及び臨時雇用者等に対しては、謝金を支払うことはできない。	謝金	(略) また、 事業実施 主体又は協議会に参画する組織に属する者及び臨時雇用者等に対しては、謝金を支払うことはできない。
旅費	事業を実施するための、資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に要する経費。 <u>なお、取組主体に旅費の支給に関する規定等がある場合、当該規定によることができるものとする。</u>	旅費	事業を実施するための、資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に要する経費。
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	
別表2-2 第2の2の事業の補助対象経費の使途基準		別表2-2 第2の2の事業の補助対象経費の使途基準	
区分	内容	区分	内容
謝金	(略) また、 取組 主体又は、協議会に参画する組織に属する者に対しては、謝金を支払うことはできない。	謝金	(略) また、 事業実施 主体又は、協議会に参画する組織に属する者に対しては、謝金を支払うことはできない。
旅費	外部有識者を招聘し、事業を実施する際に要する経費。 取組 主体に旅費の支給に関する規程等がある場合、当該規定によることができるものとする。	旅費	外部有識者を招聘し、事業を実施する際に要する経費。 事業実施 主体に旅費の支給に関する規程等がある場合、当該規定によることができるものとする。
備品費	事業を実施するための、取得単価が50万円未満の設備（機械・装置）・物品等の購入に必要な経費（農業用機械を除く。）（これらの据付等にかかる経費を含む。）	備品費	事業を実施するための、取得単価が50万円未満の設備（機械・装置）・物品等の購入 並 に必要な経費（農業用機械を除く。）（これらの据付等にかかる経費を含む。）
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	

改正後

改正前

別表 2-3

第 2 の 4 の事業の補助対象経費の使途基準

区 分	内 容
謝 金	(略) また、取組主体等の事業に参画する者に対しては、謝金を支払うことはできない。
旅 費	事業を実施するために必要な研修実施、資料収集、各種調査、打合せ等に要する経費。取組主体に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとする。
賃 金	(略) 賃金単価については、取組主体の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 (略) また、取組主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。 (略)
(略)	(略)
役務費	取組主体が直接実施することが困難である役務（ホームページ作成、翻訳、分析等）を他の事業者等に依頼するために必要な経費。
(略)	(略)

(注) (略)

別表 3-1 (第 2 の 1 から 4 までの事業に係る配分ポイント)

項目	判断基準	ポイント

別表 2-3

第 2 の 4 の事業の補助対象経費の使途基準

区 分	内 容
謝 金	(略) また、 <u>事業実施主体及び</u> 取組主体等の事業に参画する者に対しては、謝金を支払うことはできない。
旅 費	事業を実施するために必要な研修実施、資料収集、各種調査、打合せ等に要する経費。 <u>事業実施主体又は</u> 取組主体に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとする。
賃 金	(略) 賃金単価については、 <u>事業実施主体や</u> 取組主体の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 (略) また、 <u>事業実施主体及び</u> 取組主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。 (略)
(略)	(略)
役務費	<u>事業実施主体や</u> 取組主体が直接実施することが困難である役務（ホームページ作成、翻訳、分析等）を他の事業者等に依頼するために必要な経費。
(略)	(略)

(注) (略)

別表 3-1 (第 2 の 1 から 4 までの事業に係る配分ポイント)

項目	判断基準	ポイント

改正後				改正前			
1 ～ 3	(略)	(略)	(略)	1 ～ 3	(略)	(略)	(略)
4	農地のあっせん	<p><u>就農希望者については以下の①を、新規就農者については①及び②を満たすこと。</u></p> <p><u>① 地域計画の区域内に賃借権等の権利を取得できる農地があらかじめ見込まれていること。</u></p> <p><u>② 目標地図に位置付けられ、又は位置付けられる見込みであること。</u></p> <p><u>なお、いずれの場合も、地域計画の策定に向けた協議を実施中の場合を含むこととする。</u></p> <p><u>(用意している農地について、あっせんを受ける者にその利用状況等の現況や営農条件等を説明する資料、①又は②のことが分かる目標地図又は協議の関係資料等を添付すること。)</u></p>	(略)	4	農地のあっせん	<p><u>新規就農者が賃借権等の権利を取得できる農地をあらかじめ用意している。</u></p> <p>(用意している農地の利用状況、場所等がわかる資料を添付すること)</p>	(略)
5	(略)	(略)	(略)	5	(略)	(略)	(略)
6	事業 <u>実施</u> 年度の <u>翌年度</u> から3年 <u>間</u> の新規就農者の目標	(略)	(略)	6	事業 <u>活用</u> 年度から3年 <u>後</u> の新規就農者の目標	(略)	(略)
7	農山漁村における女性の登用	(1) <u>取組</u> 主体が市町村、農業団体等の場合	(略)	7	農山漁村における女性の登用	(1) <u>事業実施</u> 主体が市町村、農業団体等の場合	(略)
		(2) <u>取組</u> 主体が協議会の場合	(略)			(2) <u>事業実施</u> 主体が協議会の場合	(略)

改正後

別表3-2 (第2の1の事業に係る配分ポイント)

	項目	判断基準	ポイント
1	就農相談	就農相談会について、年4回以上出展者として参加する、又は自らが開催する計画となっている。	(略)
		就農相談体制を整備するに当たり、就農相談員を新たに雇用することにより、専任の職員を増員することで、組織の強化を図る、又は図っている。	2
2	実施計画	就農希望者と農業又は地域とのミスマッチを防ぐため、本格的な就農準備に入る前に農業体験や短期の研修を2回以上実施する計画となっている。	(略)
		就農希望者、新規就農者が互いに情報交換ができる交流会又はネットワーク作りを行う計画となっている。	(略)
		(略)	(略)
		就農希望者とのミスマッチを防ぎ、定着を促進するため、研修プログラムに掲げる各品目ごとに、労働時間や農業所得(経費や施設・機械等の減価償却費を含む)、地域における生活費等の詳細をそれぞれ明らかにすることにより、就農後の農業経営及び地域での生活のイメージを明確に示す計画となっている。	2
3	(略)	(略)	(略)

別表3-3 (第2の2の事業に係る配分ポイント)
(略)

改正前

別表3-2 (第2の1の事業に係る配分ポイント)

	項目	判断基準	ポイント
1	就農相談件数	就農相談会(新・農業人フェア等)に年4回以上参加している又は開催している。	(略)
		(新設)	(新設)
2	実施計画	就農希望者と農業・地域とのミスマッチを防ぐため、本格的な就農準備に入る前に農業体験や短期の研修を2回以上又は随時実施する計画となっている。	(略)
		就農希望者、新規就農者の交流会、ネットワーク作りを行う計画となっている。	(略)
		(略)	(略)
		(新設)	(新設)
3	(略)	(略)	(略)

別表3-3 (第2の2の事業に係る配分ポイント)
(略)

改正後				改正前			
別表3-4 (第2の3の事業に係る配分ポイント)				別表3-4 (第2の3の事業に係る配分ポイント)			
	項目	判断基準	ポイント		項目	判断基準	ポイント
1	指導体制	(略)	(略)	1	指導体制	(略)	(略)
2	実習において、右記のカリキュラムを設定	スマート農業	<u>2</u>	2	実習において、右記のカリキュラムを設定	スマート農業	<u>1</u>
		GAP等の認証制度	<u>2</u>			GAP等の認証制度	<u>1</u>
		有機農業等の環境と調和のとれた農業	<u>2</u>			有機農業等の環境と調和のとれた農業	<u>1</u>
3	座学において、右記のカリキュラムを設定	(上部4つ略)	(略)	3	座学において、右記のカリキュラムを設定	(上部4つ略)	(略)
		<u>労働環境改善 (就業規則等の策定・見直し、労働時間の削減 (経営計画の見直し、経営分析・営農支援システムの導入等)、労働負荷削減のための見直し (作業工程の見直し、作業マニュアルの作成等)、マネジメント体制の強化 (人事制度や人材管理システムの導入等)、労働・社会保険への加入等)</u>	<u>1</u>			(新設)	(新設)
<u>4</u>	<u>経営モデルの策定</u>	<u>就農後の標準的な経営規模・収入等を示した経営モデルを策定している。</u> <u>※当該経営モデルの内容が分かる資料を添付すること。</u>	<u>1</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>5</u>	研修修了生の、新規就農1年目の目標平均売上高	(略)	(略)	<u>4</u>	研修修了生の、新規就農1年目の目標平均売上高	(略)	(略)
<u>6</u>	<u>研修終了後のサポート</u>	<u>就農後に就農支援員等による技術指導等を行う。</u> <u>※事業計画書の研修カリキュラムの欄に内容を記載すること。</u>	<u>2</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

改正後

改正前

7	都道府県加算	(略)	(略)
---	--------	-----	-----

5	都道府県加算	(略)	(略)
---	--------	-----	-----

別表3-5 (第2の4の事業に係る配分ポイント)

別表3-5 (第2の4の事業に係る配分ポイント)

	項目	判断基準	ポイント
		(略)	(略)
1	研修内容	<u>労働環境改善 (就業規則等の策定・見直し、労働時間の削減 (経営計画の見直し、経営分析・営農支援システムの導入等)、労働負荷削減のための見直し (作業工程の見直し、作業マニュアルの作成等)、マネジメント体制の強化 (人事制度や人材管理システムの導入等)、労働・社会保険への加入等) に関する研修を実施する計画となっている。</u>	1
3・4	(略)	(略)	(略)

	項目	判断基準	ポイント
		(略)	(略)
1	研修内容	(新設)	(新設)
3・4	(略)	(略)	(略)

改正後

改正前

(別記4 別紙様式第2号)

(別記4 別紙様式第2号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち
サポート体制構築事業実施計画(実績報告)書

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち
サポート体制構築事業実施計画(実績報告)書

番号
年月日

番号
年月日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇都道府県知事 殿

(取組主体名)
(代表者名)

(事業実施主体名)
(代表者名)

(略)

(略)

取 組 主 体

事 業 実 施 主 体

(略)		
(略)		
取組主体名		
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(略)		
(略)		
事業実施主体名		
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

事 業 実 施 体 制

事 業 実 施 体 制

1 事業実施体制(フロー図を含む) (略)

1 事業実施体制(フロー図を含む) (略)

改正後

改正前

2 添付資料

サポート体制計画又は地域サポート計画
(地域サポート計画が、ポータルサイト「農業をはじめ.jp」に登録されている場合は、URLを記入し添付は不要)

2 添付資料

サポート体制計画又は地域サポート計画
(地域サポート計画が、ポータルサイト「農業をはじめ.jp」に登録されている場合は、URLを記入し添付は不要)

地域の概況

地域の概況

1 (略)

2 就農への支援の概況

項目	支援の内容
住居のあ っせん	(略)
農地のあ っせん	※ 新規就農者等が賃借権等の権利を取得できる農地をあらかじめ用意している場合に、具体的な支援の内容 <u>(その利用状況等の現況や営農条件等を含む。)</u> を記載した資料及び目標地図への位置付け等を行っていることが分かる資料を添付すること。

1 (略)

2 就農への支援の概況

項目	支援の内容
住居のあ っせん	(略)
農地のあ っせん	※ 新規就農者が賃借権等の権利を取得できる農地をあらかじめ用意している場合に、具体的な支援の内容を記載し、 <u>用意している農地の利用状況、場所等がわかる</u> 資料を添付すること。

3 新規就農の概況

(1) 過去3年間の新規就農者の定着率
(略)

(2) 事業実施年度の翌年度から3年間の新規就農者の目標

就農年度	事業開始 前 3年間の 合計	事業実施 1年後 (○年度)	事業実施 2年後 (○年度)	事業実施 3年後 (○年度)	合計

3 新規就農の概況

(1) 過去3年間の新規就農者の定着率
(略)

(2) 事業実施年度から3年後の新規就農者の目標

就農年度	事業開始 前 3年間の 合計	事業実施 1年後 (○年度)	事業実施 2年後 (○年度)	事業実施 3年後 (○年度)	合計

改正後						改正前													
新規就農者数 (経営体)						新規就農者数 (経営体)													
(略)						(略)													
<p>4 農山漁村における女性の登用に関する事項</p> <p>取組主体 (取組主体が協議会の場合は、構成員のいずれか) が第5次男女共同参画基本計画 (令和2年12月25日閣議決定) 等に基づき策定された数値目標・取組計画を設定していれば、その概要を記載してください。</p> <p>(略)</p>						<p>4 農山漁村における女性の登用に関する事項</p> <p>事業実施主体 (事業実施主体が協議会の場合は、構成員のいずれか) が第5次男女共同参画基本計画 (令和2年12月25日閣議決定) 等に基づき策定された数値目標・取組計画を設定していれば、その概要を記載してください。</p> <p>(略)</p>													
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">事業内容及び計画</div>						<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">事業内容及び計画</div>													
1・2 (略)						1・2 (略)													
3 取組 主体又は協議会の構成員						3 事業実施 主体又は協議会の構成員													
<p>※ 市町村、□□農業公社、○○農業協同組合等を記載する。</p> <p>※ 取組主体が協議会の場合は、構成員の役割についても記載する。</p>						<p>※ 市町村、□□農業公社、○○農業協同組合等を記載する。</p> <p>※ 事業実施主体が協議会の場合は、構成員の役割についても記載する。</p>													
4 就農相談体制の整備計画 (実績) (※取り組む場合のみ記載)						4 就農相談体制の整備計画 (実績) (※取り組む場合のみ記載)													
(1) ~ (5) (略)						(1) ~ (5) (略)													
(6) 受入プログラムの作成						(6) 受入プログラムの作成													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">就農希望者、新規就農者が互いに情報交換できる交流等の場の提供</td> <td style="width: 30%;">開催時期</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table>						就農希望者、新規就農者が互いに情報交換できる交流等の場の提供	開催時期			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">就農希望者、新規就農者の交流等の場の提供</td> <td style="width: 30%;">開催時期</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table>						就農希望者、新規就農者の交流等の場の提供	開催時期		
就農希望者、新規就農者が互いに情報交換できる交流等の場の提供	開催時期																		
就農希望者、新規就農者の交流等の場の提供	開催時期																		
<p>※ 交流会等を行う場合記載する。</p> <p>※ 既存のプログラムがある場合はその旨記載し、資料を添付すること。</p>						<p>※ 交流会等を行う場合記載する。</p> <p>※ 既存のプログラムがある場合はその旨記載する。</p>													

改正後	改正前
<p>(7) 研修プログラムの作成</p> <div data-bbox="185 264 1095 612" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 既存のプログラムがある場合はその旨記載し、資料を添付すること。 ※ <u>就農希望者と農業のミスマッチを防ぎ、定着を促進するため、研修プログラムに掲げる各品目ごとに、労働時間や農業所得（経費や施設・機械等の減価償却費を含む。）、地域における生活費等の詳細をそれぞれ明らかにすることにより、就農後の農業経営及び地域での生活のイメージを明確に示す資料がある場合は、添付すること。</u></p> </div> <p>(8) ～ (10) (略)</p> <p>5 先輩農業者等による技術面等のサポート (※取り組む場合のみ記載)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>新規就農者に対する</u>技術等の指導・助言活動計画 (実績) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 研修農場の整備 (※取り組む場合のみ記載)</p> <p>(1) 研修計画 (実績) ア～ウ (略) エ 研修修了生の、新規就農1年目の<u>目標平均</u>売上高 (略)</p> <p>(2) 研修農場整備計画 (実績) (略)</p> <p>(3) 添付資料 配置図、設計図及び仕様書、見積書<u>等整備内容の詳細がわかる資料</u></p> <p>7 社会人向けの農業研修の実施計画 (実績) (※取り組む場合のみ記載) (略)</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p>	<p>(7) 研修プログラムの作成</p> <div data-bbox="1158 264 2067 612" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 既存のプログラムがある場合がその旨記載する。 (新設)</p> </div> <p>(8) ～ (10) (略)</p> <p>5 先輩農業者等による技術面等のサポート (※取り組む場合のみ記載)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 技術等の指導・助言活動計画 (実績) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 研修農場の整備 (※取り組む場合のみ記載)</p> <p>(1) 研修計画 (実績) ア～ウ (略) エ 研修修了生の、新規就農1年目の売上高 (略)</p> <p>(2) 研修農場整備計画 (実績) (略)</p> <p>(3) 添付資料 配置図、設計図及び仕様書、<u>工事</u>見積書</p> <p>7 社会人向けの農業研修の実施計画 (実績) (※取り組む場合のみ記載) (略)</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p>

改正後

(6) 受講者に対するフォローアップ体制の概況（設置している場合のみ記載）

項目	支援内容
就農相談員等	
先輩農業者等	

(7) 研修受講者へのアンケートによる研修効果等の把握

研修コース名	受講人数
	名
アンケート結果	
注：事業効果を把握するためのアンケートの内容は以下のとおりとする。	
①・② （略）	
③その他（取組主体で必要な項目を設定）	

(略)

8 （略）

9 環境負荷低減に向けた取組の実施
環境負荷低減チェックシートを添付すること

(別記4 別紙様式第3号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち
都道府県サポート体制構築事業実施計画（〇〇都道府県）（実績報告）書

(略)

(別添)

1～3（略）

4 取組主体への指導計画方針（実績）

5～7（略）

8 添付資料

改正前

(6) 受講者に対するフォローアップ体制の概況（設置している場合のみ記載）

項目	支援内容
就農相談員	
先輩農業者等	

(7) 研修受講者へのアンケートによる研修効果等の把握

研修コース名	受講人数
	名
アンケート結果	
注：事業効果を把握するためのアンケートの内容は以下のとおりとする。	
①・② （略）	
③その他（ <u>事業実施主体及び</u> 取組主体で必要な項目を設定）	

(略)

8 （略）

(新設)

(別記4 別紙様式第3号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち
都道府県サポート体制構築事業実施計画（〇〇都道府県）（実績報告）書

(略)

(別添)

1～3（略）

4 事業実施主体への指導計画方針（実績）

5～7（略）

8 添付資料

改正後	改正前
<p>(1) <u>取組</u>主体<u>ごと</u>の別紙様式第2号 サポート体制構築事業実施計画書</p> <p>(2) (略)</p> <p>(削る。)</p> <p>(別記4 別紙様式<u>第5号</u>)</p> <p>令和 年度新規就農者育成総合対策のうち サポート体制構築事業（全国）実施計画（実績報告）書</p> <p>(略)</p> <p>(別添) 1～5 (略) 6 添付資料 (削る。) 必要に応じて経営局が指示した書類</p> <p>(別記4 別紙様式<u>第6号</u>)</p> <p>令和 年度新規就農者育成総合対策のうち サポート体制構築事業実施状況報告書（事業実施後○年目）</p> <p style="text-align: right;">番 号</p>	<p>(1) <u>事業実施</u>主体<u>毎</u>の別紙様式第2号 サポート体制構築事業実施計画書</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(別記4 別紙様式第5号)</u></p> <p><u>令和 年度新規就農者育成総合対策のうち 都道府県サポート体制構築事業実績報告書（〇〇農政局）</u></p> <p>(別記4 別紙様式<u>第6号</u>)</p> <p>令和 年度新規就農者育成総合対策のうち サポート体制構築事業（全国）実施計画（実績報告）書</p> <p>(略)</p> <p>(別添) 1～5 (略) 6 添付資料 <u>(1) 実績報告では、各地方農政局から提出のあった別紙様式第5号</u> <u>(2) 必要に応じて経営局長が指示した書類</u></p> <p>(別記4 別紙様式<u>第7号</u>)</p> <p>令和 年度新規就農者育成総合対策のうち サポート体制構築事業実施状況報告書（事業実施後○年目）</p> <p style="text-align: right;">番 号</p>

改正後						改正前					
年月日						年月日					
○○都道府県知事 ○○○○ 殿 (取組主体名) (代表者名)						○○都道府県知事 ○○○○ 殿 (事業実施主体名) (代表者名)					
(略)						(略)					
1 実施した事業の概要 (略)						1 実施した事業の概要 (略)					
2 成果目標達成状況						2 成果目標達成状況 (新設)					
単位：人											
就農年度		事業実施前々 前年度 (○年度)	事業実施前々 年度 (○年度)	事業実施 前年度 (○年度)	事業実施 年度 (○年度)						
新規就農 者数 (定着率)	実績										
※ 上段に新規就農者数を下段に () 書きで定着率を記載する。											
就農年度		事業実施 1年後 (○年度)	事業実施 2年後 (○年度)	事業実施 3年後 (○年度)	事業後3 年間合計						
新規就農 者数 (経営体)	目標										
	実績										
(略)						(略)					
3・4 (略)						3・4 (略)					
5 研修農場の状況						5 研修農場の状況 (目標年度のみ記載)					
研修農場の整備に係る支援を行った場合は記載すること						研修農場の整備に係る支援を行った場合は記載すること					
<u>(1) 研修農場について</u>						(新設)					

改正後				改正前					
事業実施からこれまでの 研修人数（経営体）		うち就農者 （経営体）	就農者の就農1 年目の平均売上 高（円）	（参考）計画時 の目標平均売上 高（円）	事業実施からこれまでの 研修人数（経営体）		うち就農者 （経営体）	就農者の就農1 年目の平均売上 高（円）	（参考）計画時 の目標平均売上 高（円）
(2) 就農者ごとの就農1年目の実績について（該当年度のみ記載）				(新設)					
年齢	単身or夫 婦	品目名・ 品種名等	経営規模 （作付面 積・飼養 頭数等）	就農1年 目の平均 売上高 （千円）	目標平均 売上高 （千円）				
(別記4 別紙様式第7号)				(別記4 別紙様式第8号)					
令和 年度新規就農者育成総合対策のうち サポート体制構築事業実施状況報告書（〇〇都道府県）				令和 年度新規就農者育成総合対策のうち サポート体制構築事業実施状況報告書（〇〇都道府県）					
(略)				(略)					
1 事業の実施状況（略） 2 目標未達の取組主体への指導状況 3 添付資料				1 事業の実施状況（略） 2 目標未達の事業実施主体への指導状況 3 添付資料					
(1) 取組主体ごとの別紙様式第6号				(新設)					
(2) 別紙様式第7号-① 都道府県目標達成状況一覧				(1) 別紙様式第8号-① 都道府県目標達成状況一覧					
(3) 第11の3の規定に基づき別紙様式第8号の改善計画を提出させた時はその写し				(2) 第11の3の規定に基づき別紙様式第9号の改善計画を提出させた時はその写し					

改正後	改正前
<p><u>(4)</u> 必要に応じて地方農政局が指示した書類</p> <p>(別記4 別紙様式<u>第8号</u>)</p> <p>令和 年度新規就農者育成総合対策のうち サポート体制構築事業における改善計画</p> <p>番 号 年月日</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p>(<u>取組</u>主体名) (代表者名)</p> <p>(略)</p> <p>(別記4 別紙様式<u>第9号</u>)</p> <p>令和 年度サポート体制構築事業成果報告書 (〇〇都道府県)</p> <p>(略)</p> <p>(別記4 別紙様式<u>第10号</u>)</p> <p><u>就農相談等</u>全国データベース等利用権限委任状</p> <p>(略)</p> <p>上記の者に、下記のことを委任する。</p>	<p><u>(3)</u> 必要に応じて地方農政局が指示した書類</p> <p>(別記4 別紙様式<u>第9号</u>)</p> <p>令和 年度新規就農者育成総合対策のうち サポート体制構築事業における改善計画</p> <p>番 号 年月日</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p>(<u>事業実施</u>主体名) (代表者名)</p> <p>(略)</p> <p>(別記4 別紙様式<u>第10号</u>)</p> <p>令和 年度サポート体制構築事業成果報告書 (〇〇都道府県)</p> <p>(略)</p> <p>(別記4 別紙様式<u>第11号</u>)</p> <p>全国データベース等利用権限委任状</p> <p>(略)</p> <p>上記の者に、下記のことを委任する。</p>

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>就農相談等</u>全国データベース（新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記4の第4の2の（1）のデータベースをいう。）の閲覧及び市町村就農相談カルテ等の入力業務や<u>情報管理</u>。 ・ 農業委員会サポートシステム（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け農林水産事務次官依命通知）第3の<u>3</u>の（5）のシステムをいう。）の閲覧。 <p>なお、委任を受けた者は、<u>就農相談等</u>全国データベースや市町村就農相談カルテ（参入相談カルテを含む。）の個人情報については、市町村の定めるところにより適切な管理を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（別記4 別紙様式<u>第11号</u>）</p> <p>サポート体制構築事業に係る個人情報の取扱いについて</p> <p>第1 本事業における個人情報</p> <p>本事業において作成し、データベースに登録される個人情報及び就農支援員<u>等</u>についての個人情報の取扱いについては、<u>取組</u>主体、都道府県、市町村等が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要がある。</p> <p>（略）</p> <p>第2 本人に同意を得る内容</p> <p>個人情報の取扱いにおいて本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられる。</p> <p>1 <u>取組</u>主体及び各都道府県や市町村等の関係機関で就農相談者の情報を共有することにより、就農相談者が就農に至るまでの間の丁寧なフォローアップ活動に利用すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国データベース（新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記4の第4の2の（1）のデータベースをいう。）の閲覧及び市町村就農相談カルテ等の入力業務や<u>情報管理</u>。 ・ 農業委員会サポートシステム（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け農林水産事務次官依命通知）第3の<u>4</u>の（5）のシステムをいう。）の閲覧。 <p>なお、委任を受けた者は、全国データベースや市町村就農相談カルテ（参入相談カルテを含む。）の個人情報については、市町村の定めるところにより適切な管理を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（別記4 別紙様式<u>第12号</u>）</p> <p>サポート体制構築事業に係る個人情報の取扱いについて</p> <p>第1 本事業における個人情報</p> <p>本事業において作成し、データベースに登録される個人情報及び就農支援員についての個人情報の取扱いについては、<u>事業実施</u>主体、都道府県、市町村、<u>事業実施主体</u>等が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要がある。</p> <p>（略）</p> <p>第2 本人に同意を得る内容</p> <p>個人情報の取扱いにおいて本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられる。</p> <p>1 <u>事業実施</u>主体及び各都道府県や市町村等の関係機関で就農相談者の情報を共有することにより、就農相談者が就農に至るまでの間の丁寧なフォローアップ活動に利用すること。</p>

改正後		改正前	
<p>2・3 (略) 第3 (略)</p> <p>(別添様式例)</p> <p>個人情報の取扱い</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。</p> </div> <p>サポート体制構築事業に係る個人情報の取扱いについて</p> <p>取組主体（〇〇〇〇（協議会の場合は、全ての名称））は、サポート体制構築事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。</p> <p>また、取組主体は、本事業による就農相談者が就農へ至るまでの間のフォローアップ、就農支援員への連絡調整、国等への報告等で利用するとともに、本事業の実施のために、必要最小限度内において次の関係機関（注）へ提供します。</p> <p>なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため連絡を行う場合があります。</p>		<p>2・3 (略) 第3 (略)</p> <p>(別添様式例)</p> <p>個人情報の取扱い</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。</p> </div> <p>サポート体制構築事業に係る個人情報の取扱いについて</p> <p>事業実施主体（〇〇〇〇（協議会の場合は、全ての名称））は、サポート体制構築事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。</p> <p>また、事業実施主体は、本事業による就農相談者が就農へ至るまでの間のフォローアップ、就農支援員への連絡調整、国等への報告等で利用するとともに、本事業の実施のために、必要最小限度内において次の関係機関（注）へ提供します。</p> <p>なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため連絡を行う場合があります。</p>	
関係機関 (注)	<p>国、農業人材確保推進事業（新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記6の<u>事業をいう。</u>）の第3の事業実施主体及び事業実施主体から業務の一部を委託された者、<u>都道府県、農業経営・就農支援センター、都道府県農業経営・就農支援センター、都道府県から農業経営・就農支援センターに係る業務の一部を委</u></p>	関係機関 (注)	<p>国、農業人材確保推進事業（新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知別記6）の事業実施主体及び事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県農業委員会ネットワーク機構、<u>都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、サポート体制参画機関（農業協同組合、〇〇、〇〇）</u>（※ その他追加する機</p>

改正後

託された者、農業経営・就農支援センターに登録された専門家、都道府県農業委員会ネットワーク機構、市町村、農業委員会、農業協同組合連合会、都道府県農業会議、都道府県農業法人協会、土地改良区、農地中間管理機構、普及指導センター、株式会社日本金融公庫、サポート体制参画機関（農業協同組合、〇〇、〇〇）（※ その他追加する機関があれば明確にすること）

(略)

改正前

関があれば明確にすること)

(略)

改正後

(別記4 別紙参考様式1)

(別記4 参考様式1)

個人用

市町村就農相談カルテ



整理番号	初回登録年月日	最終更新年月日
相談形態 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 手紙 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他		

就農相談員情報

氏名	
所属組織・団体名	
電話番号	
メールアドレス	

1 新規就農者基本データ

フリガナ			
氏名			
住所	〒	都道府県	市区町村
	(町名番地)		
連絡先	電話番号1	電話番号2	
	電子メール	アドレス	
生年月日	(満 歳)	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> その他
職業	<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 農業従事者	<input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 団体職員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 無職	<input type="checkbox"/> その他
本人年収	百万円	世帯年収	百万円
家族状況	配偶者の有無 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り	子供の有無	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り
	子供の人数・年齢		
	家族の同意	<input type="checkbox"/> 同意有り・協力有り <input type="checkbox"/> 同意有り・協力無し <input type="checkbox"/> 同意無し・協力無し	
資格	運転免許 <input type="checkbox"/> 有り(MT) <input type="checkbox"/> 有り(AT限定) <input type="checkbox"/> 大型特殊(農耕用限定含む)	<input type="checkbox"/> 無し(取得意欲有り) <input type="checkbox"/> 無し(取得意欲無し)	
	その他資格		
出身地	都道府県		

改正前

(別記4 別紙参考様式1)

(別記4 参考様式1)

個人用

市町村就農相談カルテ



整理番号	初回登録年月日	最終更新年月日
相談形態 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 手紙 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他		

就農相談員情報

氏名	
所属組織・団体名	
電話番号	
メールアドレス	

1 新規就農者基本データ

フリガナ			
氏名			
住所	〒	都道府県	市区町村
	(町名番地)		
連絡先	電話番号1	電話番号2	
	電子メール	アドレス	
生年月日	(満 歳)	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> その他
職業	<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 農業従事者	<input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 団体職員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 無職	<input type="checkbox"/> その他
本人年収	百万円	世帯年収	百万円
家族状況	配偶者の有無 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り	子供の有無	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り
	子供の人数・年齢		
	家族の同意	<input type="checkbox"/> 同意有り・協力有り <input type="checkbox"/> 同意有り・協力無し <input type="checkbox"/> 同意無し・協力無し	
資格	運転免許 <input type="checkbox"/> 有り(MT) <input type="checkbox"/> 有り(AT限定) <input type="checkbox"/> 大型特殊(農耕用限定含む)	<input type="checkbox"/> 無し(取得意欲有り) <input type="checkbox"/> 無し(取得意欲無し)	
	その他資格		
出身地	都道府県		

改正後

2 農業との関わり・経験等

農業との関わり	<input type="checkbox"/> 両親が農家	<input type="checkbox"/> 両親は農家ではないが、祖父が農家	<input type="checkbox"/> 非農家
	<input type="checkbox"/> その他		
農地の所有・借付状況 <small>（所有・借付、所有は専業でなければ、借付は専業が借付したとき、当該農地の所有は専業が借付したとき、当該農地の所有は専業が借付したとき）</small>			
農作業の経験	<input type="checkbox"/> 農作業の経験無し	<input type="checkbox"/> 農家体験程度	
	<input type="checkbox"/> 実家や親戚等の手伝い程度	<input type="checkbox"/> 学校の補習程度	
	<input type="checkbox"/> 研修中	<input type="checkbox"/> 研修済み	
	<small>（研修中・研修済みは研修期間・研修内容）</small>		
	研修機関名		
	研修期間、研修内容		
	<input type="checkbox"/>	農業法人等で農作業に従事	
	<small>（農業法人等で農作業に従事した場合は、以下を記載）</small>		
	勤務先名称		
	勤務年数、勤務内容		
<input type="checkbox"/>	家庭菜園や市民農園をやっている		
農業教育の経験	<input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 農業高校（総合高校含む）	<input type="checkbox"/> 大学の農学部等
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 都道府県立の農業大学校	<input type="checkbox"/> 農業専門学校等
	<input type="checkbox"/> その他		
日本農業技術検定	学科	年次	級

3～5（略）

改正前

2 農業との関わり・経験等

農業との関わり	<input type="checkbox"/> 両親が農家	<input type="checkbox"/> 両親は農家ではないが、祖父が農家	<input type="checkbox"/> 非農家
	<input type="checkbox"/> その他		
農地の所有・借付状況 <small>（所有・借付、所有は専業でなければ、借付は専業が借付したとき、当該農地の所有は専業が借付したとき、当該農地の所有は専業が借付したとき）</small>			
農作業の経験	<input type="checkbox"/> 農作業の経験無し	<input type="checkbox"/> 農家体験程度	
	<input type="checkbox"/> 実家や親戚等の手伝い程度	<input type="checkbox"/> 学校の補習程度	
	<input type="checkbox"/> 研修中	<input type="checkbox"/> 研修済み	
	<small>（研修中・研修済みは研修期間・研修内容）</small>		
	研修機関名		
	研修期間、研修内容		
	<input type="checkbox"/>	農業法人等で農作業に従事	
	<small>（農業法人等で農作業に従事した場合は、以下を記載）</small>		
	勤務先名称		
	勤務年数、勤務内容		
<input type="checkbox"/>	家庭菜園や市民農園をやっている		
農業教育の経験	<input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 農業高校（総合高校含む）	<input type="checkbox"/> 大学の農学部等
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 都道府県立の農業大学校	<input type="checkbox"/> 農業専門学校等
	<input type="checkbox"/> その他		
日本農業技術検定	学科	年次	級

3～5（略）

改正後

6 就農支援情報

1) 研修支援

施設・法人名	
研修期間	
研修内容	
施設・法人名	
研修期間	
研修内容	

2) 就農希望者の支援ニーズ

<input type="checkbox"/>	市町村独自の研修	<input type="checkbox"/>	就業計画作成サポート
<input type="checkbox"/>	農地、施設・機械のあっせん	<input type="checkbox"/>	道路確保、道路開拓に向けた支援
<input type="checkbox"/>	地元農家や地域住民との交流促進の取組	<input type="checkbox"/>	生活に関わる支援（住居のあっせん・手当、子育て支援等）
<input type="checkbox"/>	その他		

3) 農地支援

必要な農地の種類	田	畑（露地野菜）	
	畑（施設野菜）	畑（樹園地）	
	畑（その他〔花き〕）	有機栽培等	
	その他（採草放牧地）		
必要な農地の面積			
取得希望時期	すぐにも	1年以内	1年超3年以内
	3年超5年以内	その他	
希望借受期間	5年未満	5年超10年未満	10年超20年未満
	20年以上		
農地支援対応状況			

7 初期経営情報

1) 就業状況

<input type="checkbox"/>	新たに農業経営を開始	<input type="checkbox"/>	親とは別に新たな部門を開始	<input type="checkbox"/>	親の農業経営を継承
	雇用就業 (雇用就業の法人名)		親元就業 (継承予定年月日)		
<input type="checkbox"/>	第3者継承				

改正前

6 就農支援情報

1) 研修支援

施設・法人名	
研修期間	
研修内容	
施設・法人名	
研修期間	
研修内容	

2) 就農希望者の支援ニーズ

<input type="checkbox"/>	市町村独自の研修	<input type="checkbox"/>	就業計画作成サポート
<input type="checkbox"/>	農地、施設・機械のあっせん	<input type="checkbox"/>	道路確保、道路開拓に向けた支援
<input type="checkbox"/>	地元農家や地域住民との交流促進の取組	<input type="checkbox"/>	生活に関わる支援（住居のあっせん・手当、子育て支援等）
<input type="checkbox"/>	その他		

3) 農地支援

必要な農地の種類	田	畑（露地野菜）	
	畑（施設野菜）	畑（樹園地）	
	畑（その他〔花き〕）	有機栽培等	
	その他（採草放牧地）		
必要な農地の面積			
取得希望時期	すぐにも	1年以内	1年超3年以内
	3年超5年以内	その他	
希望借受期間	5年未満	5年超10年未満	10年超20年未満
	20年以上		
農地支援対応状況			

7 初期経営情報

1) 就業状況

<input type="checkbox"/>	新たに農業経営を開始	<input type="checkbox"/>	親とは別に新たな部門を開始	<input type="checkbox"/>	親の農業経営を継承
	雇用就業 (雇用就業の法人名)		親元就業 (継承予定年月日)		
<input type="checkbox"/>	第3者継承				

改正後

2) 認定新規就農者認定の有無
 無し 有り

3) 経営区分
 法人 個人 任意団体 その他

4) 農業地域類型区分
 ① 主たる農業地域 都市的地域 平地農業地域 中間農業地域 山間農業地域
 ② 主たる農業地域 水田型 畑型 雑地型

5) 主要作物等

作物名	作付面積	生産量

6) 経営規模

経営耕地の区分	<input type="checkbox"/>	田	<input type="checkbox"/>	畑（露地野菜）
	<input type="checkbox"/>	畑（施設野菜）	<input type="checkbox"/>	畑（雑草地）
	<input type="checkbox"/>	畑（その他（花き））	<input type="checkbox"/>	有機栽培等
	<input type="checkbox"/>	その他（採草放牧地）		

所有面積		借入面積	
------	--	------	--

(略)

(別記4 別紙参考様式2)

(別記4 参考様式2)

法人用

参加相談カルテ

秘

(略)

改正前

2) 認定新規就農者認定の有無
 無し 有り

3) 経営区分
 法人 個人 任意団体 その他

4) 農業地域類型区分
 ① 主たる農業地域 都市的地域 平地農業地域 中間農業地域 山間農業地域
 ② 主たる農業地域 水田型 畑型 雑地型

5) 主要作物等

作物名	作付面積	生産量

6) 経営規模

経営耕地の区分	<input type="checkbox"/>	田	<input type="checkbox"/>	畑（露地野菜）
	<input type="checkbox"/>	畑（施設野菜）	<input type="checkbox"/>	畑（雑草地）
	<input type="checkbox"/>	畑（その他（花き））	<input type="checkbox"/>	有機栽培等
	<input type="checkbox"/>	その他（採草放牧地）		

所有面積		借入面積	
------	--	------	--

(略)

(別記4 別紙参考様式2)

(別記4 参考様式2)

法人用

参加相談カルテ

秘

(略)

改正後

改正前

(別添)

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第1 取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。

これらを踏まえ、本事業における上記「事業申請時のチェックシートの提出」については、以下のとおり実施するものとする。

第2 環境負荷低減チェックシートの提出

- 1 本事業の各取組主体は、最低限行うべき環境負荷低減の取組について明らかにした「環境負荷低減のチェックシート」（民間事業者・自治体等向け）の項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。
- 2 各取組主体は、事業計画書中のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県に提出する。
- 3 都道府県は、全ての取組主体からチェックシートを収集し、地方農政局長に提出する。
- 4 地方農政局長は、当該チェックシートを経営局長に提出する。

(新設)

改正後	改正前
<p data-bbox="163 199 1081 228">第3 主な環境関係法令の遵守</p> <p data-bbox="163 234 1081 308">各取組主体は、「<u>環境負荷低減のチェックシート</u>」中の「<u>関係法令の遵守</u>」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。</p> <p data-bbox="197 314 398 343"><u>(1) 適正な施肥</u></p> <ul data-bbox="219 355 1021 464" style="list-style-type: none">・ <u>肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）</u>・ <u>農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）</u>・ <u>土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）</u> 等 <p data-bbox="197 470 398 499"><u>(2) 適正な防除</u></p> <ul data-bbox="219 512 719 582" style="list-style-type: none">・ <u>農薬取締法（昭和23年法律第82号）</u>・ <u>植物防疫法（昭和25年法律第151号）</u> 等 <p data-bbox="197 588 477 617"><u>(3) エネルギーの節減</u></p> <ul data-bbox="219 630 1088 700" style="list-style-type: none">・ <u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）</u> 等 <p data-bbox="197 707 555 735"><u>(4) 悪臭及び害虫の発生防止</u></p> <ul data-bbox="219 748 1088 857" style="list-style-type: none">・ <u>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）</u>・ <u>悪臭防止法（昭和46年法律第91号）</u> 等 <p data-bbox="197 863 927 892"><u>(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</u></p> <ul data-bbox="219 904 1088 1278" style="list-style-type: none">・ <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</u>・ <u>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）</u>・ <u>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）</u>・ <u>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）</u>・ <u>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）</u> 等 <p data-bbox="197 1284 607 1313"><u>(6) 生物多様性への悪影響の防止</u></p> <ul data-bbox="219 1326 1088 1396" style="list-style-type: none">・ <u>遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）</u>・ <u>水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）</u>	

改正後

改正前

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け） Ver1.0

確認項目	確認内容	確認結果	申請項目	申請内容	申請結果
①	（１）適正な廃棄 ※産業廃棄物の処理を行う場合（該当しない ☐） 環境負荷低減に配慮した産業廃棄物の処理を検討	☐	申請時	（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 ※プラプラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
			申請時	※資源の再利用を検討	☐
②	（２）適正な防除 ※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（例示）	☐	申請時	（６）生物多様性への悪影響の防止 ※生物多様性への悪影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐） 生物多様性に配慮した形で実施に努める	☐
			申請時	※特定事業場である場合（該当しない ☐） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
③	（３）エネルギーの節減 ※エアコンや照明、複合機の電気・熱源の使用状況の記録・保存に努める	☐	申請時	（７）環境関係法令の遵守等 ※水質汚濁防止法の遵守	☐
			申請時	※環境影響の軽減を目的とした新機種の導入に努める	☐
④	（４）悪臭及び音の発生防止 ※肥料・飼料等の搬送を行う場合（該当しない ☐） 悪臭・音の発生防止に配慮に努める	☐	申請時	※悪臭等を扱う事業者である場合（該当しない ☐） 周囲への適切な配慮と管理に努める	☐
			申請時	※正しい知識に基づき作業実施に努める	☐

注 ①～④の記載内容は「該当しない」項目には☐にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
 ● 上記は目安であり、各事業によりチェックする項目は異なる場合があります。各事業の取組・取組などをご確認ください。

改正後	改正前
<p>(別記5)</p> <p style="text-align: center;">農業教育高度化事業</p> <p>第1 事業の趣旨 農業大学校、農業高校、民間の農業教育機関などにおける農業教育の高度化を図るため、全国段階において、農業教育機関の指導者や学生等を対象とした<u>研修の開催等</u>を支援するとともに、地域段階においては、各都道府県が作成する「農業教育高度化プラン」の実現に向けた取組を支援する。</p> <p>第4 全国事業 1 (略) 2 事業内容 (1) 農業教育機関の指導者・<u>学生</u>等に対する研修等の実施 (略) なお、取組の実施に当たっては、利便性、研修効果等を考慮し、開催方法（集合型又はオンライン方式）について十分検討すること。</p> <p>ア (略) イ 農業教育機関の学生や現役農業者等の能力向上に資する取組 (i) 主に以下に掲げる内容を含む、就農後に有益な知識を習得できる研修 a～d (略) e <u>農泊や</u>農福連携など、<u>地域資源の活用や</u>多様な主体の活躍につながる農業経営のための取組 (ii) 学生等の就農・学習意欲喚起に資する交流 a 全国の農業教育機関に在籍している学生等の交流活動 b <u>政府間交流に位置付けられている海外の農業高校等との</u>交流活動</p>	<p>(別記5)</p> <p style="text-align: center;">農業教育高度化事業</p> <p>第1 事業の趣旨 農業大学校、農業高校、民間の農業教育機関などにおける農業教育の高度化を図るため、全国段階において、農業教育機関の指導者や学生等を対象とした<u>研修等の開催</u>を支援するとともに、地域段階においては、各都道府県が作成する「農業教育高度化プラン」の実現に向けた取組を支援する。</p> <p>第4 全国事業 1 (略) 2 事業内容 (1) 農業教育機関の指導者<u>学</u>等に対する研修等の実施 (略) なお、取組の実施に当たっては、<u>感染症防止対策</u>、利便性、研修効果等を考慮し、開催方法（集合型又はオンライン方式）について十分検討すること。</p> <p>ア (略) イ 農業教育機関の学生や現役農業者等の能力向上に資する取組 (i) 主に以下に掲げる内容を含む、就農後に有益な知識を習得できる研修 a～d (略) e 農福連携など、多様な主体の活躍につながる農業経営のための取組 (ii) 学生等の就農・学習意欲喚起に資する交流 a 全国の農業教育機関に在籍している学生等の交流活動 b <u>国際的な</u>交流活動</p>

(削る。)

(削る。)

(2) 民間団体が運営する農業教育機関等の農業教育高度化に係る取組
所在する都道府県への就農を原則としない民間団体が運営する農業教育
機関等は、第5の4の(1)から(6)までの取組を実施する。

(略)

(3) 国際的な農業人材育成のための取組

地域農業のリーダーとして、輸出や海外への事業展開等を担う国際
的な農業人材を育成するため、以下のア及びイを満たす学生等が海外
農業研修に参加するための経費を支援する取組及び海外農業研修等の
普及啓発の取組を実施する。

ア 以下の a から e までの要件を満たす海外農業研修に参加するこ
と。

a 期間が、3か月以上であること。

b 場所、内容等が、事前に確認できること。

c 農業に関する知識・技術を学ぶことが目的であること。

d 過去5年間重大な法令違反や事故等が発生していない事業者
又は地方公共団体が提供する研修であること。

e 経費の使途、内訳等が確認できること。

イ 別紙様式第4号により海外農業研修計画を提出し、将来的に農
業に従事する意思があると宣言すること。

事業実施主体は、上記イの適否の判断に当たっては、外部有識者等
による審査を行うものとする。ただし、都道府県等において当該学生
等の海外農業研修への参加について別途審査が行われている場合に
は、当該都道府県等からの推薦等をもってこれに代えることができる。

なお、支援する経費の上限は、海外農業研修に参加する学生等1名
につき、海外農業研修参加経費の2分の1又は60万円のいずれか低い
額とする。

3 (略)

4 補助対象経費及び補助率

(a) 政府間交流に位置付けられている海外の農業高校等との交流
活動

(b) 国際的な知見を涵養できるセミナー、交流会等

(2) 民間団体が運営する農業教育機関等の農業教育高度化に係る取組
所在する都道府県への就農を原則としない民間団体が運営する農業教
育機関等は、第5の4の(1)から(5)まで及び(7)の取組を実施
する。

(略)

(新設)

3 (略)

4 補助対象経費及び補助率

2に掲げる事業の補助対象経費は、別表1に定めるとおりとし、予算の範囲内で定額又は2分の1以内の補助を行う。なお、2の(2)の補助率は、第5の6を準用する。

5 事業計画の作成等

(1) 事業実施主体は、別紙様式第1号から第3号までのうち該当する様式により事業計画を作成し、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B350号農林水産事務次官依命通知(以下「補助金等交付要綱」という。))第4の1の規定による交付申請時に添付するものとする。

(2) (略)

6 事業実績の報告等

事業実施主体は、別紙様式第1号から第3号までのうち該当する様式により事業実績報告を作成し、事業完了後1か月以内又は該当事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに作成し、経営局長に報告する。

(略)

7 事業成果の検証

(1) 事業実施主体(2の(3)の事業実施主体を除く。)は、研修等の参加者や農業教育機関等へのアンケート調査や就農状況調査等により、効果の検証を行う。結果は、6の事業実績報告に記載する。

(2) 2の(3)の事業実施主体は、当該年度に実施した海外農業研修の終了後、本事業により支援を受けた海外農業研修参加者に対し、研修の成果や研修後の進路・就業状況等の報告を求め、任意の様式により内容を取りまとめの上、研修終了年度の翌年度の7月末日までに経営局長に提出する。

8 (略)

9 個人情報の取扱い

事業実施主体は、本事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏えいしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

第5 都道府県事業

2に掲げる事業の補助対象経費は、別表1に定めるとおりとし、予算の範囲内で定額又は2分の1の補助を行う。

5 事業計画の作成等

(1) 事業実施主体は、別紙様式第1号又は別紙様式第2号により事業計画を作成し、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B350号農林水産事務次官依命通知(以下「補助金等交付要綱」という。))第4の1の規定による交付申請時に添付するものとする。

(2) (略)

6 事業実績の報告等

事業実施主体は、別紙様式第1号又は別紙様式第2号により事業実績報告を作成し、事業完了後1か月以内又は該当事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに作成し、経営局長に報告する。

(略)

7 事業成果の検証

事業実施主体は、研修等の参加者や農業教育機関等へのアンケート調査や就農状況調査等により、効果の検証を行う。結果は、6の事業実績報告に記載する。

(新設)

8 (略)

(新設)

第5 都道府県事業

1 都道府県農業教育高度化プランの作成

都道府県は、本事業の実施に当たって、別紙様式第5号により、各都道府県における農業人材育成の課題や目標を明確化した農業教育高度化プラン（以下「高度化プラン」という。）を作成する。

（略）

2 取組主体

本事業における取組主体は、以下の（1）から（5）までに掲げる団体等とする。なお、取組主体となる農業教育機関は、高度化プランに位置付けられた農業教育機関であり、取組の実施に必要な施設設備、人員等の体制を有するものとする。

また、取組主体は、高度化プランに位置付けられた農業教育機関（高等学校は除く。）を、新規就農支援ポータルサイトに登録することとする。

なお、4の（2）に掲げる取組を実施できる取組主体は、（1）から（4）までのみとする。

（1）～（5） （略）

3 （略）

4 事業の内容等

取組主体は、高度化プランの内容を踏まえ、以下の（1）から（6）までにより、当該事業実施年度に実施する取組を選択し、実施する。

（1）農業教育機関における教育カリキュラムの強化

農業教育機関は、以下のアからキまでに該当する内容の教育カリキュラムに取り組む。その際、アからオまで及びキにおいて、これまでに各農業教育機関が実施している既存のカリキュラム実施については、補助対象としない。また、教育カリキュラムごとに年間10名以上の受講者数が見込まれるものとする。

なお、カに該当するカリキュラムを実施する場合には、特定の農

1 都道府県農業教育高度化プランの作成

都道府県は、本事業の実施に当たって、別紙様式第3号により、各都道府県における農業人材育成の課題や目標を明確化した農業教育高度化プラン（以下「高度化プラン」という。）を作成する。

（略）

2 事業実施主体

本事業における事業実施主体は、以下の（1）から（5）までに掲げる団体等とする。なお、事業実施主体となる農業教育機関は、高度化プランに位置付けられた農業教育機関であり、取組の実施に必要な施設設備、人員等の体制を有するものとする。

また、事業実施主体は、高度化プランに位置付けられた農業教育機関（高等学校は除く。）の研修内容等を、新規就農支援ポータルサイトに登録することとする。

なお、4の（2）に掲げる取組を実施できる事業実施主体は、（1）から（4）までのみとし、4の（6）に掲げる取組を実施できる事業実施主体は（1）のみとする。

（1）～（5） （略）

3 （略）

4 事業の内容等

事業実施組主体は、高度化プランの内容を踏まえ、以下の（1）から（7）までにより、当該事業実施年度に実施する取組を選択し、実施する。

（1）農業教育機関における教育カリキュラムの強化

農業教育機関は、以下のアからカまでに該当する内容の教育カリキュラムに取り組む。その際、アからエ及びカにおいて、これまでに各農業教育機関が実施している既存のカリキュラム実施については、補助対象としない。また、教育カリキュラムごとに年間10名以上の受講者数が見込まれるものとする。

なお、オに該当するカリキュラムを実施する場合には、特定の農

業経営体や団体の社員・被雇用者等の人材育成を目的とした教育カリキュラムは、補助対象としない。

また、公共職業安定所等への開催情報の共有等により、就農希望者に開催情報が広く周知されるよう努める。

ア・イ (略)

ウ 農林水産物・食品の輸出に関する知識、技術を習得できるカリキュラムの新たな検討・実施

エ (略)

オ 国際的に通用する農業生産工程管理 (GAP)、6次産業化、農福連携等を内容とするカリキュラムの新たな検討・実施

カ・キ (略)

(2) 研修用農業機械又は農業設備の導入
(略)

なお、研修に必要な機械等であっても、農業以外の用途に使用可能な汎用性の高い機械等 (運搬用トラック、ショベルローダ、バックホ、パソコン、プロジェクタ、冷蔵設備等) や既存の機械等の更新 (農業教育機関が所有する既存の機械等の代替として同種、同規模、同効用のものを再度導入するものをいう。) については補助対象としない。

(3) (略)

(4) 若者の就農意欲を喚起するための活動

取組主体は、若者の就農意欲を喚起するため、以下のアからオまでに掲げる取組を実施する。

(ア) ~ (オ) (略)

(5) (略)

(削る。)

業経営体や団体の社員・被雇用者等の人材育成を目的とした教育カリキュラムは、補助対象としない。

また、公共職業安定所等への開催情報の共有等により、就農希望者に開催情報が広く周知されるよう努める。

ア・イ (略)

(新設)

ウ (略)

エ 国際的に通用する農業生産工程管理 (GAP)、輸出力強化、6次産業化、農福連携等を内容とするカリキュラムの新たな検討・実施

オ・カ (略)

(2) 研修用農業機械又は農業設備の導入
(略)

なお、研修に必要な機械等であっても、農業以外の用途に使用可能な汎用性の高い機械等 (運搬用トラック、ショベルローダー、バックホ、パソコン、プロジェクター、冷蔵設備等) や既存の機械等の更新 (農業教育機関が所有する既存の機械等の代替として同種、同規模、同効用のものを再度導入するものをいう。) については補助対象としない。

(3) (略)

(4) 若者の就農意欲を喚起するための活動

事業実施主体は、若者の就農意欲を喚起するため、以下のアからオまでに掲げる取組を実施する。

(ア) ~ (オ) (略)

(5) (略)

(6) 国際的な農業人材育成のための取組

地域農業のリーダーとして、輸出や海外への事業展開等を担う国際的な農業人材を育成するため、学生等が以下のアからカまでの要件を満たす海外農業研修に参加するための経費を支援する取組を実施する。

ア 期間が、3か月以上18か月未満の海外農業研修であること

(6) その他の取組

上記の(1)から(5)までの取組を円滑に実施するために必要な会議、事業内容の検討及び事業効果の把握のために必要な調査、農業教育機関の指導者の能力向上を目的とした研修等(研修受講者個人の資格取得を目的とした研修は除く)への派遣、研修受講者の就農を支援するための専門員の設置、研修受講者へのフォローアップ活動等の取組を実施する。

5・6 (略)

7 事業計画の作成等

(1) 都道府県は、1で作成した高度化プランの内容を踏まえ、取組主体が作成する事業計画をとりまとめ、別紙様式第6号により都道府県事業計画を作成し、地方農政局長(北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)の承認を得るものとする。

(2) (略)

(3) 全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第7号により事業実施計画を作成し、交付申請時に添付するものとする。

イ 場所、内容等が、事前に確認できる海外農業研修であること
ウ 農業に関する知識・技術を学ぶことを目的とした海外農業研修であること

エ 都道府県が海外農業研修を適切に行うことができると認めた事業者(過去5年間に重大な法令違反や事故等が発生していない事業者等)又は地方公共団体が提供する海外農業研修であること

オ 海外農業研修に係る経費の使途、内訳等が確認できること

カ 海外農業研修に参加する者が、将来的に農業に従事する意思があると宣言すること

補助対象経費は、海外渡航のための旅費及び研修費として海外農業研修を受講する研修生以外の第3者に支払う経費とする。また、補助する経費の上限は、研修生1名につき1海外研修当たり補助対象経費の2分の1又は60万円のいずれか低い額とする。

(7) その他の取組

上記の(1)から(6)までの取組を円滑に実施するために必要な会議、事業内容の検討及び事業効果の把握のために必要な調査、農業教育機関の指導者の能力向上を目的とした研修等(研修受講者個人の資格取得を目的とした研修は除く)への派遣、研修受講者の就農を支援するための専門員の設置、研修受講者へのフォローアップ活動等の取組を実施する。

5・6 (略)

7 事業計画の作成等

(1) 都道府県は、1で作成した高度化プランの内容を踏まえ、事業実施主体が作成する事業計画をとりまとめ、別紙様式第4号により都道府県事業計画を作成し、地方農政局長(北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)の承認を得るものとする。

(2) (略)

(3) 全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第6号により事業実施計画を作成し、交付申請時に添付するものとする。

(4) (略)

8 国の補助

(1) ~ (3) (略)

(4) 国は、7により都道府県から提出された都道府県事業計画等を踏まえ、必要に応じて、都道府県又は取組主体に対し、ヒアリング等を行う。

(5) 国は、政策的に重要な取組（以下「重点取組」という。）について、優先枠を設定する（優先枠以外を一般枠とする。）。

優先枠の対象となる取組は、4に掲げる事業内容のうち、以下の取組とする。

- ・ 4の(1)のアからウまでの取組
- ・ 4の(1)のアからウまでの取組を実施するために必要な(2)、(3)及び(5)の取組

(略)

(6) 国費要望額の上限については、北海道は2,000万円、都府県は1,500万円とする。

9 事業実績の報告

(1) 都道府県は、取組主体が作成する事業実績を取りまとめ、別紙様式第6号により都道府県事業実績報告を作成し、事業実施年度の翌年度の6月末までに当該都道府県を管轄する地方農政局長及び全国農業委員会ネットワーク機構に報告するものとする。

(2) 全国農業委員会ネットワーク機構は、(1)により報告を受けた都道府県事業実績報告をもとに、別紙様式第7号により事業実施報告を作成し、事業実施年度の翌年度の7月末までに経営局長に報告する。

(3) 全国農業委員会ネットワーク機構及び地方農政局長は、事業実績の報告後も必要と認めるときには取組主体に対し、随時、報告を求めることができる。

10 事業効果の検証等

(4) (略)

8 国の補助

(1) ~ (3) (略)

(4) 国は、7により都道府県から提出された都道府県事業計画等を踏まえ、必要に応じて、都道府県又は事業実施主体に対し、ヒアリング等を行う。

(5) 国は、政策的に重要な取組（以下「重点取組」という。）について、優先枠を設定する（優先枠以外を一般枠とする。）。

優先枠の対象となる取組は、4に掲げる事業内容のうち、以下の取組とする。

- ・ 4の(1)のア及びイの取組
- ・ 4の(1)のア又はイの取組を実施するために必要な(2)、(3)及び(5)の取組

(略)

(6) 国費要望額の上限については、北海道は2,000万円、都府県は1,500万円とする。ただし、4の(6)の取組に係る国費要望額は除く。

9 事業実績の報告

(1) 都道府県は、事業実施主体が作成する事業実績を取りまとめ、別紙様式第4号により都道府県事業実績報告を作成し、事業実施年度の翌年度の6月末までに当該都道府県を管轄する地方農政局長及び全国農業委員会ネットワーク機構に報告するものとする。

(2) 全国農業委員会ネットワーク機構は、(1)により報告を受けた都道府県事業実績報告をもとに、別紙様式第6号により事業実施報告を作成し、事業実施年度の翌年度の7月末までに経営局長に報告する。

(3) 全国農業委員会ネットワーク機構及び地方農政局長は、事業実績の報告後も必要と認めるときには、事業実施主体に対し、随時、報告を求めることができる。

10 事業効果の検証等

取組主体は、事業実施期間及び事業終了後において、研修受講者へのアンケート調査や就農状況調査等を行うことで、効果を検証する。また、事業終了後も、研修修了者に対する継続的なフォローアップに努める。

11 事業の適切な執行に向けた指導等

- (1) 取組主体は、本事業で取得した機械等の財産について法定耐用年数を経過するまでの間、適切に管理使用するものとする。
- (2) (略)
- (3) 全国農業委員会ネットワーク機構は、事業の適切な執行及び本事業で取得した財産の適切な管理等が必要な場合は、都道府県又は取組主体に対して報告又は資料の提出を求め、必要な指導及び助言を行う。

12 その他事業に関する留意事項

- (1) 取組主体が自ら実施するよりも、第三者が実施した方が高い教育効果や効率性が見込まれるなど合理的な理由がある場合は、取組主体以外の第三者に事業の一部を委託できる。
- (2)・(3) (略)
- (4) 取組主体は、研修受講者が新規就農後の経営安定を図るため、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済その他の農業関係の保険加入に資する内容を研修に含めるよう努める。
- (5) (略)
- (6) 農業機械等の購入に当たっては、複数の業者に見積を提出させること等により、事業費の低減に努める。
- (7)～(11) (略)
- (12) 第5の4の(1)のカについては、別記4の第2の4又は別記7の事業により現に補助を受け、又は受ける予定の地域における取組は本事業の補助対象としない。

第6 環境負荷低減に向けた取組の実施

第4の1の事業実施主体及び第5の2の取組主体は、本事業の実施

事業実施主体は、事業実施期間及び事業終了後において、研修受講者へのアンケート調査や就農状況調査等を行うことで、効果を検証する。また、事業終了後も、研修修了者に対する継続的なフォローアップに努める。

11 事業の適切な執行に向けた指導等

- (1) 事業実施主体は、本事業で取得した機械等の財産について法定耐用年数を経過するまでの間、適切に管理使用するものとする。
- (2) (略)
- (3) 全国農業委員会ネットワーク機構は、事業の適切な執行及び本事業で取得した財産の適切な管理等が必要な場合は、都道府県又は事業実施主体に対して報告又は資料の提出を求め、必要な指導及び助言を行う。

12 その他事業に関する留意事項

- (1) 事業実施主体が自ら実施するよりも、第三者が実施した方が高い教育効果や効率性が見込まれるなど合理的な理由がある場合は、事業実施主体以外の第三者に事業の一部を委託できる。
- (2)・(3) (略)
- (4) 事業実施主体は、研修受講者が新規就農後の経営安定を図るため、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済その他の農業関係の保険加入に資する内容を研修に含めるよう努める。
- (5) (略)
- (6) 農業機械等の購入に当たっては、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用、複数の業者に見積を提出させること等により、事業費の低減に努める。
- (7)～(11) (略)
- (12) 第5の4の(1)のオについては、別記4の第2の4又は別記7の事業により現に補助を受け、又は受ける予定の地域における取組は本事業の補助対象としない。

(新設)

に当たっては、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

(別表1)

補助対象経費（全国事業）

第4の2に関する経費

区 分	内 容
(略)	(略)
委託費	(略)
<u>海外研修費</u>	<u>海外農業研修に必要な旅費、研修費等を支援するために必要となる経費（外部有識者等による審査に要する経費を含む。）。</u>
その他	(略)

(注) 1・2 (略)

3 農業機械・設備導入費及び備品費は別記5の第4の2の(2)、海外研修費は同(3)の取組の補助対象経費とする。

(別表2)

補助対象経費（都道府県事業）

第5の4関係

区 分	内 容
謝金	<p>事業を実施するために必要となる専門知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p>

(別表1)

補助対象経費（全国事業）

第4の2に関する経費

区 分	内 容
(略)	(略)
委託費	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
その他	(略)

(注) 1・2 (略)

3 農業機械・設備導入費及び備品費は、別記5の第4の2の(2)の取組の補助対象経費とする。

(別表2)

補助対象経費（都道府県事業）

第5の4関係

区 分	内 容
謝金	<p>事業を実施するために必要となる専門知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</p>

<p>旅費</p> <p>賃金</p>	<p>また、取組主体等の事業に参画する者に対しては、謝金を支払うことはできない。</p> <p>事業を実施するために必要な研修実施、資料収集、各種調査、打合せ等に要する経費。取組主体に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとするが、農業教育機関の学生や研修受講生に対する旅費は交通費及び宿泊費等の実費とする。</p> <p>(略)</p> <p>賃金単価については、取組主体の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>(略)</p> <p>また、取組主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>	<p>旅費</p> <p>賃金</p>	<p>また、<u>事業実施主体及び</u>取組主体等の事業に参画する者に対しては、謝金を支払うことはできない。</p> <p>事業を実施するために必要な研修実施、資料収集、各種調査、打合せ等に要する経費。<u>事業実施主体又は</u>取組主体に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとするが、農業教育機関の学生や研修受講生に対する旅費は交通費及び宿泊費等の実費とする。</p> <p>(略)</p> <p>賃金単価については、<u>事業実施主体や</u>取組主体の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>事業実施主体及び</u>取組主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>
<p>会計年度任用職員給与等</p> <p>専門員等設置費</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>専門員等設置費の単価については、取組主体の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>(略)</p> <p>また、取組主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>	<p>会計年度任用職員給与等</p> <p>専門員等設置費</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>専門員等設置費の単価については、<u>事業実施主体及び</u>取組主体の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>事業実施主体及び</u>取組主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>
<p>技能者給</p>	<p>(略)</p> <p>また、取組主体は、「作業日誌」等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間と作業内容を</p>	<p>技能者給</p>	<p>(略)</p> <p>また、<u>事業実施主体及び</u>取組主体は、「作業日誌」等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間</p>

<p>(略) 役務費</p> <p>委託費 (削る。)</p> <p>その他</p>	<p>証明しなければならない。 (略) 取組主体が直接実施することが困難である役務（ホームページ作成、翻訳、分析等）を他の事業者等に依頼するために必要な経費。</p> <p>(略) (削る。)</p> <p>(略)</p>	<p>(略) 役務費</p> <p>委託費 <u>海外研修費</u></p> <p>その他</p>	<p>と作業内容を証明しなければならない。 (略) <u>事業実施主体</u>や取組主体が直接実施することが困難である役務（ホームページ作成、翻訳、分析等）を他の事業者等に依頼するために必要な経費。</p> <p>(略) <u>海外農業研修に必要な旅費、研修費等を支援するために必要となる経費。</u></p> <p>(略)</p>
<p>(注) (略)</p> <p>(別記5 別紙様式第1号)</p> <p>令和〇〇年度農業教育高度化事業のうち全国事業 (農業教育機関の指導者や学生等に対する研修等の実施) 事業計画(実績報告)書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略) 3 添付資料 (1)～(3) (略) <u>(4) 環境負荷低減チェックシート</u> <u>(5) その他、必要な資料</u></p> <p>(別添) 事業収支計画(事業実績報告の場合は事業収支報告) (農業教育機関の指導者や学生等に対する研修等の実施)</p> <p>経費の配分</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p>		<p>(注) (略)</p> <p>(別記5 別紙様式第1号)</p> <p>令和〇〇年度農業教育高度化事業のうち全国事業 (農業教育機関の指導者や学生等に対する研修等の実施) 事業計画(実績報告)書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略) 3 添付資料 (1)～(3) (略) <u>(新設)</u> <u>(4) その他、必要な資料</u></p> <p>(別添) 事業収支計画(事業実績報告の場合は事業収支報告) (農業教育機関の指導者や学生等に対する研修等の実施)</p> <p>経費の配分</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p>	

事業内容	事業に要する経費 (A+B)	負担区分		備考 (積算内訳等)
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
(略) ②農業教育機関の学生等の能力向上に資する取組				
合計				

(注) (略)

(別記5 別紙様式第2号)

令和〇〇年度農業教育高度化事業のうち全国事業
(民間団体が運営する農業教育機関等の農業教育高度化に係る取組)
事業計画(実績報告)書

(略)

第3 具体的な取組計画(実績)

(1)~(5) (略)

(6) その他の取組

第8 添付資料

(1)~(3) (略)

(4) 環境負荷低減チェックシート

(5) その他取組内容の参考となる資料

事業内容	事業に要する経費 (A+B)	負担区分		備考 (積算内訳等)
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
(略) ②農業教育機関の学生の能力向上に資する取組				
合計				

(注) (略)

(別記5 別紙様式第2号)

令和〇〇年度農業教育高度化事業のうち全国事業
(民間団体が運営する農業教育機関等の農業教育高度化に係る取組の実施)
事業計画(実績報告)書

(略)

第3 具体的な取組計画(実績)

(1)~(5) (略)

(7) その他の取組

第8 添付資料

(1)~(3) (略)

(新設)

(4) その他取組内容の参考となる資料

(別添)

事業収支計画（報告）書

(民間団体が運営する農業教育機関等の農業教育高度化に係る取組)

経費の配分

(単位：円)

事業内容	事業に要する経費 (A+B)	負担区分		備考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
(1)～(5) (略) <u>(6) その他の取組</u> (略)				
合計				

(注) (略)

(別記5 別紙様式第3号)

令和〇〇年度農業教育高度化事業のうち全国事業

(国際的な農業人材育成のための取組)

事業計画（実績報告）書

1 事業の実施方針

--

(別添)

事業収支計画（報告）書

(新設)

経費の配分

(単位：円)

事業内容	事業に要する経費 (A+B)	負担区分		備考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
(1)～(5) (略) <u>(7) その他の取組</u> (略)				
合計				

(注) (略)

(新設)

2 具体的な取組内容

<u>取組内容</u>	<u>使用経費等</u>
<u>○ねらい・目標</u>	
<u>○事業の取組内容</u>	<u>合計 千円</u>
<u>※事業の実施体制、募集・申請方法、学生等への周知方法、海外農業研修終了後の報告の徴収方法、普及啓発の取組の実施回数・地区等を含め、具体的に記載すること。</u>	

3 事業全体のスケジュール（事業実績報告の場合は事業全体の進捗状況）

<u>令和 年度</u>	
<u> 月</u>	
<u> 月</u>	
<u> 月</u>	
<u> 月</u>	

4 事業の成果

<u>※事業実績報告時に記載</u>
<u>○事業の効果の検証結果</u>
<u>○目標の達成状況</u>

○総括

5 添付資料

- (1) 別添事業収支計画（報告）書
- (2) 環境負荷低減チェックシート
- (3) 海外研修実施機関の概要（実績報告時のみ）
- (4) 海外研修プログラムの内容が分かる資料（実績報告時のみ）
- (5) 学生等から提出された別紙様式第4号（実績報告時のみ）
- (6) 外部有識者等による審査を行ったことが分かる書類（実績報告時のみ）
（※都道府県等からの推薦等をもって代える場合には推薦状等）
- (7) その他参考となる資料

(別添)

事業収支計画（報告）書
（国際的な農業人材育成のための取組）

(新設)

経費の配分

(単位：円)

<u>事業内容</u>	<u>事業に要する経費</u> <u>(A+B)</u>	<u>負担区分</u>		<u>備考</u> <u>(積算基礎等)</u>
		<u>国庫補助金</u> <u>(A)</u>	<u>その他</u> <u>(B)</u>	
<u>(1) 海外農業研修に参加する学生等への支援</u>				
<u>(2) 農業分野にお</u>				

ける海外 研修・留 学等の普 及啓発				
合 計				

(注) 1 補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）のみを計上してください。

2 「積算基礎」欄には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付してください。

3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付してください。

(別記5 別紙様式第4号)

(新設)

海外農業研修計画

令和 年 月 日

殿

氏 名 _____

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記5の第4の2の（3）の規定に基づき海外農業研修計画を提出します。

また、海外農業研修に励み、将来的に農業に従事する意思があることを宣言します。

なお、本計画の内容について、就農予定地の自治体等の関係機関に対し、必要最小限度内において提供されることに同意します。

1 申請者情報

<u>フリガナ</u>	
<u>氏名</u>	
<u>生年月日</u>	年 月 日（ 歳）

<u>住所</u>	
<u>職業</u> (<u>学校名等</u>)	
<u>連絡先</u>	<u>(電話番号)</u> <u>(メールアドレス)</u>

2 将来農業に従事したいと思った理由

--

3 海外農業研修計画

<u>研修の名称</u>			
<u>研修実施機関</u>			
<u>研修先</u> (<u>国名</u>)	<u>研修期間</u>	<u>年 月 ~ 年 月</u>	
<u>研修の目的</u>			
<u>帰国後の予定</u>			

4 将来の就農ビジョン

<u>就農予定地</u>	<u>〇〇県〇〇市</u>	<u>就農予定時期</u> (<u>就農予定時の</u> <u>年齢</u>)	<u>年 月</u> (<u> 歳</u>)
<u>就農形態</u>	<input type="checkbox"/> <u>新たに農業経営を開始 (非農家出身者で独立・自営就農する場合)</u> <input type="checkbox"/> <u>親元就農 (三親等以内の親族の経営する農業経営体に就農する場合)</u> <input type="checkbox"/> <u>親の農業経営を継承 (農家出身者で親の農業経営を継承して独立・自営就農する場合)</u> <input type="checkbox"/> <u>親の農業経営とは別に新たな部門を開始 (農家出身者で親の農業経営を継承せずに独立・自営就農する場</u>		

	<p><u>合)</u> <input type="checkbox"/>雇用就農（農業法人等に雇われる形で就農する場合）</p>			
<p><u>就農ビジョン</u></p>	<p><u>※ 海外農業研修での経験を将来の就農の際にどのように役立てるか。栽培方法や生産物の販売方法などを記載</u></p>			
<p><u>添付書類</u></p> <p><u>・参加予定の海外農業研修の研修場所、内容、スケジュール等が確認できる資料</u></p> <p><u>・履歴書（任意様式）</u></p> <p><u>・身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）</u></p> <p>（別記5 別紙様式<u>第5号</u>） 都道府県農業教育高度化プラン</p> <p>（略）</p> <p>（別記5 別紙様式<u>第6号</u>） 令和〇〇年度新規就農者育成総合対策のうち 農業教育高度化事業（都道府県事業）事業計画（実績報告）書</p> <p>（略）</p> <p>第4 具体的な取組計画（実績）</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>（削る。）</p>		<p>（別記5 別紙様式<u>第3号</u>） 都道府県農業教育高度化プラン</p> <p>（略）</p> <p>（別記5 別紙様式<u>第4号</u>） 令和〇〇年度新規就農者育成総合対策のうち 農業教育高度化事業（都道府県事業）事業計画（実績報告）書</p> <p>（略）</p> <p>第4 具体的な取組計画（実績）</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p><u>（6）国際的な農業人材育成のための取組</u></p> <table border="1" data-bbox="1137 1321 2074 1374"> <tr> <td data-bbox="1137 1321 1413 1374"> <u>・実施の有無</u> </td> <td data-bbox="1413 1321 2074 1374"> <u>有（ ） / 無（ ）</u> </td> </tr> </table> <p><u>※本取組を実施する場合は、別紙様式第5号を作成すること。</u></p>	<u>・実施の有無</u>	<u>有（ ） / 無（ ）</u>
<u>・実施の有無</u>	<u>有（ ） / 無（ ）</u>			

(6) その他の取組

第9 添付資料

- (1) ・ (2) (略)
- (3) 別紙様式第5号「都道府県農業教育高度化プラン」
- (4) 事業を実施する農業教育機関等の概要が分かる資料
- (5) 機械、設備、機器等を導入する場合はカタログ、見積書等
(削る。)

(6) 環境負荷低減チェックシート

- (7) その他取組内容の参考となる資料

(削る。)

(別添様式第1号)

事業収支計画(報告)書

経費の配分

(単位:円)

事業内容	事業に要	負担区分	備考
------	------	------	----

(7) その他の取組

第9 添付資料

- (1) ・ (2) (略)
- (3) 別紙様式第3号「都道府県農業教育高度化プラン」
- (4) 事業を実施する農業教育機関等の概要が分かる資料
- (5) 機械、設備、機器等を導入する場合はカタログ、見積書等

(6) 第4の(6)の国際的な農業人材育成のための取組を実施する場合は、別紙様式第5号

(新設)

- (7) その他取組内容の参考となる資料

(別記5 別紙様式第5号)

令和〇〇年度新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業
国際的な農業人材育成に向けた取組計画(実績報告)書

(略)

(別添様式第1号)

事業収支計画(報告)書

経費の配分

(単位:円)

事業内容	事業に要	負担区分	備考
------	------	------	----

	する経費 (A+B)	国庫補助 金 (A)	その他 (B)	(積算基礎等)		する経費 (A+B)	国庫補助 金 (A)	その他 (B)	(積算基礎等)
(1)～(5) (略) (削る。)					(1)～(5) (略)				
<u>(6)</u> その他の取組					<u>(6)</u> 国際的な農業人 材育成のための取 組				
合 計					<u>(7)</u> その他の取組				
合 計					合 計				

(注) (略)

(別記5 別紙様式第7号)

令和〇〇年度新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業
事業実施計画 (実績報告) 書

(略)

(別添)

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第1 取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロス

(注) (略)

(別記5 別紙様式第6号)

令和〇〇年度新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業
事業実施計画 (実績報告) 書

(略)

(新設)

コンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。

これらを踏まえ、本事業における上記「事業申請時のチェックシートの提出」については、以下のとおり実施するものとする。

第2 環境負荷低減チェックシートの提出

- 1 本事業に取り組む第4の1の事業実施主体及び第5の2の各取組主体は、最低限行うべき環境負荷低減の取組について明らかにした「環境負荷低減のチェックシート」(民間事業者・自治体等向け)の項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。
- 2 第4の1の事業実施主体及び第5の2の各取組主体は、事業計画書中のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第4の1の事業実施主体は経営局長に、第5の2の各取組主体は都道府県に提出する。
- 3 都道府県は、全ての取組主体からチェックシートを収集し、地方農政局長に提出する。
- 4 地方農政局長は、当該チェックシートを経営局長に提出する。

第3 主な環境関係法令の遵守

第4の1の事業実施主体及び第5の2の各取組主体は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)

・土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号） 等

(2) 適正な防除

・農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）

・植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号） 等

(3) エネルギーの節減

・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号） 等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）

・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号） 等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）

・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）

・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）

・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号） 等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）

・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

・湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）

・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）

・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）

・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）

・漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）

・水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）

・持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号） 等

(7) 環境関係法令の遵守等

・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

・環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）

・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）

・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

・土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）

・森林法（昭和 26 年法律第 249 号） 等

取組主体の名称：

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け） Ver1.0

申請種別 (1/2)	(1) 適正な施肥	報告種別 (1/2)	申請種別 (1/2)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な資源的な利用及び適正な処分	報告種別 (1/2)
甲	<input type="checkbox"/> 堆肥産物等の調達を行う場合（該当しない ☐） 堆肥産物等に配慮した資材物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	乙	<input type="checkbox"/> プラスチック資材物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
乙	<input type="checkbox"/> 堆肥産物等の調達を行う場合（該当しない ☐） 堆肥産物等に配慮した資材物等の調達を検討 【内閣】	<input type="checkbox"/>	丙	<input type="checkbox"/> 資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>
申請種別 (2/2)	(2) 適正な放牧	報告種別 (2/2)	申請種別 (2/2)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告種別 (2/2)
甲	<input type="checkbox"/> 堆肥産物等の調達を行う場合（該当しない ☐） 堆肥産物等に配慮した資材物等の調達を検討 【内閣】	<input type="checkbox"/>	乙	<input type="checkbox"/> 生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合（該当しない ☐） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
乙	<input type="checkbox"/> 堆肥産物等の調達を行う場合（該当しない ☐） 堆肥産物等に配慮した資材物等の調達を検討 【内閣】	<input type="checkbox"/>	丙	<input type="checkbox"/> 河川特定事業等である場合（該当しない ☐） 河川特定事業等に関する水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
申請種別 (3/2)	(3) エネルギーの削減	報告種別 (3/2)	申請種別 (3/2)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告種別 (3/2)
甲	<input type="checkbox"/> オフィスや車庫・機械等の電気・燃料の使用 状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	甲	<input type="checkbox"/> 食品等の食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
乙	<input type="checkbox"/> 省エネを促進し、平成 24 年以降の省エネ率 が一定割合をしない（照明、空調、ウォームビ ズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の採用 等）ように努める	<input type="checkbox"/>	乙	<input type="checkbox"/> 関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
丙	<input type="checkbox"/> 環境負荷削減に配慮した調達、原料等の調達 を検討	<input type="checkbox"/>	丙	<input type="checkbox"/> 環境配慮の取組方針の策定や実施の実施に努 める	<input type="checkbox"/>
申請種別 (4/2)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告種別 (4/2)	甲	<input type="checkbox"/> 労働安全衛生法を遵守する事業等である場合（該当しない ☐） 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
甲	<input type="checkbox"/> 堆肥貯・肥料等の管理を行う場合（該当しない ☐） 悪臭・害虫の発生防止に努める	<input type="checkbox"/>	乙	<input type="checkbox"/> 正しい取組に基づき作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注：甲の記載内容は「該当しない」欄方には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
★ 本表は参考であり、事業者によりチェックする取組内容は異なる場合があります。各事業者の事業・取組内容に応じてご確認ください。

改正後	改正前
<p>(別記6)</p> <p style="text-align: center;">農業人材確保推進事業</p> <p>第3 新規就農相談・情報発信</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 就農希望者に対する就農相談 (略)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 就農相談内容を記録した就農相談カルテ等の作成及び活用</p> <p>相談員は、就農希望者等からの就農相談の内容、就農相談への対応状況、就農候補都道府県、市町村との調整状況等の相談者に係る当該年度における全ての取組内容を、<u>原則、就農相談等</u>全国データベース（新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記4の第4の2の（1）のデータベースをいう。以下「<u>全国データベース</u>」という。）に就農相談カルテ（別紙参考様式1）又は参入相談カルテ（別紙参考様式2）（以下「就農相談カルテ等」という。）として記録し、適切に管理するものとする。</p> <p><u>ただし、関係機関への提供に係る個人情報の取扱いについて同意を得ていないものは、別途就農相談カルテ等として記録し、適切に管理するものとする。</u></p> <p>また、就農希望者への相談対応の結果、就農候補となる都道府県及び市町村が決定した場合は、相談員は就農希望者が就農の準備を円滑に開始できるよう当該都道府県及び市町村と調整を行い、当該都道府県及び市町村に引き継ぐとともに、相談員は対応した就農希望者等が就農するまでの準備状況等を適切に把握し、必要に応じて相談対応を継続するものとする。なお、都道府県、市町村に引き継いだ就農希望</p>	<p>(別記6)</p> <p style="text-align: center;">農業人材確保推進事業</p> <p>第3 新規就農相談・情報発信</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 就農希望者に対する就農相談 (略)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 就農相談内容を記録した就農相談カルテ等の作成及び活用</p> <p>相談員は、就農希望者等からの就農相談の内容、就農相談への対応状況、就農候補都道府県、市町村との調整状況等の相談者に係る当該年度における全ての取組内容を全国データベース（新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記4の第4の2の（1）のデータベースをいう。以下<u>同じ</u>。）に就農相談カルテ（別紙参考様式1）又は参入相談カルテ（別紙参考様式2）（以下「就農相談カルテ等」という。）として記録し、適切に管理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>また、就農希望者への相談対応の結果、就農候補となる都道府県及び市町村が決定した場合は、相談員は就農希望者が就農の準備を円滑に開始できるよう当該都道府県及び市町村と調整を行い、当該都道府県及び市町村に引き継ぐとともに、相談員は対応した就農希望者等が就農するまでの準備状況等を適切に把握し、必要に応じて相談対応を継続するものとする。なお、都道府県、市町村に引き継いだ就農希望</p>

者が、当該都道府県、市町村での就農を断念し、新たな就農候補地を探すこと等となった場合は、本人の要望を確認した上で、就農相談の対応を引継ぐ。この場合、就農相談カルテ等の情報も全国センターが引継ぐ。

ク～コ (略)

3～6 (略)

第6 環境負荷低減に向けた取組の実施

取組主体は、本事業の実施に当たっては、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

(別記6 別紙様式1)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち
農業人材確保推進事業計画（実績報告）書
（新規就農相談・情報発信）

(略)

1～4 (略)

5 添付資料

- (1) 別紙様式6 事業収支計画（実績）
- (2) 別紙参考様式3 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

(削る)

者が、当該都道府県、市町村での就農を断念し、新たな就農候補地を探すこと等となった場合は、本人の要望を確認した上で、就農相談の対応を引継ぐ。この場合、就農相談カルテ等の情報も全国センターが引継ぐ。

ク～コ (略)

3～6 (略)

(新設)

(別記6 別紙様式1)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち
農業人材確保推進事業計画（実績報告）書
（新規就農相談・情報発信）

(略)

1～4 (略)

(新設)

経費の配分

事業収支予算書
（農業人材確保推進事業用）

(別添)

(単位：円)

事業内容	事業に要する経費 (A+B)	負担区分		備考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
合計				

(注) 1 補助事業を実施するために必要な経費(消費税を含む。)のみを計上してください。

2 「積算基礎」欄には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付してください。

3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付してください。

(別記6 別紙様式3)

農業人材確保推進事業に係る個人情報の取扱いについて

(別添様式例)

個人情報の取扱い
(略)

農業人材確保推進事業に係る個人情報の取扱いについて
(略)

(別記6 別紙様式3)

農業人材確保推進事業に係る個人情報の取扱いについて

(別添様式例)

個人情報の取扱い
(略)

農業人材確保推進事業に係る個人情報の取扱いについて
(略)

関係機関 (注)	国、事業実施主体、事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、移住・交流情報ガーデン、都道府県、 <u>農業経営・就農支援センター、都道府県から農業経営・就農支援センターに係る業務の一部を委託された者、農業経営・就農支援センターに登録された専門家、市町村、別記4のサポート体制構築時用において市町村から全国データベース等利用権限の委任を受けた者、農業委員会、農業協同組合連合会、農業協同組合、都道府県農業会議、都道府県農業法人協会、土地改良区、普及指導センター、株式会社日本政策金融公庫</u> （※その他追加する機関があれば明確にすること。）
-------------	--

※（略）

個人情報の取扱いの確認
「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します
令和年月日
氏名

(別記6 別紙様式4)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち
農業人材確保推進事業計画（実績報告）書
（就農相談会実施）

(略)

【事業実施方針】

(1)～(5) (略)

関係機関 (注)	国、事業実施主体、事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、移住・交流情報ガーデン、都道府県、市町村、農業委員会等（※その他追加する機関があれば明確にすること）
-------------	---

※（略）

個人情報の取扱いの確認
「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します
令和年月日
氏名

(別記6 別紙様式4)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち
農業人材確保推進事業計画（実績報告）書
（就農相談会実施）

(略)

【事業実施方針】

(1)～(5) (略)

【添付資料】

(1) 別紙様式6 事業収支計画（実績）

(2) 別紙参考様式3 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

(削る)

(別記6 別紙様式5)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち
農業人材確保推進事業計画（実績報告）書

(新設)

(別添)

事業収支予算書
(農業人材確保推進事業用)

経費の配分

(単位：円)

<u>事業内容</u>	<u>事業に要 する経費 (A+ B)</u>	<u>負担区分</u>		<u>備考 (積算基礎 等)</u>
		<u>国庫補助金 (A)</u>	<u>その他 (B)</u>	
<u>合計</u>				

(注) 1 補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）のみを計上し
てください。

2 「積算基礎」欄には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付して
ください。

3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付してください。

(別記6 別紙様式5)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち
農業人材確保推進事業計画（実績報告）書

(農業インターンシップ支援)

(略)

【事業実施方針】

(1)～(4) (略)

【添付資料】

(1) 別紙様式6 事業収支計画 (実績)

(2) 別紙参考様式3 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

(別記6 別紙様式6)

事業収支計画 (実績)
(農業人材確保推進事業用)
(略)

(別添)

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第1 取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。

(農業インターンシップ支援)

(略)

【事業実施方針】

(1)～(4) (略)

(新設)

事業収支予算書
(農業人材確保推進事業用)
(略)

(別添)

(新設)

これらを踏まえ、本事業における上記「事業申請時のチェックシートの提出」については、以下のとおり実施するものとする。

第2 環境負荷低減チェックシートの提出

- 1 本事業の事業実施主体は、最低限行うべき環境負荷低減の取組について明らかにした「環境負荷低減のチェックシート」(参考様式3)の項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。
- 2 事業実施主体は、事業計画書中のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業実施計画と併せて当該チェックシートを経営局長に提出する。

第3 主な環境関係法令の遵守

各取組主体は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)
- ・土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法(昭和23年法律第82号)
- ・植物防疫法(昭和25年法律第151号)等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)
- ・悪臭防止法(昭和46年法律第91号)等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116

号)

- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

（6）生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

（7）環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

（別記6 参考様式3）

（新設）

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

申請者 （事業者）	（1）適正な施肥	申請者 （事業者）	（5）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適 正な処分
①	<input type="checkbox"/> 畜糞産物の搬運を行う場合（該当しない □） 搬送前後に足跡の付着防止が可能な等の対策を講ずる	①	<input type="checkbox"/> プラスチック資材の削減のため、適正に処理
申請者 （自治体）	（2）適正な防除	②	<input type="checkbox"/> 資材の再利用を促す
②	<input type="checkbox"/> 畜糞産物の搬運を行う場合（該当しない □） 搬送前後に防除した農地からの発生を防止（同調）	申請者 （事業者）	（6）生物多様性への悪影響の防止
申請者 （事業者）	（3）エネルギーの節減	③	<input type="checkbox"/> 生物多様性への影響が想定される工事等を実施する 場合（該当しない □） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
③	<input type="checkbox"/> オフィス等車内・機械等の電気・燃料の使用状況の削減・ 改善に努める	④	<input type="checkbox"/> ※特定事業場である場合（該当しない □） 日本水産に係る水質汚濁防止法の遵守
④	<input type="checkbox"/> 省エネや省資源し、不必要なエネルギー消費をしない こと（照明、空調、空調システム・クーラー・ガス、農業資 材の使い回し等の削減）を実施	申請者 （事業者）	（7）環境関係法令の遵守等
⑤	<input type="checkbox"/> 搬送前後に防除した農地、肥料等の搬入を抑制（同調）	⑤	<input type="checkbox"/> 多量の水やエネルギー等の削減
申請者 （事業者）	（4）悪臭及び害虫の発生防止	⑥	<input type="checkbox"/> 関係法令の遵守
⑥	<input type="checkbox"/> ※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない □） 悪臭・害虫の発生抑制に必要に努める	⑦	<input type="checkbox"/> 農林関係の根拠法令の策定や取組の実施に努める
		⑧	<input type="checkbox"/> ※機械等を扱う事業者である場合（該当しない □） 設備が十分な騒音と管理に努める
		⑨	<input type="checkbox"/> 正しい知識に基づき作業安全に努める

注：※は当該項目に「該当しない」場合は、「該当しない □」にチェックしてください。

改正後	改正前
<p>(別記7)</p> <p style="text-align: center;">農業者キャリアアップ支援事業</p> <p>第2 事業の仕組み</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 都道府県は、第3に掲げる<u>取組</u>主体に対し、補助金を交付する。ただし、第3の1のただし書により都道府県が<u>取組</u>主体となる場合はこの限りではない。</p> <p>第3 <u>取組</u>主体</p> <p>1 <u>取組</u>主体は、次の構成員を含む協議会とし、(1)は必須の構成員とする。ただし、(2)から(6)までに掲げる団体等のうち2つ以上が事業に参画する場合、協議会に代わり、都道府県を<u>取組</u>主体とすることができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 <u>取組</u>主体は、本事業の目的に沿った取組を適切に実施することができ、本事業により導入した物について、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)が経過するまでの間、適切な管理を行うことのできる者とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4 事業内容</p> <p>1 農業者キャリアアップ計画の作成</p> <p><u>取組</u>主体は、別紙様式第1号により、地域農業の現状と目指す姿、農業経営体の育成方針、第10の2の成果目標、以下の(1)及び(2)に掲げる内容を記載したテーマ別研修計画を示した農業者キャリアアップ計画(以下「キャリアアップ計画」という。)を作成する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 キャリアアップ計画の実現に向けた研修の実施等</p> <p><u>取組</u>主体は、キャリアアップ計画を踏まえ、以下の(1)から(4)ま</p>	<p>(別記7)</p> <p style="text-align: center;">農業者キャリアアップ支援事業</p> <p>第2 事業の仕組み</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 都道府県は、第3に掲げる<u>事業実施</u>主体に対し、補助金を交付する。ただし、第3の1のただし書により都道府県が<u>事業実施</u>主体となる場合はこの限りではない。</p> <p>第3 <u>事業実施</u>主体</p> <p>1 <u>事業実施</u>主体は、次の構成員を含む協議会とし、(1)は必須の構成員とする。ただし、(2)から(6)までに掲げる団体等のうち2つ以上が事業に参画する場合、協議会に代わり、都道府県を<u>事業実施</u>主体とすることができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 <u>事業実施</u>主体は、本事業の目的に沿った取組を適切に実施することができ、本事業により導入した物について、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)が経過するまでの間、適切な管理を行うことのできる者とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4 事業内容</p> <p>1 農業者キャリアアップ計画の作成</p> <p><u>事業実施</u>主体は、別紙様式第1号により、地域農業の現状と目指す姿、農業経営体の育成方針、第10の2の成果目標、以下の(1)及び(2)に掲げる内容を記載したテーマ別研修計画を示した農業者キャリアアップ計画(以下「キャリアアップ計画」という。)を作成する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 キャリアアップ計画の実現に向けた研修の実施等</p> <p><u>事業実施</u>主体は、キャリアアップ計画を踏まえ、以下の(1)から(4)ま</p>

でにより、取組を実施する。

(1) 推進会議の開催

取組主体は、研修計画の具体化、進捗管理、研修後のフォローアップ、事業成果の取りまとめ等を行う推進会議を開催する。推進会議は、必要に応じて、1の(1)に掲げるテーマごとに開催することも可能とする。

(2) テーマ別研修計画に基づく研修の実施

取組主体は、テーマ別研修計画に基づく研修を実施する。
(略)

(3) 研修環境の整備

取組主体は、以下のアからオまでにより、(2)の研修の実施に必要な環境整備を行う。
ア～オ (略)

(4) 新たな技術等の円滑な導入・実践に向けた取組

取組主体は、農業者が新たな技術等を円滑に導入・活用できるよう、相談窓口の設置や交流会の開催、先進地視察等を実施する。

第6 留意事項

1 **取組**主体は、受講者の健康管理や事故防止に十分配慮すること。

2・3 (略)

4 **取組**主体は、本事業により作成した研修コンテンツについて、農業大学校や農業高校等の農業教育機関や研修施設等に配布するなど、広く活用されるよう努める。

5 (略)

6 **取組**主体は、必要に応じて、第3の1に掲げる団体等以外の者を本事業に参画させることができる。

7 (略)

8 農業機械等の導入(ただし、レンタルを除く。以下同じ。)又は改良に係る留意事項は、以下のとおりとする。

(1) (略)

(2) 研修に必要な農業機械等であっても、農業以外の用途に使用可能な汎用性の高い機械等(例:運搬用トラック、ショベルローダー、バックホ等)

までにより、取組を実施する。

(1) 推進会議の開催

事業実施主体は、研修計画の具体化、進捗管理、研修後のフォローアップ、事業成果の取りまとめ等を行う推進会議を開催する。推進会議は、必要に応じて、1の(1)に掲げるテーマごとに開催することも可能とする。

(2) テーマ別研修計画に基づく研修の実施

事業実施主体は、テーマ別研修計画に基づく研修を実施する。
(略)

(3) 研修環境の整備

事業実施主体は、以下のアからオまでにより、(2)の研修の実施に必要な環境整備を行う。
ア～オ (略)

(4) 新たな技術等の円滑な導入・実践に向けた取組

事業実施主体は、農業者が新たな技術等を円滑に導入・活用できるよう、相談窓口の設置や交流会の開催、先進地視察等を実施する。

第6 留意事項

1 **事業実施**主体は、受講者の健康管理や事故防止に十分配慮すること。

2・3 (略)

4 **事業実施**主体は、本事業により作成した研修コンテンツについて、農業大学校や農業高校等の農業教育機関や研修施設等に配布するなど、広く活用されるよう努める。

5 (略)

6 **事業実施**主体は、必要に応じて、第3の1に掲げる団体等以外の者を本事業に参画させることができる。

7 (略)

8 農業機械等の導入(ただし、レンタルを除く。以下同じ。)又は改良に係る留意事項は、以下のとおりとする。

(1) (略)

(2) 研修に必要な農業機械等であっても、農業以外の用途に使用可能な汎用性の高い機械等(例:運搬用トラック、ショベルローダー、バックホ)

については、補助対象としない。

(3)～(5) (略)

(6) 農業機械等の導入に当たっては、一般競争入札の実施、複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。

(7) **取組**主体は、導入又は改良した農業機械等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）別記様式第10号の財産管理台帳を作成し、法定耐用年数が経過するまでの間、保管すること。

(8) (略)

(9) 農業機械等をリース導入する場合は以下の点に留意する。

ア (略)

イ リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times \text{（定額）}$$

(略)

$$\text{「リース料助成額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times \text{（リース期間} \div \text{「耐用年数」）} \times \text{（定額）}$$

$$\text{「リース料助成額」} = \text{（「リース物件購入価格（税抜き）」} - \text{「残存価格」）} \times \text{（定額）}$$

第7 事業実施計画等の提出

- 1 **取組**主体は、別紙様式第2号により事業実施計画を作成し、キャリアアップ計画と併せて、**取組**主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県知事に提出する。
- 2 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画及びキャリアアップ計画について、**取組**主体が本事業の実施主体として適当であるか、実施予定の取組が効果的なものと認められるか等を審査し、別表2のポイント表

二等)については、補助対象としない。

(3)～(5) (略)

(6) 農業機械等の導入に当たっては、一般競争入札の実施、**農業資材比較サービス (AGMIRU「アグミル」)**の活用、複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。

(7) **事業実施**主体は、導入又は改良した農業機械等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）別記様式第10号の財産管理台帳を作成し、法定耐用年数が経過するまでの間、保管すること。

(8) (略)

(9) 農業機械等をリース導入する場合は以下の点に留意する。

ア (略)

イ リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times \text{助成率（} \underline{1/2} \text{以内）}$$

(略)

$$\text{「リース料助成額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times \text{（リース期間} \div \text{「耐用年数」）} \times \text{助成率（} \underline{1/2} \text{以内）}$$

$$\text{「リース料助成額」} = \text{（「リース物件購入価格（税抜き）」} - \text{「残存価格」）} \times \text{助成率（} \underline{1/2} \text{以内）}$$

第7 事業実施計画等の提出

- 1 **事業実施**主体は、別紙様式第2号により事業実施計画を作成し、キャリアアップ計画と併せて、**事業実施**主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県知事に提出する。
- 2 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画及びキャリアアップ計画について、**事業実施**主体が本事業の実施主体として適当であるか、実施予定の取組が効果的なものと認められるか等を審査し、別表2のポイン

によりポイント付けの上、別紙様式第3号の都道府県事業実施計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出する。

3 （略）

4 都道府県事業実施計画について、交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、1及び2に掲げる手続に準じて行う。

5・6 （略）

第8 補助金の交付等

1～2 （略）

3 本事業における都道府県あたりの国費要望額の上限は、3,500万円とする。ただし、過年度に本事業を実施した都道府県については、2,000万円とする。

4 補助金の交付を受けた都道府県知事は、第7の3により承認された都道府県事業実施計画に基づき、取組主体に対し補助金を交付する。ただし、都道府県が取組主体になる場合には、この限りでない。

5 （略）

第9 事業実績の報告

1 取組主体は、別紙様式第2号により事業実績報告を作成し、事業完了の日から1か月以内又は当該事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県知事へ報告する。

2・3 （略）

第10 成果目標等

取組主体は、キャリアアップ計画において、以下のとおり成果目標を設定し、その達成に努める。

1・2 （略）

3 成果報告及び取組実績・予定等の報告

(1) 成果報告

ア 取組主体は、事業の成果の検証及び他の地域への波及を図るため、

ト表によりポイント付けの上、別紙様式第3号の都道府県事業実施計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出する。

3 （略）

4 都道府県事業実施計画について、交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、1及び2 前段に掲げる手続に準じて行う。

5・6 （略）

第8 補助金の交付等

1～2 （略）

3 本事業における都道府県あたりの国費要望額の上限は、3,500万円とする。

4 補助金の交付を受けた都道府県知事は、第7の3により承認された都道府県事業実施計画に基づき、事業実施主体に対し補助金を交付する。ただし、都道府県が事業実施主体になる場合には、この限りでない。

5 （略）

第9 事業実績の報告

1 事業実施主体は、別紙様式第2号により事業実績報告を作成し、事業完了の日から1か月以内又は当該事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに事業実施主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県知事へ報告する。

2・3 （略）

第10 成果目標等

事業実施主体は、キャリアアップ計画において、以下のとおり成果目標を設定し、その達成に努める。

1・2 （略）

3 成果報告及び取組実績・予定等の報告

(1) 成果報告

ア 事業実施主体は、事業の成果の検証及び他の地域への波及を図る

事業実施年度に実施する研修において、受講者へのアンケート調査等を実施し、研修効果や課題等を把握する。

イ **取組**主体は、アの結果も踏まえ、事業実施年度における取組の概要、受講者の声、研修の成果及び課題等を取りまとめた成果報告書を任意の様式により作成し、事業実施年度の翌年度の6月末日までに都道府県知事へ提出する。都道府県知事は、速やかに、これを地方農政局長に提出する。

ウ (略)

(2) 取組実績・予定等の報告

ア **取組**主体は、事業実施年度、その翌年度、翌々年度及び目標年度における成果目標の達成状況及び取組実績を、別紙様式第1号の1、3及び4により作成し、それぞれの年度の翌年度の6月末日までに都道府県知事へ提出する。

イ **取組**主体は、事業実施年度の翌年度、翌々年度及び目標年度における取組予定を、別紙様式第1号の1及び4により作成し、それぞれの年度の6月末日までに都道府県知事へ提出する。

ウ (略)

第11 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、補助対象経費の中に**取組**主体（協議会の構成員及び第3の1のただし書により事業に参画する団体等を含む。第11において以下同じ。）の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に**取組**主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかにかわらず、補助金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益排除の対象となる調達先

取組主体が次の(1)から(3)までのいずれかから調達を受ける場合（ほかの会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象となる。

(1) **取組**主体自身

(2) (略)

(3) **取組**主体の関係会社

ため、事業実施年度に実施する研修において、受講者へのアンケート調査等を実施し、研修効果や課題等を把握する。

イ **事業実施**主体は、アの結果も踏まえ、事業実施年度における取組の概要、受講者の声、研修の成果及び課題等を取りまとめた成果報告書を任意の様式により作成し、事業実施年度の翌年度の6月末日までに都道府県知事へ提出する。都道府県知事は、速やかに、これを地方農政局長に提出する。

ウ (略)

(2) 取組実績・予定等の報告

ア **事業実施**主体は、事業実施年度、その翌年度、翌々年度及び目標年度における成果目標の達成状況及び取組実績を、別紙様式第1号の1、3及び4により作成し、それぞれの年度の翌年度の6月末日までに都道府県知事へ提出する。

イ **事業実施**主体は、事業実施年度の翌年度、翌々年度及び目標年度における取組予定を、別紙様式第1号の1及び4により作成し、それぞれの年度の6月末日までに都道府県知事へ提出する。

ウ (略)

第11 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、補助対象経費の中に**事業実施**主体（協議会の構成員及び第3の1のただし書により事業に参画する団体等を含む。第11において以下同じ。）の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に**事業実施**主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかにかわらず、補助金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の(1)から(3)までのいずれかから調達を受ける場合（ほかの会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象となる。

(1) **事業実施**主体自身

(2) (略)

(3) **事業実施**主体の関係会社

2 利益等排除の方向

- (1) **取組**主体の自社調達の場合
(略)
- (2) (略)
- (3) **取組**主体の関係会社からの調達の場合
(略)

第 12 その他

- 1 事業を適切に執行するため、都道府県知事又は地方農政局長は、必要に応じて以下の措置を講ずる。
 - (1) 都道府県知事は、本事業により導入した農業機械等について、法定耐用年数を経過するまでの間、適切に管理されているか確認するため、必要に応じ、**取組**主体から報告又は資料の提出を求め、事業実施主体に対し、適切な指導を行う。
 - (2) 地方農政局長は、必要に応じ、都道府県知事又は**取組**主体に対し、報告又は資料の提出を求め、必要に応じて、指導及び助言を行う。
- 2 **取組**主体は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入した農業機械等の法定耐用年数が残存する間に研修用途での使用が困難となった場合は、その旨を速やかに都道府県知事に報告する。
- 3 2により**取組**主体から報告を受けた都道府県知事は、当該報告の内容について遅滞なく地方農政局長に報告し、その指示を受ける。
- 4 都道府県が**取組**主体となる場合は、第7及び第9については、作成したキャリアアップ計画、事業実施計画及び事業実績報告の都道府県知事への提出又は報告を不要とし、第10の3についてはそれぞれの指定の期日までに成果報告書等を地方農政局長に提出するものとする。

第 13 環境負荷低減に向けた取組の実施

取組主体は、本事業の実施に当たっては、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

2 利益等排除の方向

- (1) **事業実施**主体の自社調達の場合
(略)
- (2) (略)
- (3) **事業実施**主体の関係会社からの調達の場合
(略)

第 12 その他

- 1 事業を適切に執行するため、都道府県知事又は地方農政局長は、必要に応じて以下の措置を講ずる。
 - (1) 都道府県知事は、本事業により導入した農業機械等について、法定耐用年数を経過するまでの間、適切に管理されているか確認するため、必要に応じ、**事業実施**主体から報告又は資料の提出を求め、事業実施主体に対し、適切な指導を行う。
 - (2) 地方農政局長は、必要に応じ、都道府県知事又は**事業実施**主体に対し、報告又は資料の提出を求め、必要に応じて、指導及び助言を行う。
- 2 **事業実施**主体は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入した農業機械等の法定耐用年数が残存する間に研修用途での使用が困難となった場合は、その旨を速やかに都道府県知事に報告する。
- 3 2により**事業実施**主体から報告を受けた都道府県知事は、当該報告の内容について遅滞なく地方農政局長に報告し、その指示を受ける。
- 4 都道府県が**事業実施**主体となる場合は、第7及び第9については、作成したキャリアアップ計画、事業実施計画及び事業実績報告の都道府県知事への提出又は報告を不要とし、第10の3についてはそれぞれの指定の期日までに成果報告書等を地方農政局長に提出するものとする。

(新設)

(別表1)
補助対象経費
第5関係

区 分	内 容
謝 金	(略) また、 取組 主体、協議会構成員等の事業に参画する者(以下、「 取組 主体等」という。)に対しては、謝金を支払うことはできない。
旅 費	事業を実施するために必要な研修実施、資料収集、各種調査、打合せ等に要する経費。 取組 主体等に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとする。
賃 金	(略) 賃金単価については、 取組 主体等の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 (略) また、 取組 主体等は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。
会計年度任用職員給与等	(略)
専門員等設置費	(略) 専門員等設置費の単価については、取組主体の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 (略) また、事業実施主体等は、当該事業に直接従事した従事

(別表1)
補助対象経費
第5関係

区 分	内 容
謝 金	(略) また、 事業実施 主体、協議会構成員等の事業に参画する者(以下、「 事業実施 主体等」という。)に対しては、謝金を支払うことはできない。
旅 費	事業を実施するために必要な研修実施、資料収集、各種調査、打合せ等に要する経費。 事業実施 主体等に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとする。
賃 金	(略) 賃金単価については、 事業実施 主体等の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 (略) また、 事業実施 主体等は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。
会計年度任用職員給与等	(略)
専門員等設置費	(略) 専門員等設置費の単価については、 事業実施主体及び 取組主体の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 (略) また、事業実施主体等は、当該事業に直接従事した従事

<p>技能者給</p> <p>農業機械・設備導入費</p> <p>備品費</p> <p>消耗品費</p> <p>印刷製本費</p> <p>通信運搬費</p> <p>使用料及び賃借料等</p> <p>役務費</p> <p>委託費</p> <p>その他</p>	<p>時間と作業内容を証明しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>取組</u>主体等は、「作業日誌」等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間と作業内容を証明しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>取組主体が直接実施することが困難である役務（WEB ページ作成、翻訳、分析等）を他の事業者等に依頼するために必要な経費。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>技能者給</p> <p>農業機械・設備導入費</p> <p>備品費</p> <p>消耗品費</p> <p>印刷製本費</p> <p>通信運搬費</p> <p>使用料及び賃借料等</p> <p>役務費</p> <p>委託費</p> <p>その他</p>	<p>時間と作業内容を証明しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>事業実施</u>主体等は、「作業日誌」等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間と作業内容を証明しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><u>事業実施主体</u>や取組主体が直接実施することが困難である役務（WEB ページ作成、翻訳、分析等）を他の事業者等に依頼するために必要な経費。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>(注) (略)</p>		<p>(注) (略)</p>	

(別表 2) ポイント表 第 7 の 2 関係 1 共通評価項目		(別表 2) ポイント表 第 7 の 2 関係 1 共通評価項目	
①～③ (略)	(略)	①～③ (略)	(略)
④ <u>新規に農業者キャリアアップ支援事業に取り組む。</u>	15	(新設)	(新設)
2 テーマ別評価項目 (略) ア (略) イ (略) (1) 各テーマ共通		2 テーマ別評価項目 (略) ア (略) イ (略) (1) 各テーマ共通	
⑤～⑫	(略)	④～⑪	(略)
(2) スマート農業		(2) スマート農業	
⑬～⑯	(略)	⑫～⑮	(略)
(3) 環境と調和のとれた農業		(3) 環境と調和のとれた農業	
⑰・⑱	(略)	⑯・⑲	(略)
(4) 農業経営		(4) 農業経営	
⑲ (略)	(略)	⑱ (略)	(略)
⑳ 農業者のキャリアステージに応じた研修となっているか。 <u>※ 以下アからウまでについて、受講者を区分して研修を実施する場合にポイントを付与。</u> ア・イ (略) ウ <u>経営者又は次期経営者候補を対象とした研修を実施(削る。)</u>	各 1	⑲ 農業者のキャリアステージに応じた研修となっているか。 (新設) ア・イ (略) ウ 次期経営者候補を対象とした研修を実施 <u>エ 経営者を対象とした研修を実施</u>	各 1
㉑ (略)	(略)	㉑ (略)	(略)
㉒ <u>労働環境改善(就業規則等の策定・見直し、労働時間の削減(経営計画の見直し、経営分析・営農支援システムの導入等)、</u>	1	(新設)	(新設)

労働負荷削減のための見直し（作業工程の見直し、作業マニュアルの作成等）、マネジメント体制の強化（人事制度や人材管理システムの導入等）、労働・社会保険への加入等）に資する研修を実施する計画となっている。

(別記7 別紙様式第1号)

令和 年度 農業者キャリアアップ計画

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
取組主体名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号）
別記7の第4の1の規定に基づき、下記のとおり農業者キャリアアップ計画を提出する。
(略)

記

1 取組主体の概要

<u>取組</u> 主体名	
(略)	

2・3 (略)

4 テーマ別研修計画

(1)～(3) (略)

--	--	--

(別記7 別紙様式第1号)

令和 年度 農業者キャリアアップ計画

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
事業実施主体名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年4月3日29日付け3経営第3142号）
別記7の第4の1の規定に基づき、下記のとおり農業者キャリアアップ計画を提出する。
(略)

記

1 事業実施主体の概要

<u>事業実施</u> 主体名	
(略)	

2・3 (略)

4 テーマ別研修計画

(1)～(3) (略)

(4) (略)
※ (略)
※ 「研修内容」には、第4の2の(2)に記載した実施形態が分かるように記載すること。
※ (略)
(5)～(7) (略)

(別記7 別紙様式第2号)

令和 年度 農業者キャリアアップ支援事業
実施計画 (実績報告)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
取組主体名

(略)

記

1 (略)

2 添付書類

(1)～(4) (略)

(5) 環境負荷低減チェックシート

(6) その他参考となる資料

(略)

(4) (略)
※ (略)
※ 「研修内容」には、第4の3の(2)に記載した実施形態が分かるように記載すること。
※ (略)
(5)～(7) (略)

(別記7 別紙様式第2号)

令和 年度 農業者キャリアアップ支援事業
実施計画 (実績報告)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

所在地
事業実施主体名

(略)

記

1 (略)

2 添付書類

(1)～(4) (略)

(新設)

(5) その他参考となる資料

(略)

(別記7 別紙様式第3号)

令和 年度 農業者キャリアアップ支援事業
都道府県事業実施計画 (実績報告)

(略)

記

※ 別添1の様式により、都道府県管内の計画をまとめた表(取組主体名、総事業費、取組内容ごとの国庫補助金、その他の負担区分、完了予定年月日)などを記載すること。

(別添)

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第1 取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入することとされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。

これらを踏まえ、本事業における上記「事業申請時のチェックシートの提

(別記7 別紙様式第3号)

令和 年度 農業者キャリアアップ支援事業
都道府県事業実施計画 (実績報告)

(略)

記

※ 別添1の様式により、都道府県管内の計画をまとめた表(事業実施主体名、総事業費、取組内容ごとの国庫補助金、その他の負担区分、完了予定年月日)などを記載すること。

(新設)

出」については、以下のとおり実施するものとする。

第2 環境負荷低減チェックシートの提出

- 1 本事業の取組主体は、最低限行うべき環境負荷低減の取組について明らかにした「環境負荷低減のチェックシート」(民間事業者・自治体等向け)の項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。
- 2 取組主体は、事業計画書中のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県に提出する。
- 3 都道府県は、全ての取組主体からチェックシートを収集し、地方農政局長に提出する。
- 4 地方農政局長は、当該チェックシートを経営局長に提出する。

第3 主な環境関係法令の遵守

取組主体は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)
- ・土壌汚染対策法(平成14年法律第53号) 等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法(昭和23年法律第82号)
- ・植物防疫法(昭和25年法律第151号) 等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号) 等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)
- ・悪臭防止法(昭和46年法律第91号) 等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）
等

（6）生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）
- ・漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）
- ・水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号） 等

（7）環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）
- ・土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）
- ・森林法（昭和 26 年法律第 249 号） 等

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け） Ver1.0

申請時 (1)	(1) 適正な処理	報告時 (1)	申請時 (5)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (5)
<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>
申請時 (2)	(2) 適正な防除	報告時 (2)	申請時 (6)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (6)
<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
申請時 (3)	(3) エネルギーの削減	報告時 (3)	申請時 (7)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (7)
<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用 状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームヒート・クールヒート、換気効率のよい機械の利用等）ように努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
申請時 (4)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (4)	<input type="checkbox"/>	加齢機等を扱う事業者である場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/>) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注：※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
 ◆ 本記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があります。各事業の要綱・要領などでご確認ください。

附則（令和6年3月29日付け5経営第3176号）

- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- この通知による改正前の新規就農者育成総合対策実施要綱の規定に基づき実施する事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記1の別紙様式第9号（別紙1を除く。）及び別紙様式第10号（別紙1を除く。）並びに別記2の別紙様式第23号から別紙様式第26号までについては、この通知による改正後の同要綱を適用するものとする。
- この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。